

環境 GL レビュー調査における中間報告書案②

環境社会配慮ガイドライン レビュー調査

中間報告書案

2019年1月

独立行政法人
国際協力機構（JICA）

第1章 はじめに

1.1 本調査の背景

2010年4月に制定されたJICA環境社会配慮ガイドライン(以下、「JICA GL」)には、2.10.2に『本ガイドライン施行後10年以内にレビュー結果に基づき包括的な検討を行う。それらの結果、必要に応じて改定を行う。』と規定されている。2010年のJICA GL施行後、2016年度末までに約1,800件にJICA GLが適用された実績がある。また、2015年2月の開発協力大綱が閣議決定、インフラシステム輸出の促進・迅速化などの日本政府の方針公表、2015年9月の国連サミットでの持続可能な開発目標(SDGs)の採決による国際的な援助潮流の変化、2016年8月には世銀セーフガード政策改定版(Environmental and Social Framework: ESF)の世銀理事会での承認など、JICA事業やJICA GLを取り巻く環境が変化している。

1.2 本調査の目的

本業務では、JICA GL改定に係る包括的な検討に向けて、JICA GL運用状況やJICAを取り巻く環境変化をレビューした上で、2019年度以降に予定しているJICA GL改定の検討のため、改定の議論のポイントとなるべき論点(案)を整理・分析し、環境社会配慮助言委員会やその他の外部関係者とのコンサルテーション結果も踏まえ、報告書にとりまとめることを目的としている。

1.3 調査対象地域

JICA GLが適用された案件(無償・有償・技協等)のうち、2016年度末までに合意文書を締結した約1,800件をレビュー対象の母数とし、この中からカテゴリA案件は全43件をレビュー対象とし、カテゴリB、C、FI案件はスキーム、セクター、地域等を踏まえ57件程度をサンプル抽出し、合計で100件程度を調査対象とした。

調査対象案件(100件程度)のうち、8案件については現地調査を実施する。対象案件は、カテゴリ分類、国・地域別案件数、進捗状況、スキーム、セクター、調査アイテムとの関連性等を踏まえて決定された。アジア地域からインドネシア、ミャンマー、ベトナム(2件)、インドの合計5件、アフリカ・中南米・中近東地域からタンザニア、コスタリカ、ボリビアの合計3件が選定された。

なお、異議申立の本手続きに進んでいる案件は現地調査の対象としないものの、机上調査の対象とし、異議申立担当審査役の調査報告書及び環境レビュー・モニタリング資料等をレビューする。

このうち、業務前半では第一次現地調査4カ国を含む40件程度、業務後半では第二次現地調査4カ国とあわせて60件程度の調査対象案件の環境社会配慮に関する文書のレビューを実施した。表 1-1 に中間報告時点における対象案件40件のプロジェクトリストを

掲載する。案件及び対象国の事情により、No. 13 及び No. 25 は後半調査に見送ることとし、2 案件除く 38 案件を業務前半のレビュー対象案件とした。

表 1-1 レビュープロジェクト一覧

No.	国	案件名	スキーム	セクター	環境カテゴリー	現地調査対象
1	ウズベキスタン	ウズベキスタンナボイ火力発電所近代化事業	円借	火力発電	A	
2	スリランカ	ケラニ河新橋建設事業	円借	道路・橋梁	A	
3	ウズベキスタン	トゥラクラン火力発電所建設事業	円借	火力発電	A	
4	ミャンマー	ティラワ経済特別区 (Class A 区域) 開発事業	海投	工業開発	A	
5	インド	デリー高速輸送システム建設事業フェーズ3	円借	鉄道	A	○
6	バングラデシュ	ダッカ都市交通整備事業 (I)	円借	鉄道	A	
7	バングラデシュ	カチプール、メグナ、グムティ第2橋建設及び既存橋改修事業	円借	道路・橋梁	A	
8	カンボジア	国道5号線改修事業 (バタンバン-シソボン間)	円借	道路・橋梁	A	
9	バングラデシュ	マタバリ超々臨界圧石炭火力発電事業 (I)	円借	火力発電	A	
10	フィリピン	中部ルソン接続高速道路建設事業	円借	道路・橋梁	A	
11	フィリピン	パッシング - マリキナ川河川改修事業 (III)	円借	河川・砂防	A	
12	フィリピン	新ボホール空港建設及び持続可能型環境保全事業	円借	空港	A	
13	インドネシア	インドラマユ石炭火力発電事業 (E/S)	円借	火力発電	A	○
14	モザンビーク	マンディンバーリシソガ間道路改善事業	円借	道路・橋梁	A	
15	エジプト	カイロ地下鉄四号線第一期整備事業	円借	鉄道	A	
16	バヌアツ	ポートビラ港ラベタシ国際多目的埠頭整備事業	円借	港湾	A	
17	ベトナム	ハノイ市環状3号線整備事業 (マイジック-タンロン南間)	円借	道路・橋梁	A	
18	カンボジア	国道5号線改修事業 (プレックダム-スレアマアム間) (I)	円借	道路・橋梁	A	
19	チュニジア	ラデス・コンバインド・サイクル発電施設建設事業	円借	火力発電	A	
20	エルサルバドル	サンミゲル市バイパス建設事業	円借	道路・橋梁	A	
21	カンボジア	国道5号線改修事業 (スレアマアム-バタンバン間及びシソボン-ポイペト間) (第一期)	円借	道路・橋梁	A	
22	ウクライナ	ボルトニッチ下水処理場改修事業	円借	廃棄物	A	
23	バングラデシュ	ジャムナ鉄道専用橋建設事業 (ES)	円借	鉄道	A	
24	ベトナム	南北高速道路建設事業 (ベンルック-ロンタイン間)	円借	道路・橋梁	A	○
25	ウズベキスタン	電力セクター能力強化事業 (ES 借款)	円借	火力発電	A	
26	インド	ムンバイメトロ3号線建設事業	円借	鉄道	A	
27	フィリピン	洪水リスク管理事業 (カガヤン・デ・オロ川)	円借	河川・砂防	A	
28	カメルーン	バチエンガーレナ間道路整備事業	円借	道路・橋梁	A	
29	インド	レンガリ灌漑事業 (フェーズ2)	円借	農業	A	
30	フィリピン	南北通勤線鉄道事業 (マロロス-ツツバン)	円借	鉄道	A	

No.	国	案件名	スキーム	セクター	環境カテゴリ	現地調査対象
31	インド	アーメダバード・メトロ事業(第一期)	円借	鉄道	A	
32	インド	北東州道路網連結性改善事業(フェーズ1)(第一期)	円借	道路・橋梁	A	
33	インド	ムンバイ湾横断道路建設事業(第一期)	円借	道路・橋梁	A	
34	インドネシア	ジャカルタ都市高速鉄道東西線事業(ES)	円借	鉄道	A	
35	ケニア	オルカリアV地熱発電所	円借	火力発電	A	
36	ミャンマー	ティラワ地区インフラ開発事業(フェーズ1)	円借	工業開発	B	○
37	ベトナム	中小企業・小規模事業者向けレンタル工業団地開発事業	海投	工業開発	B	○
38	南スーダン	ナイル架橋建設計画	無償	道路・橋梁	A	
39	カンボジア	シハヌークビル港競争力強化調査プロジェクト	開調	港湾	A	
40	パラグアイ	ヤシレタダム湖隣接地域総合開発調査プロジェクト	開調	農業	A	

出典：JICA 調査団にて作成

1.4 調査方法

2017年9月1日及び10月13日に記載された環境社会配慮助言委員会で議論されたレビュー調査アイテム(表)に基づき、多岐に亘る環境社会配慮の調査アイテムの運用状況を確認した上で、個別案件シートを改定し、また、外部環境の変化も踏まえてJICA GL改定の論点(案)を整理した。

レビュー調査アイテム表を表1-2に示す。

表 1-2 レビュー調査アイテム表

項目、現行ガイドライン条文	調査アイテム	(参考)運用面の見直し結果報告(2015年4月)
序		
I. 基本的事項		
1.1 理念	(レビュー調査全体を通じて確認)	
1.2 目的	● 開発協力大綱等の政府方針、持続可能な開発目標 (SDGs) 等の国際的援助潮流の整理	
1.3 定義		
1.4 環境社会配慮の基本方針		
1.5 JICAの責務	(第II, III章のレビュー調査を通じて確認) ● IFC、ADB等、他ドナーにおける出資案件における責務について確認	
1.6 相手国政府に求める要件	(別紙1のレビュー調査を通じて確認)	
1.7 対象とする協力事業	● 現行 GL 施行後に増えた協力事業 (海外投融资、中小企業支援等) の整理 ● 現行 GL 施行後の業務環境の変化 (インフラ輸出の促進、迅速化、国際金融機関との協調融資の増加等) の整理	第3回 運用見直しWG提言 【PPP F/S等へのガイドラインの適用】 ● 協力準備調査 (PPP インフラ事業) と中小企業海外展開支援事業について、その内容を明らかにした上で別途環境社会配慮ガイドラインとの関係をわかり易く整理すること。 ● その際、特に「中小企業連携促進基礎調査」については、情報収集が主な目的であることから、実際上は、環境社会配慮ガイドライン適用の対象外になること、また、「案件化調査」「普及・実証事業」については環境や社会に重大で望ましくない影響を及ぼす案件 (カテゴリ A 案件) は実施しないことを明らかに示すこと。
1.8 緊急時の措置	● 「緊急時の措置」の適用実績整理 (カテゴリ分類、緊急時の判断基準、助言委員会関与方法、情報公開、モニタリング、フォローアップ措置等)	第9回 運用見直しWG提案 【緊急を要する場合の環境社会配慮確認】 ● 人命・人道上、緊急的に支援が必要となる場合を除き、カテゴリ A 案件は、環境社会配慮ガイドライン 1.8 「緊急時の措置」の対象外とすることが望ましい。 ● 環境社会配慮ガイドライン 1.8 では「自然災害や紛争後の復旧支援などで、緊急性が高く環境社会配慮ガイドラインに従った環境社会配慮の手続きを実施する時間がないことが明らかな場合」を緊急時と判断すると記載されているが、これまでにどのようなケースが緊急時と判断されたか例示するなど、判断基準が提示されることが望ましい。 ● これまでの運用では、開発計画調査型技術協力により自然災害へ対応する案件に、環境社会配慮ガイドライン 1.8 「緊急時の措置」が適用されているが、これ以外のスキームに対して「緊急時の措置」が適用する場合には助言委員会に対し実施する手続きの内容の説明がなされることが望ましい。 ● 緊急の対応として環境社会配慮の簡略化が行われる場合、事業実施後のモニタリングやフォローアップ措置が適切になされる必要がある。
1.9 普及	● 相手国等に対する説明実績、説明内容の整理	
1.10 環境社会配慮助言委員会	(第II章 2.7 「環境社会配慮助言委員会による助言」)のレビュー調査を通じて確認)	
II. 環境社会配慮のプロセス		
2.1 情報の公開	● JICAによる情報公開 (カテゴリ分類、最終報告書、環境社会配慮文書、環境レビュー結果、モニタリング結果) 状況確認 ● 相手国等による情報公開 (環境社会配慮文書、モニタリング結果) 状況 (公開場所、公開時期、言語等) ● JICAから相手国等に対する情報公開の働きかけの状況確認 ● 第三者からの情報提供の求めの有無と対応状況確認 ● 情報開示が禁じられる情報についての対応状況確認	
2.2 カテゴリ分類	● カテゴリ分類結果、根拠の整理 ● カテゴリ分類の変更の有無と有の場合の根拠の整理 ● カテゴリ分類の妥当性について外部より指摘を受けた案件の分類結果	

	<p>の妥当性の確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ● スクリーニング様式の提出状況 	
2.3 環境社会配慮の項目	(別紙1)のレビュー調査を通じて確認	
2.4 現地ステークホルダーとの協議	<ul style="list-style-type: none"> ● JICAと相手国等による協議状況確認 ● 上記以外は別紙1「社会的合意」のレビュー調査を通じて確認 	
2.5 社会環境と人権への配慮	<ul style="list-style-type: none"> ● 権利が制限されている地域における協力事業での情報公開や現地ステークホルダーとの協議の際の配慮状況の確認 ● 社会的弱者に対する人権配慮の有無・内容確認 	
2.6 参照する法令と基準	<ul style="list-style-type: none"> ● 相手国の国内法遵守の有無 ● 世銀SGPやその他国際基準との乖離の有無 ● 世銀のセーフガード政策からEnvironmental and Social Framework(ESF)への変更点の整理 ● 世銀ESFと現行GLの相違点 ● ADB、IFCのセーフガード政策で参照できる基準やグッドプラクティス等の整理 	
2.7 環境社会配慮助言委員会による助言	<ul style="list-style-type: none"> ● 助言委員会の開催実績整理(運営改善の取り組み含め情報整理、情報公開状況含む) ● 環境レビュー時の助言対応状況確認 	
2.8 JICAの意思決定	<ul style="list-style-type: none"> ● 合意文書における合意状況確認 ● 合意文書に基づき、協力事業を中止した事例の整理 	
2.9 ガイドラインの適切な実施と遵守の確保	● 別途、「異議申立手続き」の見直し作業を通じて対応	
2.10 ガイドラインの適用と見直し	N/A	
III. 環境社会配慮の手続き		
3.1 協力準備調査	<ul style="list-style-type: none"> ● 「プロジェクトを実施しない案」を含む代替案検討の事例整理 ● 協力準備調査の各種手続きの実施状況確認(スコーピング、EIA等調査、情報公開、ステークホルダー協議等) 	<p>第5回 運用見直しWG提言</p> <p>【代替案検討】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 環境社会配慮ガイドラインにある「プロジェクトを実施しない案」の考え方を明確にするべき。(運用見直し時の提言)
3.2 有償資金協力、無償資金協力、技術協力プロジェクト	<ul style="list-style-type: none"> ● カテゴリ分類に応じた環境レビューに係る手続き・情報公開の実施状況確認 <ul style="list-style-type: none"> ・環境チェックリストの作成状況 ・EIA, ECC, RAP, IPPの取得・公開状況等 ・FIの場合、金融仲介者等の環境社会配慮確認実施能力の確認状況及びカテゴリA相当のサブプロジェクトに対する環境レビュー状況等 ● エンジニアリング・サービス借款実施案件の環境レビュー実績の整理 ● エンジニアリング・サービス借款の実施段階における相手国等による環境社会配慮実施状況の確認。 ● モニタリング結果の受領、公開状況確認 ● 第三者からのモニタリング結果の公開請求への対応状況の確認 ● 環境レビュー結果とモニタリング結果の乖離が確認された場合には、その原因(GL記載内容が十分であったかを含む)GL自体の問題、解釈の違い、運用能力等)について確認。 ● 合意文書に基づき、相手国に対応を求め、貸付実行を停止した事例の整理 ● プロジェクトの重大な変更が生じた案件の手続きの実施状況の確認 	<p>第11回 運用見直しWG提言</p> <p>【エンジニアリング・サービス借款】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 環境社会配慮ガイドライン3.2.1(5)「エンジニアリング・サービス借款」の2.に該当する場合、環境レビューの段階で初めて助言委員会に諮るのではなく、相手国等が実施する環境社会配慮のスコーピング段階から助言委員会で議論する機会を設けるべきではないか。
3.3 外務省が自ら行う無償資金協力についてJICAが行う事前の調査	● 外務省に協力の停止を提言した事例の整理	
3.4 開発計画調査型技術協力	<ul style="list-style-type: none"> ● カテゴリ分類に応じた各段階での手続きの実施状況確認 ・スクリーニングの実施状況 	<p>第5回 運用見直し時の提言</p> <p>【戦略的環境アセスメント】</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・スコーピングの実施状況 ・JICAと相手国等の協議状況 ・合意文書や報告書等の公開状況等 ● SEAのステークホルダー協議の実施状況確認 ● 開発調査型技術協力終了後に予期せぬ環境社会影響が生じた場合の対応状況確認 	<ul style="list-style-type: none"> ● SEA段階でのステークホルダー協議をどのように行うかについて、今後検討していく必要がある。 ● SEA段階での検討内容や協議内容、情報を十分考慮した上で、プロジェクトレベルでのEIAを実施するよう留意すべきである（「先行評価の活用（ティアリング）」）。 ● 環境社会配慮ガイドラインにある「プロジェクトを実施しない案」の考え方を明確にするべき。
別紙		
別紙1 対象プロジェクトに求められる環境社会配慮	<ul style="list-style-type: none"> ● 日本・他ドナーにおける環境社会配慮関連の「費用・便益の量化方法」の取り扱い確認 ● 日本・他ドナーにおける「災害の環境影響評価」の取り扱い確認 	<p>第8回 運用見直しWG提言 【プロジェクトの評価における環境社会配慮に関する費用便益について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 環境社会関連の費用・便益の量化は、一般的に適用範囲や方法論等に課題があるといわれているが、JICAの協力事業で本テーマをどの程度、またどのように取り扱うかについては、助言委員会において共通認識を形成することが重要である。 ● 一方、環境社会配慮ガイドラインには、「できるだけ定量的な評価に努める」とあることを考慮に入れ、今後具体的な方向性を検討する場合には、以下の点を考慮することが望ましい。 ● 環境社会関連の費用・便益について、これまで便益の量化が中心であったが、費用の量化の検討も必要である。 ● 環境社会関連の「定量的評価」や「経済評価」の必要性についても併せて検討することが重要である。 ● 「開発に伴うさまざまな環境費用と社会費用を開発費用に内部化すること」の「内部化」は、調査段階での環境社会関連の費用・便益の量化に限定せず、事業実施段階の環境管理計画等にもとづく対策を含めて、広く捉えるという考え方もあるのではないか。 ● 世銀アプレイザルレポート等、他の援助機関の事例を参照することが望ましい。 ● 環境社会関連の費用便益の量化については、実績を積み重ねつつも、具体的な検討をすすめる必要がある。 <p>第7回 運用見直しWG提言 【災害が事業に与える影響と事業実施段階における事故への対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 『地震等の災害は「プロジェクトが与える環境影響や社会影響」とは異なることから、「環境影響評価」の対象外とみなす』との事務局提案に対し、プロジェクトと災害の関係については、以下のような場合が考えられることから、災害を一律「環境影響評価」の対象外とすることは望ましくない。 ● プロジェクトが、プロジェクトサイトの抵抗力を低下させ、災害リスクを高める場合 ● プロジェクトが、災害を直接的に誘発する懸念がある場合（例：ダム建設により地震を誘発） ● プロジェクトが、災害を間接的に誘発する懸念がある場合（例：発電所建設により地球温暖化を促進） ● 上記のケースを「環境影響評価」の対象とする場合、環境社会配慮の項目として「災害」を新たに追加する方法と、環境社会配慮ガイドラインの環境チェックリストに含まれる既存のチェック項目（地形・地質等）の中で評価する方法が考えられるが、今後検討する必要がある。 ● 上記のケースを「環境影響評価」の対象とする場合、地震等の災害防止の主体については、（事故防止の主体と同様）詳細設計時に加えて、施工時、供用時も明確にする必要がある。 ● 災害と事故の概念について明確に区分することが望ましい。
基本的事項	<ul style="list-style-type: none"> ● 計画段階における環境・社会影響の調査・検討状況確認 ● 影響の回避・最小化のための代替案や緩和策の検討状況確認 ● 検討結果のプロジェクト計画への反映状況確認 ● 環境社会配慮関連費用・便益の定量的評価に努めており、定性的な評価も加えているかの確認 ● 環境社会配慮関連費用・便益は、プロジェクトの経済的、財政的、制度的、社会的及び技術的分析との密接な調和が図られているかの確認 	

	<ul style="list-style-type: none"> ● 環境社会配慮の検討結果につき、代替案や緩和策も含め独立の文書あるいは、他の文書の一部として表されているかの確認 ● 特に影響が大きいプロジェクトについては、環境影響評価報告書が作成されているかの確認 ● 特に影響が重大と思われるプロジェクトや、異論が多いプロジェクトについて専門家からなる委員会が設置されたかの確認 	
<p>対策の検討</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 環境管理計画、モニタリング計画など適切なフォローアップの計画や体制、そのための費用及びその調達方法の計画策定状況確認 ● 上記以外は 2.8 にて確認 	
<p>検討する影響スコープ</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● スコーピングの適切な実施にかかる状況の確認 ● GHG 排出量の算出・評価の状況の確認 ● 国際機関、パイドナーの気候変動（GHG 排出）への対応状況の確認 ● 「不可分一体の事業」、「派生的・二次的影響」、「累積的影響」の事例整理。 ● 世銀、ADB、IFC の「不可分一体の事業」、「派生的・二次的影響」、「累積的影響」への対応状況の整理 	<p>第4回 運用見直しWG 提言 【気候変動】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 気候変動に関し、環境社会配慮ガイドライン運用面の見直しの観点を超えている部分もあるが、以下を将来的な検討課題として欲しい。 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 出来るだけ早い時期に JICA 全体のカーボンマネジメント戦略を明確にするべき。 ✓ GHG 排出量削減効果が想定されるプロジェクトのみならず、削減効果が想定されないプロジェクトについても、可能な範囲で GHG 排出量を算出し、JICA 全体としての GHG 排出量を把握するべき。 ✓ 気候変動影響については削減効果の評価ではなく、排出量の測定評価であるべき。 ● スコーピングでの環境項目は「地球温暖化」より「気候変動（GHG 排出）」の方が適切。 ● JICA 全体の GHG 排出量を把握するという観点から、原則、工事中の GHG 排出量についても評価し、供用時と比較して GHG 排出量が特に軽微な場合についてのみ例外的に考慮しなくても良い、という方針とするべき。 ● サプライチェーンにおける GHG 排出量の評価についても、今後考慮に入れることが望ましい。 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 例えば道路や鉄道セクターにおける巨大な開発事業において、それら構造物の原材料であるセメントの製造時等には多量の CO2 が発生することが想定されることから、原材料の生産に伴う GHG 排出量の把握を行うと共に、セメント使用量の抑制に関する検討とその結果の記述を義務付けることを検討すべき。 <p>第5回 運用見直しWG 提言 【気候変動】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● スコーピングにおいて気候変動（GHG 排出）については、JICA の気候変動対策支援ツール/緩和策（JICA Climate FIT (Mitigation)）等の方法論に基づきベースラインを設定し、そのベースラインとの比較により緩和効果を判断しているが、気候変動（GHG 排出）についても、他の影響項目と同様、現状を基準点として影響を判断する場合もありうる。 <p>第1回 運用見直しWG 提言 【不可分一体の事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 「合理的な範囲」の運用については、今後具体的な事例を積み重ねて明確にしていく必要がある。 ● 不可分一体の事業の対応において、不可分一体事業の「適切な環境社会配慮文書」の基準として、JICA 環境社会配慮ガイドラインに沿っていることを確認する意味である点を明記すべき。 ● JICA が「調査・検討すべき影響」として「不可分一体の事業」が JICA 環境社会配慮ガイドラインに明記されているものの、JICA が協力を行わない不可分一体の事業の影響を調査・検討の対象とするのはやや難しいという印象。 ● 「不可分一体の事業」の内容をより明確にするため、主要な例示をすべき。 ● 多様な「不可分一体の事業」のケースがあることを伝えることが必要なので、今後随時、FAQ において多様なケースを紹介していくこと。 <p>【派生的・二次的影響】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 「合理的な範囲」の運用については、今後具体的な事例を積み重ねて明確にしていく必要がある。 ● IFC の PS における、“(ii) impacts from unplanned but predictable developments caused by the

		<p>project that may occur later or at a different location; or (iii) indirect project impacts on biodiversity or on ecosystem services upon which Affected Communities' livelihoods are dependent.” の (iii) について、生態系への影響のみが議論されており、社会面への影響について考慮されていない印象を受ける。(ii) において社会面も考慮することが想定されているのであれば、誤解を招かないようにするため、(iii) は削除すべき。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 「派生的・二次的な影響」の内容をより明確にするため、主要な例示をすべき。 ● 「派生的・二次的な影響」の有無及び内容について、全体会合における案件概要説明等の機会を用いて、早い段階で説明すべき。 ● 「計画されていないが予測可能な開発」にある「開発」という文言は、展開といった幅広い要素を含むものである。 <p>【累積的影響】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 「合理的な範囲」運用については、今後具体的な事例を積み重ねて明確にしていく必要がある。 ● 「累積的影響」の内容をより明確にするため、主要な例示をすべき。 ● 「累積的影響」については国際的にも様々な議論がなされており、急いで定義や責任範囲を定める必要はなく、国際動向を見て判断すべき。 ● 「累積的影響」の有無及び内容について、全体会合における案件概要説明等の機会を用いて、早い段階で説明すべき。 ● 「累積的影響」については、「個人の活動」による影響も含むものであると考えるべき。
<p>法令、基準、計画等との整合性</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 「自然保護や文化保護のために特に指定した地域」の事例整理 ● 世銀、ADB、IFC の「自然保護や文化保護のために特に指定した地域」に係る対応状況の整理 ● 上記以外は 2.6 にて確認 	<p>【自然保護や文化保護のために特に指定した地域】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● FAQ における解釈は、「特に指定した地域」であるための「条件」となっている。具体的な事例を記述し、わかりやすくすべきである。 ● まず、大前提として各国の政府等が法律や条例等によって指定した保護地域を対象とすべきで、そうでない場合 IUCN のルールに基づくかが議論されるべき。そして IUCN のルールに基づくべきかどうかについても、例示にするべきである。 ● 中央政府の法令だけではなく、地方政府等が条例等により定める地域についても「保護地域」として扱うべきである。 ● 保護地域における開発の可否や程度については、各国の法令等によりそれぞれ定められていることから、各案件において合理的に判断する必要がある。 <p>【「自然保護や文化遺産保護のために特に指定した地域」における事業実施条件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 「原則として実施しない」という環境社会配慮ガイドラインの規定を踏まえ、自然保護や文化遺産保護のために特に指定した地域(以下「同地域」)においての事業実施が可能であることが前提ではないことを説明することが必要である。 ● 同地域でプロジェクトを実施する背景や理由について、JICA がその考え方を明らかにできる場合、プロジェクト形成を可能とする余地を残しておくことも重要である。 ● 環境社会配慮ガイドラインでは、「政府が法令等により自然保護や文化遺産保護のために特に指定した地域」であると規定しているが、各国の法令の内容や保護区制度はそれぞれ異なっていることを配慮する必要がある。(例えば、保護区内であっても、バッファゾーンや保護の度合いが高くはない場所で一定の基準を満たす開発を許可する法制度を有する国も存在する。) ● 「政府が法令等により自然保護や文化遺産保護のために特に指定した地域」を、プロジェクトを実施可能とするために相手国政府等が変更する等の問題が発生していることが、国際会議等でも提起されているため、こうした実情を認識し、慎重な対応を行う必要がある。
<p>社会的合意</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● ステークホルダー協議 (①告知・実施日時、②場所、③方法 (住民集会、個別インタビュー、言語)、④社会的弱者に対する配慮手法、⑤告知方法、⑥参加者 (人数、被影響者に占める割合、所属、性別等)、⑦協議内容 (事業サイトの範囲、事業形態、地域住民の持つ問題点、ニーズ等)、⑧参加者からのコメント、⑨実施機関による返答、⑩寄せられたコメントの計画や事業への反映結果、⑪協議の議事録の有無) の確認 ● 外部からの指摘事項が確認された場合には、その原因 (GL 記載内容が 	<p>第 4 回 運用見直し WG 提言</p> <p>【社会的弱者へ配慮したステークホルダー協議】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 社会的弱者へ配慮したステークホルダー協議を実施するにあたってのより具体的な方法を将来的な検討課題としてはどうか。(具体的には下記の提案がなされました。) ● ステークホルダー協議で討議できなかった部分や参加出来なかった人を取り込むための仕組みを検討する。 ● ステークホルダーの人数が多い場合、意味ある参加を確保するため一回当たりの参加者数の目安

	<p>十分であったかを含むGL自体の問題、解釈の違い、運用能力等)について確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 社会的弱者に対する配慮事例の整理 	<p>を設定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 利害が異なるステークホルダーを一堂に集めて協議を行うことは、率直な意見を抑え込むことにもつながるので留意するべき。
生態系及び生物相	<ul style="list-style-type: none"> ● 「重要な自然生息地」の事例(含む判断根拠、森林以外の地域、生物多様性重要地域の配慮状況、地域コミュニティにもたらす影響や地域コミュニティが自然生息地にもたらす影響、社会環境に与える影響や社会環境が与える影響)の整理 ● 「重要な自然生息地における事業実施条件」に基づき事業を実施した事例整理 ● 世銀、ADB、IFCの「重要な自然生息地」、「著しい転換・著しい劣化」に係る対応状況の整理 ● 違法伐採の有無の確認 	<p>第2、6回 運用見直し時の提言</p> <p>【重要な自然生息地】【自然生息地】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 「重要な自然生息地」については、具体的事例を記述し、わかりやすくするべきである。 ● 環境社会配慮ガイドラインでは、「重要な森林」が「重要な自然生息地」と併記されているが、特に「森林」だけ明記されているのはおかしい。「海洋」や「高地」といった森林以外の地域の環境社会影響も配慮されるべきである。 ● 「重要な自然生息地」は、環境社会配慮ガイドラインでは「生態系及び生物相」において規定されているが、「地域コミュニティ」や「社会環境」の側面からも配慮されるべきである。 ● IUCNのレッドリスト等を参考に作成されている「生物多様性重要地域(Key Biodiversity Area: KBA)」は、重要な自然生息地を示すリストとして参考ができる。 <p>【著しい転換・著しい劣化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 「転換」は面的な観点から、「劣化」は質的な観点からの負の影響を表しており、JICAの解釈において考慮されるべきである。 ● 「著しい転換」について、世界銀行のOP 4.04 Annex Aにおいて、「開墾、植生の移転、ダム等による恒久的な水没、湿地における排水・埋立・水路開発、地表採掘等」の例示があるように、JICAのFAQにおいても例示を記載すべきである。また、重大な汚染による「陸域だけではなく水域の生態系」の「著しい転換」も含まれます。 ● 「著しい転換」「著しい劣化」に該当するかは、各案件の背景や事業内容から合理的に判断する必要がある。 <p>第6回 運用見直しWG提言</p> <p>【「重要な自然生息地」における事業実施条件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 「プロジェクトは、重要な自然生息地または重要な森林の著しい転換または著しい劣化を伴うものであってはならない」という環境社会配慮ガイドラインの規定を踏まえ、事業実施が前提ではないことを説明することが必要である。 ● JICAの案件形成が実質的に不可能となる要件を課すことには慎重であるべきである。 ● 「合理的な期間にわたって、以下に示す絶滅危惧種の個体数に純減をもたらさないこと」にある「絶滅危惧種 IA 類/IB 類 (CR 及び EN)」に加えて、「絶滅危惧 II 類 (VU)」及び「準絶滅危惧種 (NT)」を含めるかどうか慎重な検討が必要である。調査や事業の負荷が大きくなり、また、緩和策やモニタリングの実施の上で現実的な対応をとることが重要である。
非自発的住民移転	<ul style="list-style-type: none"> ● <u>住民移転計画の作成有無・公開状況・協議の有無と内容・協議に際する言語と様式の確認。</u> ● 非自発的住民移転及び生計手段の喪失は、回避・最小化が検討・実施され、対象者と文書等で合意の上で実効性のある対策が講じられているかの確認。 ● <u>環境レビュー段階の想定被影響住民数の確認</u> ● <u>モニタリング段階における被影響住民数の確認</u> ● 環境レビュー段階の補償内容(補償のタイミング、再取得価格を含む補償費の算出方法、生計回復策、その他支援内容)の確認。 ● <u>現地調査対象案件については、移転住民が以前の生活水準や収入機会、生産水準において改善又は少なくとも回復できているかの確認。</u> ● 苦情処理メカニズムの整備状況の確認 	
先住民族	<ul style="list-style-type: none"> ● 先住民族への影響の有無の確認 ● 負の影響の回避・最小化の検討状況確認 	

	<ul style="list-style-type: none"> ● 先住民計画の作成・公開状況確認 ● FPICの実施状況確認 	
モニタリング	<ul style="list-style-type: none"> ● モニタリング計画の作成状況確認 ● 上記以外は3.2にて確認 	
別紙2 カテゴリ A に必要な環境アセスメント報告書	<ul style="list-style-type: none"> ● EIAの承認状況、言語、現地での公開状況及び複製の可否の確認 ● EIAにおいてGLに記載の必要な項目が含まれているかの確認 ● 大規模住民移転を理由にカテゴリ A と判断された案件におけるEIA実施状況の整理 	
別紙3 一般に影響を及ぼしやすいセクター・特性、影響を受けやすい地域の例示	<ul style="list-style-type: none"> ● 「影響を及ぼしやすいセクター」の妥当性の確認。(配電、上水道、農業等、影響を及ぼしやすい特性や影響を受けやすい地域に該当しない限りそれ自体はカテゴリ分類に影響しないと思われるセクターの影響の重大さの整理。) 	
別紙4 スクリーニング様式	<ul style="list-style-type: none"> ● (調査アイテム無し) 環境 GL が改定された場合は、スクリーニング様式も併せて変更。 	
別紙5 チェックリストにおける分類・チェック項目	<ul style="list-style-type: none"> ● (調査アイテム無し) 環境 GL が改定された場合は、チェックリストも併せて変更。 	
別紙6 モニタリングを行う項目	<ul style="list-style-type: none"> ● モニタリング項目の妥当性、基準値の記載、工事中・供用時の区分 	
その他		

1.5 実施した現地調査

2018年3月から2018年10月の業務前半の調査において下記4案件の現地調査を実施した。聞き取り調査・現地踏査結果は個別案件シートにまとめた。

表 1-3 レビュー業務のステップ

対象国	調査対象期間	業務種別	環境 カテゴリ	調査対象案件
ミャンマー	2018/5/13～26	円借	B	No. 36 ティラワ地区インフラ開発事業
インド	2018/6/17～30	円借	A	No. 05 デリー高速輸送システム建設事業フェーズ3
ベトナム	2018/6/18～7/12	円借(ADB 協調融資)	A	No. 24 南北高速道路建設事業(ベンルック-ロンタイン間)
		海外投資	B	No. 37 中小企業・小規模事業者向けレンタル工業団地開発事業

出典：JICA 調査団にて作成

第2章 レビュー調査結果

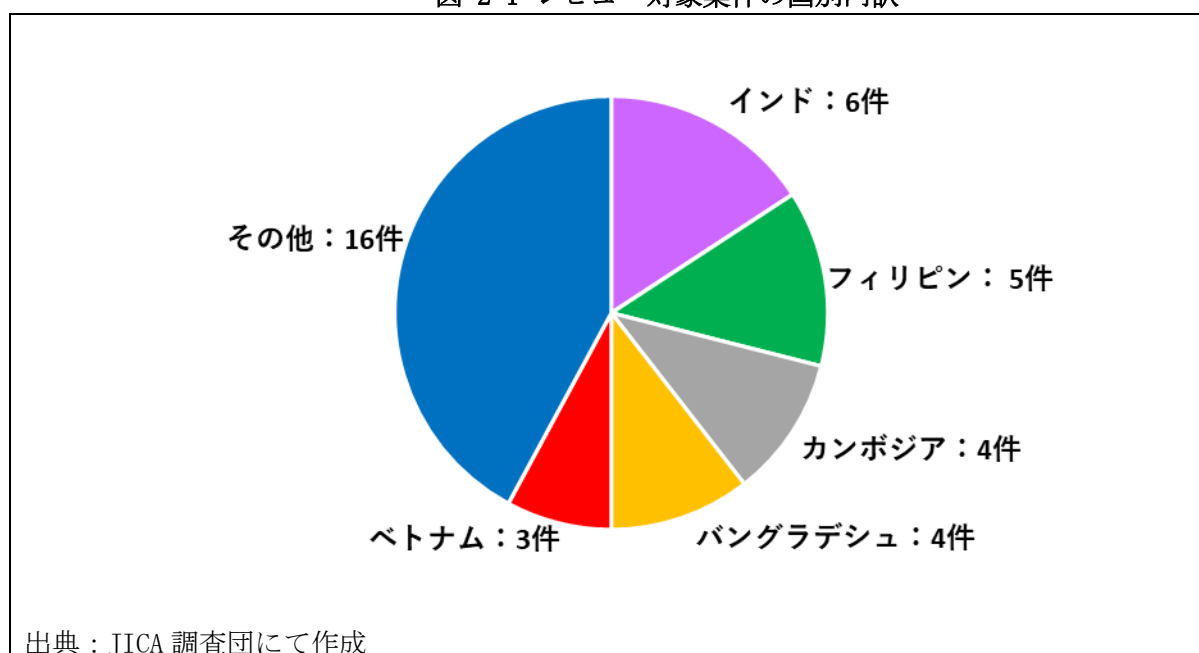
1.1 レビュー案件概要

1.1.1 国別

レビュー対象案件の全体像を把握するため、全対象案件 38 件の国別案件数を図 2-1 に示す。なお、数字は案件数を示す。確認された特徴は以下のとおりである。

- 全対象案件の 38 案件には 19 か国が含まれていた。
- 最も多い対象国はインドであり、6 案件であった。
- 次に、フィリピンが 5 案件、カンボジア、バングラデシュが 4 案件、ベトナムがそれぞれ 3 案件であった。
- その他、ウズベキスタン、ミャンマーが 2 案件、残りの 12 か国（インドネシア、ウクライナ、エジプト、エルサルバドル、カメルーン、ケニア、スリランカ、バヌアツ、チュニジア、パラグアイ、南スーダン、モザンビーク）は 1 案件ずつであった。

図 2-1 レビュー対象案件の国別内訳



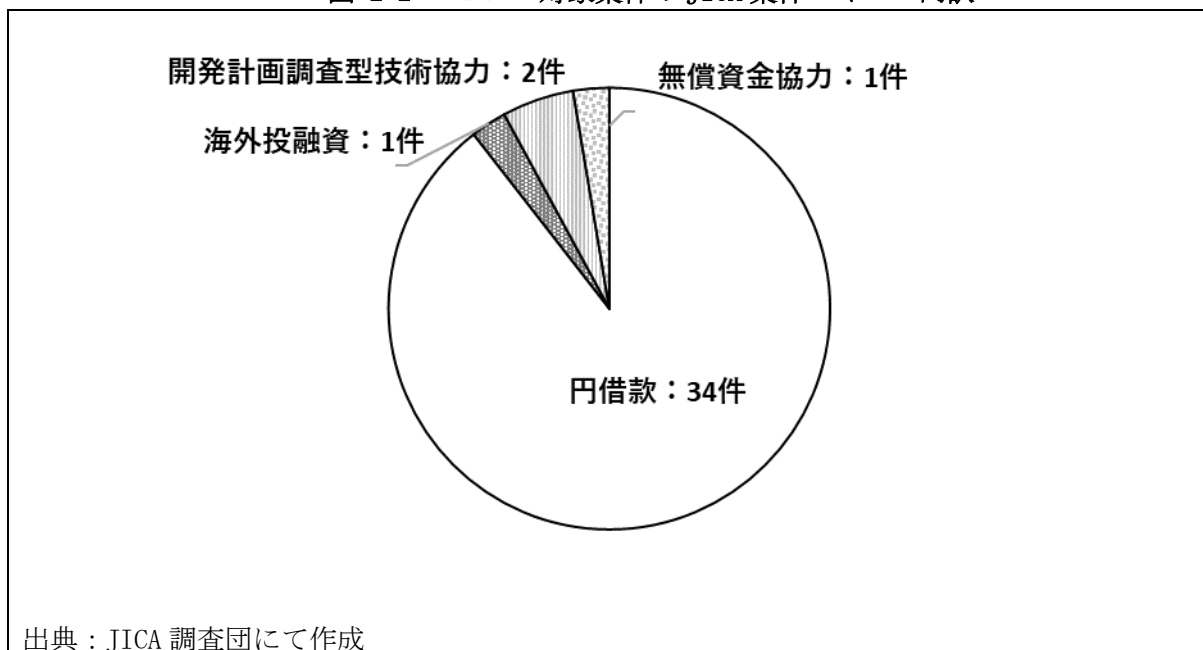
1.1.2 JICA 案件スキーム

全対象案件 38 件のスキーム別案件数を図 2-2 に示す。（数字は案件数を示す。）
確認された特徴は以下のとおりである。

- 円借款が最も多く、34 件であった。
- 開発計画型技術協力は 2 案件、海外投融資は 1 案件であった。

- 無償資金協力は1案件であった。

図 2-2 レビュー対象案件の JICA 案件スキーム内訳

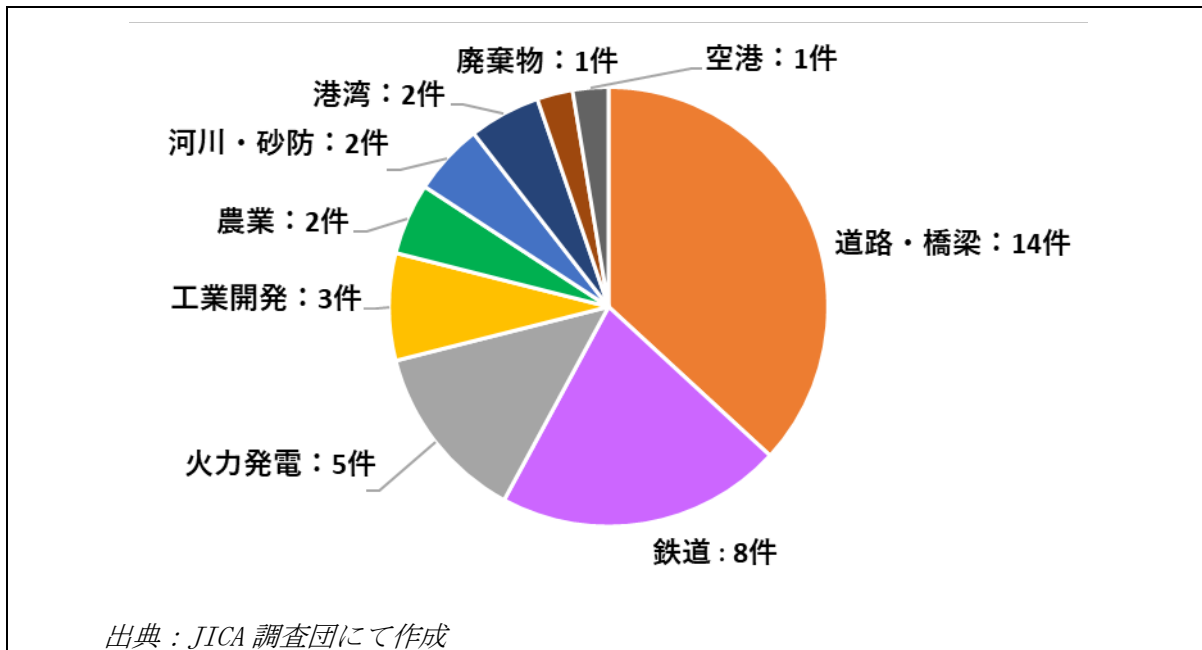


1.1.3 セクター

全対象案件 38 件のセクター別案件数を図 2-3 に示す。(数字は案件数を示す。)
確認された特徴は以下のとおりである。

- 全対象案件の 38 案件には 9 種類のセクターが含まれていた。
- 最も多いのは道路・橋梁セクターで、14 案件であった。
- 道路・橋梁に次いで多いセクターは、鉄道セクターで 8 案件、火力発電セクターで 5 案件であった。
- その他、工業開発セクターが 3 案件、農業、河川・砂防、港湾セクターがそれぞれ 2 案件、廃棄物、空港セクターがそれぞれ 1 案件であった。

図 2-3 レビュー対象案件のセクター別内訳



1.2 JICA 環境社会配慮ガイドライン運用状況（対象案件 38 案件）

JICA GL が適用されたレビュー対象 38 案件について JICA GL に記載されている基本的事項、環境社会配慮のプロセスに関連する事項、手続きに関する事項、別紙に記載される要件に係る事項の運用状況を確認した。

1.2.1 「I. 基本的事項」に関する確認状況

「I. 基本的事項」に関する調査アイテム確認結果を表 2-1 に示す。

表 2-1 「I 基本的事項」に関する調査アイテムシート確認結果

JICA GL 項目	整理番号	調査アイテム
1.1 理念	1	(レビュー調査全体を通じて確認) ● 開発協力大綱等の政府方針、持続可能な開発目標 (SDGs) 等の国際的援助潮流の整理
1.2 目的		
1.3 定義		
1.4 環境社会配慮の基本方針		
1.5 JICA の責務	2	(第 II, III 章のレビュー調査を通じて確認) ● IFC、ADB 等、他ドナーにおける出資案件における責務について確認
1.6 相手国政府に求める要件	3	(別紙 1 のレビュー調査を通じて確認)
1.7 対象とする協力事業	4	● 現行 GL 施行後に増えた協力事業 (海外投融資、中小企業支援等) の整理
	5	● 現行 GL 施行後の業務環境の変化 (インフラ輸出の促進、迅速化、国際金融機関

JICA GL 項目	整理番号	調査アイテム
		との協調融資の増加等) の整理
1.8 緊急時の措置	6	● 「緊急時の措置」の適用実績
1.9 普及	7	● 相手国等に対する説明実績
1.10 環境社会配慮助言委員会	8	(第II章 2.7「環境社会配慮助言委員会による助言」のレビュー調査を通じて確認)

出典：JICA 調査団にて作成

確認状況の概要を以下に整理する。

- ・ 「I. 基本的事項」に記載されている「1.1 理念」、「1.2 目的」、「1.3 定義」、「1.4 環境社会配慮の基本方針」、「1.5 JICA の責務」、「1.6 相手国政務に求める要件」、「1.7 対象とする協力事業」及び「1.10 環境社会配慮助言委員会」に関しては、特に個別案件を対象に議論、適用される事項ではないため後述する「第4章 改訂の論点 (案)」にて整理した。
- ・ 「1.8 緊急時の措置」については、JICA GL 運用面見直しのWGの論点として取り上げられており、「緊急を要する場合の環境社会配慮確認」の該当状況について調査したが、レビュー調査の対象案件である38件に該当案件は確認されていない。他方、レビュー調査対象案件以外の案件も考慮に入れた場合には、GL 施行後、緊急時の措置が適用された案件は、計7案件（開発調査型技術協力）が確認された（詳細情報は整理中）。
- ・ 「1.9 普及」に関して、相手国への JICA GL の内容の説明状況について調査したところ、全38案件において審査時の実施機関への説明及び JICA GL 遵守の合意が確認されている。

1.2.2 「II. 環境社会配慮のプロセス」に関する確認状況

(1) 全体の傾向

確認状況の概要を以下に整理する。

- ・ 「2.1 情報公開」に関し、JICA におけるカテゴリ分類、最終報告書、環境社会配慮文書、環境レビュー結果の情報公開については、2件の開発調査型技術協力 (No. 39, 40) を除く（これらの案件はMPのみでありEIA・RAP等は対象外のため）36件のうち、全案件でカテゴリ分類、協力準備調査、環境社会配慮文書 (EIA, RAP (IPP の対象案件なし)) 及び環境レビュー結果の全ての資料が JICA の情報公開サイトで公開されている。
- ・ モニタリング結果の JICA 情報公開サイトでの公開状況は後述する。
- ・ 相手国での環境社会配慮文書の公開状況に関して、JICA は、プロジェクトの環境社会配慮に関する情報が現地ステークホルダーに対して公開・提供されるよう、相手国等に対して積極的に働きかける必要がある。2件の技術協力プロジェクト (No. 39, 40) を除く（本件はMPのみでありEIA・RAP等は対象外のため）36件のうち、全件でEIA及びRAPが相手国内で公開されている。
- ・ 相手国でのモニタリング公開状況に関しては、環境モニタリングの実施段階にあり、且つ公開に係る合意がなされている15件中、14件で環境モニタリングが公開されている（未公開の1件は案件No. 38で、事業実施地の紛争により事業中断となっているものである）。社会モニタリングについては、モニタリング実施段階にあり、且つ公開合意がなされている6件中、

- 5件が公開されている（未公開の1件は本年1月にモニタリング結果が接到了ため、公開手続き中。近々に公開予定）。
- ・ 相手国に対する JICA からの環境社会配慮文書（環境・社会モニタリング結果を含む）等の情報公開に関する働きかけ及び合意状況については、審査時等にモニタリング結果の情報公開にかかる合意が確認できたのは26件であった（うち、社会面も合意しているのは11件）。全ての案件において審査時等に GL に基づき情報公開を促していることは確認されたものの、国内法で求められていないため、上記文書を非公開とする実施機関が複数あり、先方政府の政策・法律上の理由等により、未合意に至ったものと考えられる。
 - ・ 対象案件のうち36案件で第三者からの情報公開請求は「無し」との回答が得られたが、2件（案件 No. 4, 31）において情報請求「有り」との回答があった。意見のあった2件の具体的な内容は、案件 No. 4 では NGO から住民移転・生計回復にかかる情報提供依頼が、案件 No. 31 ではモニタリングプロセス及び結果について数件の問い合わせがあり、回答を行っている。
 - ・ 情報開示が禁じられる情報についての対応状況について、審査時に合意があったのは1件（案件 No. 3）のみであり、開示が禁じられている情報を JICA が誤って開示していることはなく、相手国政府から了承を得た上で情報公開を行っていることが確認された。
 - ・ 「2.2 カテゴリ分類」に関しては、全38案件において、カテゴリ分類結果と根拠との間に特段の乖離は確認されなかった。
 - ・ カテゴリ分類の妥当性について外部より指摘を受けた案件の分類結果の妥当性の確認については、カテゴリ分類の妥当性にかかる外部からの指摘は、1案件（No. 36 ミャンマー国ティラワ地区インフラ開発事業（フェーズ1））で確認された。2013年5月24日、及び2017年8月28日に NGO から JICA に要請書が提出されティラワ SEZ 開発との不可分一体性について確認がなされたものとしているが、周辺インフラ整備は、ヤンゴン市を含む SEZ 周辺にも裨益するものであり、SEZ 本体と不可分一体事業には該当しない旨回答している。
 - ・ スクリーニング様式の提出状況については、スクリーニング様式に限らず、関連の情報を入手しカテゴリ分類が行われていることが確認された。
 - ・ 「2.3 環境社会配慮の項目」
⇒ JICA GL 別紙1の調査アイテムにて確認
 - ・ 「2.4 現地ステークホルダーとの協議」
⇒ JICA GL 別紙1の調査アイテムにて確認
 - ・ 「2.5 社会環境と人権への配慮」に関し、権利が制限されている地域における協力事業での情報公開や現地ステークホルダーとの協議の際の配慮状況の確認については、対象38案件中、権利が制限されている地域に該当する記録（例：社会的弱者への差別、住民協議の参加の除外等）が確認された案件は特定されなかった。
 - ・ 「2.6 参照する法令と基準」に関しては、2件の開発計画調査型技術協力（案件 No. 39, 40）を除く36件のうち34案件は国内法に基づき EIA の承認が有り、必要に応じて国内法（及び JICA GL）に基づいた RAP も作成されている。残る2件はカテゴリ B であり審査当時 EIA の承認が不要であった。
 - ・ 世銀 SGP やその他国際基準との乖離については、乖離あり3件、乖離無し35件であった。

乖離が確認された事例としては、エルサルバドル「サンミゲル市バイパス建設事業」やベトナム「ハノイ環状3号線建設事業」「中小企業・小規模事業者向けレンタル工業団地開発事業」において、大気や水質等の項目における比較が国内基準に基づいて行われていたものである。

- ・ 世銀 SGP から ESF への変更点、世銀 ESL と現行 GL 整理、ADB、IFC のセーフガード政策で参照できる基準やグッドプラクティス等を整理した。
⇒特に個別案件を対象に議論、適用される事項ではないため後述する「第4章 改訂の論点(案)」にて整理した。
- ・ 「2.7 環境社会配慮助言委員会による助言」に関しては、対象 38 案件のうち 35 件にて助言委員会が開催されている。残り 2 案件 (No. 36, 37) は、カテゴリ B のため開催されておらず、残りの 1 案件は ES 借款で同業務にて ADB の技術協力案件で作成された EIA をレビューし、補完調査を適宜行う業務内容になっており、EIA 準備中のためである。
⇒助言委員会各案件の環境助言委員会による助言対応状況は本報告書以下 2.2.2(4)に詳述する。
- ・ 38 案件中、全 38 案件で、JICA と実施機関の間で合意文書の締結が行われていた。
- ・ 合意した内容が不遵守であることを理由に協力事業を中止した事例は確認されなかった。

(2) 情報開示が禁じられる情報についての対応状況確認

レビュー対象案件 38 案件中、全案件で情報公開が禁じられる情報に関して、特段の合意は行っていないかった。

(3) 環境カテゴリ分類

(3.1) 環境カテゴリ分類の変更

レビュー調査対象案件 38 案件中、環境カテゴリ分類が変更された案件は [案件 No. 27] フィリピン：洪水リスク管理事業 (カガヤン・デ・オロ川) の 1 案件である。本案件は、2011 年 6 月にカガヤン・デ・オロ川流域の洪水対策マスタープランと F/S 調査がフィリピン国政府により実施済みであったが、12 月の台風センドンでの洪水被害により自然・社会環境が大きく変化した。センドンでの洪水被害により、フィリピン国政府は、同河川流域における土地利用等、洪水対策に係る施策の変更を検討し、既存のマスタープラン及び F/S を見直した。以上の状況から、本案件は調査進捗に伴い、本事業計画に伴う住民移転規模が大規模 (200 人以上) となり、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」(2010 年 4 月公布) に掲げる影響を及ぼしやすい特性に該当し、カテゴリ B からカテゴリ A に変更された。

(3.2) 開発計画調査型技術協力のカテゴリ分類の根拠の整理

レビュー対象案件 38 案件中、開発計画調査型技術協力は 2 件であった。2 案件ともカテゴリ A に分類されている。該当セクターは、港湾セクターが 1 件、農業セクター (大規模灌漑を伴う) が 1 件である。カテゴリ分類の根拠を表 2-2 に示す。

表 2-2 開発計画調査型技術協力のカテゴリ分類の根拠

案件 No	案件名	環境 カテゴリ	カテゴリ分類の根拠
39	カンボジア国 シハヌークビル港 競争力強化調査プ ロジェクト	A	本事業は「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」(2010年4月 公布)に掲げる港湾セクターに該当するため。
40	パラグアイ国 ヤシレタダム湖隣 接地域総合開発調 査プロジェクト	A	本事業は「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」(2010年4月 公布)に掲げる農業セクターに該当し、環境や社会への重大で望ま しくない影響のある可能性が想定されるため。

出典：以下、JICA 情報公開サイトの情報を基に JICA 調査団作成

(https://www.jica.go.jp/english/our_work/social_environmental/id/) 2018年10月アクセス

(4) 助言対応状況

- 2018年11月の段階で、レビュー対象の38案件中、助言委員会が開催されたのは35案件であり、総助言数は465件であった。全465件のうち、427件が協力準備調査報告書への反映（現在最終報告書作成中の1件については、反映する方向で対応中）や審査時の相手国等との確認・合意を要するものであり、概ね対応されていたものの、一部対応が困難であったケースについて後述の通り。また、他38件については、詳細設計への提言を行うことへの合意等の対応がとられていることが確認された。
- なお、38案件中3案件の助言委員会が未開催であったが、この理由は、2案件はカテゴリBであったためであり、1案件No.23 バングラデシュ・ジャムナ鉄道専用橋建設事業(E/S)は、E/S業務にての中でEIAのレビュー及び調査を実施し、EIA報告書を作成する予定だったためである。なお、E/S借款開始前にその旨案件概要と併せて助言委員会へ説明した。
- 助言が十分に反映されていなかった理由としては、助言委員会（環境レビュー段階）が開催されるタイミングではEIAがすでに承認済みであったため、審査時に追加合意は行ったものの、審査時の追加合意事項については十分に引継ぎが行われていなかったことなどがあげられる。このような状況は、3案件（No.24, 28, 29）において確認された。
- 3件の詳細は以下の通り。No.024 ベトナム・南北高速道路建設事業（ベンルックーロンタイン間）では、EIAがADBの支援で作成され、2010年9月14日に自然資源・環境保全省(MONRE)により承認済みであったが、助言委員会が2011年2月16日(水)(ワーキンググループ)、2011年3月4日(金)(全体会合)であったため、EIAへの助言反映は困難であった。No.028 カメルーン・バチエンガーレナ間道路整備事業では、EIAは2012年7月付で作成されており、助言委員会は2014年11月10日実施(ワーキンググループ)、2014年12月1日(全体会合助言確定)に開催されているため、EIAへの反映は確認されていない。No.29 インド・レンガリ灌漑事業フェーズ2では、2014年10月6日付の助言委員会のコメント「EIAには「No population will be displaced due to this canal project」と記述されているが、RAPに

基づくと実際には138世帯の非自発的住民移転が発生するため、EIAの記載については修正を求めること」は、EIAに反映されていない。相手国（州政府）ではEIA（2014年3月付）のレビュー・承認手続きが始まっていたため、助言の反映が間に合わなかったものと考えられる。なお、上記3事例については、全て審査にて追加で確認・合意をおこなっている。

1.2.3 「Ⅲ. 環境社会配慮の手続き」に関する確認状況

(1) 全体の傾向

確認状況の概要を以下に整理する。

- ・ 案件番号 No. 40 の継続中の M/P を除くレビュー対象 37 案件の全てで代替案の検討が行われていることが確認された。No. 40 については現在実施中であり、今後代替案検討が行われる見込みである。協力準備調査案件での代替案の事例としては、複数のルート、工法の検討、また電力事業においては複数のサイト案の検討、燃料、発電方式の比較が行われているケースが多く見られた。
- ・ 協力準備調査の各種手続き（スコーピング、EIA 等調査、情報公開、ステークホルダー協議など）については、38 案件中、33 案件で確認された。残り 5 案件は、協力準備調査が行われていない案件である。
- ・ カテゴリ分類に応じた環境レビューに係る手続き・情報公開の実施状況確認については、環境チェックリストの作成は、38 案件中カテゴリ B 案件となる 2 案件で確認された。36 案件は EIA・RAP 報告書があるため環境チェックリストの作成を必要としない。
- ・ レビュー対象 38 案件中、E/S 借款は 2 案件（No. 23, No. 34）あり、何れの案件も、当該 E/S 借款の中で必要な環境社会配慮調査を実施するため、E/S 借款供与決定時には環境レビューは完了していない。なお、E/S 借款に環境社会配慮業務は含まれている。1 件（No. 23）は工事未着工、用地取得はなし、EIA 準備中、残る 1 件（No. 34）は用地取得・住民移転は未開始であり、工事も未着工、EIA・RAP 準備中である。
- ・ 「モニタリング結果の受領、公開状況」
⇒2.2.3(4)、2.2.3(5)にて詳述する。
- ・ 第三者からのモニタリング結果の公開請求があり、請求に対して対応している案件が 1 件（No. 31）確認された。本案件については、一般住民からモニタリングプロセスや結果について質問があり、共有を行った。
- ・ 環境レビュー結果とモニタリング結果の乖離の有無及びその原因（GL 記載内容が十分であったかを含む GL 自体の問題、解釈の違い、運用能力等）
⇒2.2.3(6)にて詳述する。
- ・ 合意に基づき、相手国に対応を求め、貸付実行を停止した事例は確認されなかった。
- ・ プロジェクトの重大な変更が生じた案件は確認されなかった。
⇒LA 後の IEE/EIA の改定状況は別途整理して 2.2.3(7)にて詳述する。
- ・ 外務省に協力の停止を提言した事例は確認されなかった。
- ・ 「3.4 開発計画調査型技術協力」に関しては、No. 39 及び No. 40 の 2 件が該当する。戦略的環境アセスメント（SEA）に係るステークホルダー協議は両案件ともに実施されていること

が確認された。

⇒開発計画調査型技術協力に関しては、別途整理して2.2.3(8)にて詳述する。

(2) プロジェクトを実施しない案及び代替案

- プロジェクトを実施しない案は、定性的に評価される場合が多く、本レビュー案件でも定性的な評価がされた「プロジェクトを実施しない案」が多数確認された。以下に、定性的な「プロジェクトを実施しない案」の事例、定量的な「プロジェクトを実施しない案」の例を示す。

表 2-3 定性的評価を含むプロジェクトを実施しない案の事例

No	案件名	定性的評価を含むプロジェクトを実施しない案の事例
1	ウズベキスタン国 ナボイ火力発電所近代化事業	事業を実施しない場合、既存の古い型の発電所（3号機及び8号機）が稼働し続けることとなり、発電所周辺の大気質の状態は悪条件のままであり、また、施設の信頼性も低下し、事故等の発生の可能性も上昇する。
3	ウズベキスタン国 トゥラクルガン火力発電所建設事業	事業を実施しない場合、既存の老朽化した非効率な火力発電所が操業を続けることになるほか、増加する電力需要にも対応できない。
7	バングラディッシュ国 カチプール、メグナ、グムティ第2橋建設及び既存橋改修事業)	事業を実施しない場合、深刻な渋滞が解消されず、それに伴う交通事故や環境汚染も軽減されない。

表 2-4 定量的評価を含むプロジェクトを実施しない案の事例

No	案件名	定量的評価を含むプロジェクトを実施しない案の事例
27	フィリピン国 洪水リスク管理事業（カガヤン・デ・オロ川）	事業を実施しない場合、洪水リスク管理2-5年確率規模の洪水までが対応可能であり、本事業の目的とする25年確率規模の洪水には対応できない。

- 代替案の検討内容について、道路などのインフラ事業においては一般的に複数のルート案や工法の検討、また電力事業においては、複数のサイト案の検討に加えて、燃料や発電方式の比較が行われている。以下に、代替案の事例を示す。

表 2-5 代替案の事例

No	案件名	代替案の事例
3	ウズベキスタン国 トゥラクルガン火力発電所建設事業	<p>【サイト選定】計5か所の地点について、燃料パイプや用水供給設備等のインフラ整備状況、用地取得や住民移転規模、周辺自然環境等を考慮した。</p> <p>【燃料の比較】石油、石炭、天然ガス、再生可能エネルギーについて比較を行い、既存のガスパイプラインが使用できるという技術的側面、対象国の豊富な天然ガス賦存量という経済的側面、大気汚染物質の発生が石油・石炭と比較して相対的に少ないという環境社会的側面</p>

No	案件名	代替案の事例
		から、天然ガスを採用した。 【発電方式の比較】コンバインド・サイクルは高効率の発電方式のため、発電電力量あたりのコストが低くなること、CO2発生量も低く抑えられることから、従来方式の火力発電よりも優位にあることを確認した。
14	モザンビーク国 マンディンバーリシंगा間 道路改善事業	・3案の代替案が考案された。 ・代替案1はROWを既存の道路より30m拡幅する案(5,848軒の構造物に影響)、代替案2はROWを14mとする案(970軒の構造物に影響)。最終的には、代替案3としてROWを18mとする案が採用されているが、アライメントの検討と合わせ、移転数を最小限に抑えている(793軒の構造物に影響)。

(3) 環境・社会モニタリング情報の JICA への提出状況

レビュー対象案件 38 案件のうち開発計画調査型技術協力事業の 2 案件を除く、36 案件の環境・社会モニタリング提出状況は以下のとおりである。

- 環境モニタリング結果を受領している案件は 26 件、未着工のためモニタリング段階にない案件が 9 件、情勢悪化による事業中断により確認できなかった案件が 1 件である。
- 社会モニタリングについては、実施対象が 15 件、うち社会モニタリング結果を受領しているのが 6 件、住民移転未開始につき社会モニタリング未実施が 8 件、情勢悪化による事業中断により確認できなかった案件が 1 件である。

(4) E/S での実施機関の環境社会配慮の実施状況

レビュー対象案件 38 案件中、E/S 段階のレビュー対象案件は 2 件(No. 23, 34)であった。両案件ともに、当該 E/S 借款の中で必要な環境社会配慮調査を実施するため、E/S 借款供与決定時には環境レビューは完了していない。なお、E/S 借款に環境社会配慮業務は含まれている。両案件共に用地取得・住民移転は未開始であり、工事ものは未着工である(うち 1 案件は用地取得・住民移転を伴う予定であるが、未開始)。また、両案件共に EIA(うち 1 案件については、・加えて RAP)を準備中である

(5) 環境・社会モニタリング情報の JICA ウェブサイトでの公開

- ・ レビュー対象案件 38 案件中、審査時に環境・社会モニタリング結果の公表の合意が確認されたのは 24 案件であった。これらについてのモニタリング公開状況は以下のとおりである。
- ・ 環境モニタリングが提出された 25 案件中、JICA 情報公開ウェブサイトで環境モニタリング結果の公開に関して審査時に合意している案件：14 件
 - 上記 14 件のうち、JICA 情報公開ウェブサイトで公開されている案件：14 件
 - 社会モニタリングが提出された 6 案件中、JICA ウェブサイトで環境モニタリング結果の公開に関して審査時に合意している案件：6 件

- 上記6件のうち、JICA 情報公開ウェブサイトで公開されている案件：5件（未公開1件は本年1月に接到したため、公開手続き中）

(6) 環境レビュー結果とモニタリング結果の乖離

- ・ モニタリングにおいて環境レビュー段階で想定されていなかった影響が確認された場合に、レビュー結果とモニタリング結果に乖離があったとみなして整理した。レビュー対象案件で、モニタリングを実施中の案件のうち、5件については乖離が見られた（No. 5, 11, 14, 16, 24）。これらの乖離は、GL 自体の問題や解釈の違いから生じたのではなく、例えば、EIA 段階では想定されていなかった事象が発生したのが原因であった。例えば、相手国実施機関等の運用能力の不足等により、審査時の合意事項が十分に実行できていなかったこと（No. 5）、地下水位の上昇が発生し、排水路の設置を行ったこと（No. 6）、浚渫土の土捨場予定地が不法住民に占拠され、追加の土捨場が必要となり、追加 EIA が実施されたこと（No. 11）等が要因であった

(7) プロジェクトの重大な変更が生じた案件

レビュー対象案件 38 案件中、重大な変更が生じた案件は確認されなかった。

(8) 開発計画調査型技術協力の環境社会配慮の実施状況

レビュー対象案件 38 案件中、開発計画調査型技術協力案件は 2 件であった。そのうち、No. 39 カンボジア：シハヌークビル港競争力強化調査プロジェクトについてはマスタープラン策定、No. 40 パラグアイ：ヤシレタダム湖隣接地域総合開発調査プロジェクトについてはマスタープラン策定に加えて感慨排水施設整備に係るフィージビリティ・スタディを含んだ案件となっている。カテゴリ分類に応じた各段階での手続きの実施状況については、2 案件中 2 案件で各段階の手続きが GL に沿って行われていた。スクリーニングについては、2 案件中 2 案件でスクリーニングが行われていることが確認された。スコーピングについても両案件で適切なタイミングに実施されている。JICA と相手国等の協議状況については、1 案件では JICA GL に従うことが協議され、合意されたことが確認された。もう一方の案件では、環境社会配慮に関して相手国等と協議が行われ、役割分担等をまとめていることが確認された。合意文書や報告書等の公開状況については、2 案件共に、詳細計画策定調査報告書・合意文書が JICA ウェブサイト上で公開されている。SEA のステークホルダー協議の実施状況については、当該 2 案件においてスコーピングと DFR 段階で実施されている。開発調査型技術協力終了後に予期せぬ環境社会影響が生じた場合の対応状況確認については、1 案件は該当せず、もう一方の案件については調査実施中のため対象外であった。

また、SEA 段階のステークホルダー協議の状況は、No. 39 シハヌークビル港競争力強化調査プロジェクトについては 3 回（3 会場、合計 157 人）、No. 40 ヤシレタダム湖隣接地域総合開発調査プロジェクトについては 2 回（8 会場、327 人）の実施が確認された。

SEA 段階での検討内容や協議内容等が、プロジェクトレベルの EIA に活用・反映されたかど

うかに関し、No. 39 シハヌークビル港競争力強化調査プロジェクトについては事業に F/S を含まないため、EIA への活用・反映状況は確認できなかった。No. 40 ヤシレタダム湖隣接地域総合開発調査プロジェクトについては F/S を含むため、同一業務で SEA から EIA への活用・反映が実施されることが期待される。

No. 39 シハヌークビル港競争力強化調査プロジェクトについては、施設配置が異なる 2 案について、JICA GL に基づき 30 項目に対して IEE レベルで比較検討が行われているが、この検討の前段で、事業を実施しないオプションを設定し、事業を実施しないことにより生じる問題点が多数ある旨を整理している。

No. 39 シハヌークビル港競争力強化調査プロジェクトについては、SEA の結果として 2030 年までの施設整備計画を 3 パッケージ ((1)既存コンテナターミナルの能力増強、(2)新コンテナターミナルの建設、(3)客船・一般貨物埠頭の建設) に分割して実施することを推奨している。これらのうち、(1)既存コンテナターミナルの能力増強は実施が必須であることから、(2)新コンテナターミナルの建設を対象に、「代替案が満足すべき基準 (貨物取り扱い能力、経済的実行可能性等)」、「建設・運用面 (工法、施設利用者の利便性等)」、「環境社会配慮面 (自然環境、汚染、社会環境)」で比較検討が実施されている。この比較において事業を実施しないオプションが設定されている。

1.2.4 別紙 1-別紙 6

(1) 全体の傾向

確認状況の概要を以下に整理する。

計画段階における環境・社会影響の調査・検討状況については、対象全 38 案件で確認された。1 案件 (No. 40) は M/P 実施中であるが、環境社会影響にかかる調査を実施している。影響の回避・最小化のための代替案や緩和策の検討状況確認については、対象全 38 案件 (現在実施中の M/P (No. 40) を含む) において、代替案の検討が確認された。検討結果のプロジェクト計画への反映状況確認についても、対象全 38 案件において、代替案検討の結果として環境社会影響が比較的小さい案件が採用されていることが確認された。

- ・ 環境社会配慮関連費用・便益の定量的評価に努めており、定性的な評価を加えているか、に関しては、36 件で行われていることが確認された。対象外の 2 件 (No. 39, 40) は、開発計画調査型技術協力である
- ・ 環境社会配慮関連費用・便益は、プロジェクトの経済的、財政的、制度的、社会的及び技術的分析との密接な調和が図られているかの確認については、38 案件中 32 案件において、経済的内部収益率 (EIRR) の計算に環境・社会費用または便益が含まれるなど、実施が確認された。開発計画調査型技術協力 2 件 (No. 39, 40) 及び E/S 案件 2 件 (No. 23, 34) は対象外であった。天然ガスコンバインドサイクル発電所建設事業で、温室効果ガス排出量について、排出権取引価格という市場価格が存在するため、経済的価値を算出することが可能であることから、同排出量を費用として含めて経済的内部収益率の算定を行った事例がある。
- ・ 環境社会配慮の検討結果につき、代替案や緩和策も含めて独立の文書あるいは他の文書の一

部として表されているか、に関しては、対象全 38 案件において、代替案等にかかる検討が行われ、他文書の一部に記載されていることが確認された。特に影響が大きいプロジェクトにおける環境影響評価報告書作成状況については、開発計画調査型技術協力を除く全てのカテゴリ A 案件で、EIA もしくは ESIA が作成されていることが確認された。No. 37 については EIA は作成されていないが、協力準備調査の一部として、環境社会影響評価、環境管理計画、モニタリング計画が記載されている。

- ・ 特に影響が重大と思われるプロジェクトや、異論が多いプロジェクトについて専門家からなる委員会の設置状況に関しては、案件固有の事情で設立された委員会等はなかった（用地取得や環境管理のための委員会等、当該国の行政上配置されるべき委員会は除外）。
- ・ 「対策の検討」に関して、環境管理計画、モニタリング計画等の策定状況確認については、環境管理計画（EMP）はコントラクターの入札図書に添付され、EMP、環境モニタリング計画（EMoP）の費用については、実施機関の管理費、コントラクターの契約金額の一部として計上されることが多く見られた。
- ・ 「検討する影響スコープ」において、JICA GL で挙げられている項目を網羅
- ・ しているスコーピングが作成されている案件に関しては、全 38 案件で実施が確認されている。
- ・ GHG 排出量の算出・評価の状況の確認については、38 案件中 23 案件 で、GHG 排出量の算出・定量評価が行われている。天然ガスコンバインドサイクル発電所建設事業で、温室効果ガス排出量について、排出権取引価格という市場価格が存在するため、経済的価値を算出することが可能であることから、同排出量を費用として含めて経済的内部収益率の算定を行った事例がある。
- ・ 協議ごとの参加人数は、案件によってバラつきがあった。被影響住民の数は案件によって異なり、また、被影響住民の地理的分布も案件の性質によって大きく異なるため、一概に 1 回当たりの適切な参加人数の目安を設定することは難しい。500 人以上が参加した協議例も確認されているが、意味ある参加を確保するため、資料を配布することや、実施スタッフの増員等の工夫を講じるなどの工夫が行われていた。また、より多くの PAH の参加を促すため、また、PAH の理解を深めるため、当初の予定よりも協議の回数を増やすなどの事例（案件 No. 17, 32）も見られた。
- ・ 利害が異なるステークホルダー、特に社会的弱者の意思等が十分に考慮されないリスクに対する対応策として、特定のグループのみを対象とした協議や FGD が開催された事例も複数確認された。例えば案件 No. 2 では、個別訪問によるインタビューや内職で線香を作っている人々、川で入浴している人々、三輪タクシー運転手、学校の児童等のグループを対象とした FGD を実施し、また案件 No. 32 では、非正規住民が多いコミュニティのみを対象にした協議を別途開催した。
- ・ 38 案件中 36 案件において、社会的弱者への配慮にかかる計画が確認された。既存の下水処理場内での案件実施等社会的弱者が確認されなかったために配慮が計画されていない案件等が 2 案件であった。配慮の内容としては、金銭面の補償に加えて、就業訓練・技能訓練機会の提供、雇用支援、雇用機会の提供、移転先住居への配慮が行われている。また、女性や

若年層の優先雇用、女性への銀行口座の付与（女性が補償費を受け取れるための配慮）、身体障害者を移転先住居の1階に優先的に割り当てる等の配慮事例が見られた。

- ・ ステークホルダー分析のグッドプラクティス及び、外部からの指摘事項への対応状況、社会的弱者への配慮事例については、それぞれ本報告書の2.2.4(9)、2.2.4(10)、2.2.4(11)に詳述した。
- ・ 世銀、ADB、IFCの「重要な自然生息地」、「著しい転換・著しい劣化」に係る対応状況の整理は、本報告書以下第4章GL改定の論点（案）で整理する。なお、違法伐採に関しては全38件で確認されなかった。
- ・ 「非自発的住民移転」への対応状況については、非自発的住民移転が発生しない8件（No. 16, 17, 19, 22, 23, 34, 35, 37）及び開発計画調査型技術協力2件（案件No. 39, 40）の10件を除く28件を対象に分析を行った。住民移転計画の作成有無・公開状況・協議の有無と内容・協議に際する言語の種類に関して調査を行ったところ、全28件で実施及び実施内容が確認できた。非自発的住民移転及び生計手段の喪失への対応状況に関しては、回避・最小化が検討・実施され、対象者と文書等で合意の上で実効性のある対策が講じられている案件について調査した結果、合意が確認されている、且つ対策実施済み案件が18案件、生計回復支援の実施について合意され、計画が作成されているものの、まだ実施段階には至っていない（住民移転等が開始されていない等）案件が18案件であった。
- ・ 生活水準に関しては、現地調査を実施した3案件を対象に、移転住民が以前の生活水準や収入機会、生産水準において改善又は少なくとも回復できているかについて調査を実施した。調査結果を以下に示す。
 - （案件No. 5）インド：デリー高速輸送システム建設事業フェーズ3：既に移転が完了した移転先については外部モニタリングを実施機関が現在実施中。残りは、現地調査時には移転が始まっていないため、未実施。
 - （案件No. 24）ベトナム：南北高速道路建設事業（ベンルックーロンタイン間）：再取得価格に基づく補償に加えて、移転後の初期基盤整備のために家畜等が希望に応じて与えられたが、最初のこの支援を行った移転対象地域で、受け取った家畜を現金化して目的外に使用したケースが散見されたとの報告があったが、収入や生活水準が以前より低下したとの報告はない。なお、以降同様の支援を実施する移転対象地域では、研修や啓蒙を強化することが確認されている。
 - （案件No. 36）ミャンマー：ティラワ地区インフラ開発事業：実施機関からの説明によると、港湾においては、補償支払いにかかるモニタリングは実施済み。生計回復モニタリングについては、住所が合意書に記載されているが、生計回復モニタリング実施に際し、PAHが補償後に引っ越しており、その後の追跡調査が困難なるも、実施機関に対し要請している。送電・変電所：鉄塔部分の土地にかかる2PAHsに対する耕作補償の支払いのモニタリングが実施され、問題なく支払われたことが確認されている（住民との合意文書有）。鉄塔建設により損失する土地の面積は極めて限定的であるため生計への著しい

影響は想定されないため、ALAPに記載されるモニタリング計画において、生計回復にかかるモニタリングの実施は含まれていない。

- ・ガスパイプライン：補償支払いにかかるモニタリングは実施済み。生計回復モニタリング実施に当たり、3世帯は移動性の高い耕作者として生計を営んでいたため、その後の追跡調査が困難であり、結果を入手できていない港湾においては、補償支払いにかかるモニタリングは実施済み。生計回復モニタリングについては、住所が合意書に記載されているが、生計回復モニタリング実施に際し、PAHが補償後に引っ越しており、その後の追跡調査が困難なるも、実施機関に対し要請中。また、電力においても、鉄塔部分の土地にかかる2PAHsに対する耕作補償の支払いのモニタリングが実施され、問題なく支払われたことが確認されている（住民との合意文書有）。鉄塔建設により損失する土地の面積は極めて限定的であるため生計への著しい影響は想定されないため、モニタリング計画において、生計回復にかかるモニタリングの実施は含まれていない。ガスパイプラインの補償支払いにかかるモニタリングは実施済み。生計回復モニタリング実施に当たり、3世帯は移動性の高い耕作者として生計を営んでいたため、その後の追跡調査が困難であり、結果を入手できていない。
- ・ 「苦情処理メカニズム」の整備状況に関しては、レビュー対象38案件中、技術協力プロジェクト2件（案件39,40）を除く計36件全件で整備がなされている。
⇒詳細は本報告書2.2.4(15)に詳述する。
- ・ 「先住民族」に関して、レビュー調査案件38案件中、1件（No.32）で先住民族への影響が確認された。本案件では、インドにおける先住民である指定部族（ミゾ族、ガロ族）が住民の大多数を占めることが確認された。負の影響の回避・最小化の検討状況及びFPICの適切な実施が確認された。
⇒[整理番号84]については、本報告書2.2.4(16)で詳述する。
- ・ 「モニタリング」に関して、モニタリング計画の作成状況は、対象外の開発計画調査型技術協力2件（No.39,40）とES借款（No.23,34）を除く、全34件で作成済みであった。
- ・ EIAの承認状況、言語、現地での公開状況に関しては、全件で対応していることが確認できた。
- ・ EIAにおいてGLに記載の必要な項目が含まれているかの確認については、38案件中全案件について、審査時までには全て確認済みであることが確認された。
- ・ 大規模住民移転を理由にカテゴリAと判断された案件におけるEIA実施状況の整理に関しては、対象38案件中、大規模住民移転を理由にカテゴリAと判断された案件は、計5案件であった。
- ・ 別紙3 一般に影響を及ぼしやすいセクター・特性、影響を受けやすい地域の例示に関しては、「影響を及ぼしやすいセクター」の妥当性を確認した。
⇒本報告書2.2.4(18)で詳述する。
- ・ 別紙6 モニタリングを行う項目に関して、モニタリング項目の妥当性、基準値の記載、工事中・供用時の区分において、全て対応が判明した案件は36件、対象外は2件であった。

対象外の2案件は開発計画調査型技術協力である。

⇒生計回復のモニタリングに関しては、本報告書2.2.4(19)で詳述する。

モニタリング項目の妥当性、基準値の記載、工事中・供用時の区分

- ・ EIAのモニタリング項目については工事中・供用時の区分はEIAがある案件では確認が行われている。
- ・ 環境基準値の記載については、相手国の基準値の有無によってばらつきが見られており、必ずしも記載されていない場合も散見された。しかしその後、未記載の案件については、JICAからモニタリングフォームの改善について、実施機関側に申し入れを行っている。
- ・ 38案件中、工事着工済みのモニタリング対象案件は計17件あるが、そのうち14案件においてモニタリングレポートが提出されている。残り3案件は、紛争等により事業実施が困難となっているNo.38南スーダンナイル架橋建設計画、最近工事が着工したばかりのNo.28カメルーン・バチエンガーレナ間道路整備事業、No.33インド・ムンバイ湾横断道路建設事業（第一期）である。
- ・ 環境レビュー結果と環境モニタリング結果の乖離（モニタリング項目を審査時に確認したRAP・EIAの計画と比較して乖離を確認した）をレビューしたうち、例えば、EIA段階では想定されていなかった地下水水位の上昇が発生し、排水路の設置を行ったこと（No.6）、浚渫土の土捨場予定地が不法住民に占拠され、追加の土捨場が必要となり、追加EIAが実施されたこと（No.11）等が要因であった。

(2) 計画段階における環境・社会影響の調査・検討

計画段階における環境・社会影響の調査・検討状況については、対象全38案件で確認された。1案件（No.40）はM/P実施中であるが、環境社会影響にかかる調査は実施している。

(3) 影響の回避・最小化のための代替案や緩和策の検討

対象全38案件（現在実施中のM/P（No.40）を含む）において、代替案の検討が確認された。

(4) 検討結果のプロジェクト計画への反映

対象全38案件において、代替案検討の結果として環境社会影響が比較的小さい案件が採用されていることが確認された。

(5) 特に影響が大きいプロジェクトについては、環境影響評価報告書が作成されているか

開発計画調査型技術協力を除く、全てのレビュー調査対象カテゴリA案件において、EIAもしくはESIAが独立した文書として作成されていた。この中には、相手国等ではEIAの作成及び承認が法的には必要ないものの、JICA GLの要件を満たすために作成された事例（No.32インド・北東州道路網連結性改善事業等）も含まれる。カテゴリA案件の場合、基本的には協力準備調査と平行してEIA調査が実施されているが、ADBとの協調融資であるNo.24ベトナム・南北高速道路建設事業（ベンルックーロンタイン間）およびアフリカ開発銀行との協調融資であるNo.28カメルーン・バチエンガーレナ間道路整備事業については、EIAはADB/アフリカ開発銀行の支援により実施・承認済みであった。なお、カテゴリB案件であるNo.37ベトナム・中小企業・小規模事業者向けレンタル工業団地開発事業は、既存の

工業団地の敷地を活用した事業であり、レンタル工業団地のみを対象としたEIAは作成されていない（工業団地全体を対象としたEIAは、本事業の開始前に作成・承認済）。

(6) 特に影響が重大と思われるプロジェクトや、異論が多いプロジェクトについて専門家からなる委員会が設置されたか

レビュー対象案件のうち、案件固有の事情で設立された委員会等はなかった（用地取得や環境管理のための委員会等、当該国の行政上配置されるべき委員会は除外）。

(7) 「不可分一体の事業、派生的・二次的な影響、累積的影響」に該当する事例

レビュー対象案件 38 案件中、個別プロジェクトに係る検討まで実施されていない開発計画調査型技術協力 2 案件（No. 39, 40）を除く 36 案件について分析した。

不可分一体の事業について、分析対象 36 案件中、下記に示す JICA GL の定義に基づき、不可分一体事業が確認された案件は 4 案件であった。そのうち 1 件は、案件の一部を他ドナーが実施する協調融資案件である。

No. 35 ケニア・オルカリア V 地熱発電所では、坑井掘削は実施機関が実施し、JICA 事業に含めないとしていたため不可分一体の事業とみなされた。実施機関から提供された坑井掘削事業の EIA を JICA がレビューし、JICA GL と乖離がないことを確認している。

また、実施機関に対して事業実施前の EIA 等では考慮していなかった「不可分一体事業」の有無について問いあわせたところ、対象事業のための土取り場作業、アクセス道路の設置（工事含む）、道路建設事業における電柱の除去等が示された。これらは、そもそも円借款対象である事業コンポーネントの中に含まれている可能性があり、JICA GL の FAQ による定義にある、「JICA が協力を行わない関連事業」という箇所が十分に理解されていない傾向にある。

JICA では、国際金融公社 (IFC) Performance Standard 1 の定義*を参考に、JICA が協力を行わない関連事業のうち、①仮に JICA が協力を行う対象の事業がなければ、その関連事業は建設、あるいは、拡張されることはなく、かつ、②その関連事業がない場合には、JICA が協力を行う対象の事業は実行の可能性がない、と考えられる事業を「不可分一体の事業」と定義しています。例えば、図 1 では、赤色の送電線部分が、JICA が協力を行う対象の事業（発電所）と不可分一体の事業である可能性があります。不可分一体事業について、JICA は、合理的な範囲で、想定される環境社会影響に応じた適切な環境社会配慮文書（住民移転計画、環境アセスメント報告書等）が JICA 環境社会配慮ガイドラインに沿って作成されていることを確認し、そして必要に応じ相手国等に申し入れを行います。（JICA GL FAQ）

不可分一体事業が特定されたレビュー対象案件の概要を表 2-6 示す。

表 2-6 不可分一体事業が特定された案件のカテゴリ分類の根拠と不可分一体事業詳細

No.	案件名	環境 カテ ゴ リ	カテゴリ分類の根拠	不可分一体の事業
19	チュニジア国	A	火力発電セクターに該当するこ	ラデスⅢスイッチヤード事業。

No.	案件名	環境 カテ ゴ リ	カテゴリ分類の根拠	不可分一体の事業
	ラデス・コンパ インド・サイクル発 電施設建設事業		と。	
22	ウクライナ ボルトニッチ下 水処理場改修事 業	A	廃棄物セクターに該当する。	円借款対象外である既存の汚泥処分場（既存処分場をさらに深く掘削する等の工事が発生）も EIA の対象となっていることを確認。また、実施機関はこの施工業者に適切な環境社会配慮を要求することを確約
28	カメルーン国 バチエンガーレ ナ間道路整備事 業	A	JICA ロットは国立公園等の影響を受けやすい地域に該当しないが、768名の住民移転及び用地取得予定である旨確認されている。このことから、影響を及ぼしやすい特性に該当するため。	AfDB 借款で実施される区間。（本事業では、バチエンガーレナ間(263.6km)は4区間に分けられており、JICAはこのうち第3区間であるマンキンーヨコ間(82.1km、以下「JICA 融資区間」)の道路舗装・建設をアフリカ開発銀行(以下「AfDB」)との協調融資(ジョイント型)で実施する。）
35	ケニア国 オルカリアV地熱 発電所	A	地熱発電セクターに該当するため	坑井掘削の建設

出典：JICA 調査団にて作成

派生的・二次的影響について、分析対象となる 35 件のうち下記に示す JICA GL の定義、派生的・二次的な影響が特定された案件は 1 案件のみ (No. 21 カンボジア国道 5 号線改修事業 (スレアマアム-バツタンバン間及びシソポン-ポイペド間) (第一期) のみであった。

下記のとおり、派生的・二次的な影響の定義は JICAFAQ 定義されている。

JICA では、国際金融公社 (IFC) の Performance Standard 1*を参考に、「JICA が協力を行う対象の事業に起因する、計画されていないが予測可能な開発により、将来もしくは異なる場所で発生する影響」を派生的・二次的影響の目安としています。例えば、生物多様性、もしくは被影響コミュニティが生計手段として依存している生態系サービスにプロジェクトが与える間接的な影響などは派生的・二次的影響として考察されるべきものです。

これら影響の可能性がある場合には、JICA が協力を行う対象の事業において合理的と考えられる範囲内で、影響を調査・検討することとします。(JICA GL FAQ)

A direct impact is an impact which is caused by the project and occurs contemporaneously in the location of the project. An indirect impact is an impact which is caused by the project and is later in time or farther removed in distance than a direct impact, but is still reasonably foreseeable, and will not include induced impacts. (Footnote 20-21, p. 18, ESF)

表 2-7 派生的・二次的な影響が特定された案件及び実施された緩和策

No.	案件名	派生的・二次的な影響	対応
21	カンボジア国 国道 5 号線改修 事業（スレアマ ム-バツタン バン間及びシン ボン-ポイペド 間）（第一期）	D F R 段階の助言委員会において、「本事業の間接的・累積的影響として、道路周辺の商店や家屋が増加することが予測されることから、廃棄物減量化・適正処理対策及び生活排水等による水質汚濁対策を並行して進めていくよう、実施機関を通じて関係機関へ問題提起していく必要がある。」との指摘があった。	指摘の懸念される影響については、「廃棄物減量化・適正処理対策及び生活排水等による水質汚濁対策の重要性」を最終報告書に記述するとともに、審査時に実施機関を通じて関係機関へ問題提起を行っている。

出典：JICA 調査団にて作成

累積的影響について、分析対象 35 案件中、下記に示す JICA GL の定義に基づき、累積的影響が特定された案件は 2 案件であった。累積的影響が特定された 2 案件のセクターは、発電であった。発電セクターに該当する 2 案件に関しては、既存の発電に加え、本事業が実施されることによる、大気質、水質等への累積影響を想定し、道路・港湾事業の場合は事業実施に伴う周辺開発による累積的影響が想定された。累積的影響を考慮した結果、2 案件の詳細を表 2-8 に示す。

累積的影響についても、JICA GL の FAQ で下記のとおり説明されている。

*JICA では、国際金融公社 (IFC) の Performance Standard 1*を参考に、「リスク及び影響を特定するプロセスが実施される時点（例えばスコーピング時点）で起こっている、もしくは具体的に計画されている開発、その他合理的に認知しうる開発行為が要因となって、JICA が協力を行う対象の事業により直接的に影響を受ける地域や資源に生じる追加的な影響の累積」を累積的影響の目安としています。例えば、道路事業において、道路周辺への将来の住宅や商業施設の集積が環境に与える累積的影響について配慮を求めた事例があります。これら影響の可能性がある場合には、JICA が協力を行う対象の事業において合理的と考えられる範囲内で、影響を調査・検討することとします。(JICA GL FAQ)*

表 2-8 累積的影響が特定された案件と実施された緩和策

No.	案件名	累積的影響	実施された緩和策
-----	-----	-------	----------

No.	案件名	累積的影響	実施された緩和策
19	チュニジア国 ラダス・コンパイン ド・サイクル発電施 設建設事業	供用後の大気質、水質に関して、既設 発電所との累積的影響。	検討結果より、現地国および IFC 基準 を超えない見込みである。
35	ケニア国 オルカリアV地熱発 電所	本事業はフェーズ 5 であることから、 同エリアでの生物多様性の保全、大気、 水質、騒音、土壌、廃棄物等のこれま で影響を踏まえた今後の開発による累 積的影響を検討。	地熱開発プログラムの代替案が検討さ れている。

出典：JICA 調査団にて作成

(8) 「自然保護や文化遺産保護のために特に指定した地域」に該当する事例

レビュー対象案件 38 案件中、対象地域に自然保護や文化遺産保護のために特に指定した地域が存在する案件はなく、改変区域外であるが近隣を改変する案件は 5 案件確認された。これらを整理した結果を表 2-9 に示す。

現地調査を実施した、No. 5 インド・デリー高速輸送システム建設事業フェーズ 3 においては、既に部分供用を開始しており、野鳥保護区近くを通過する際には警笛を鳴らすなど、バードストライク対策が実施されていることが確認できた。また、No. 24 ベトナム・南北高速道路建設事業（ベンルックーロンタイン間）の事業地は、UNESCO 認定の国立保護林であるカンゾーマングローブ保護林から約 12 km 北に位置し、本事業は同保護林周辺の移行帯（バッファーエリア）を通過するが、国内法上、移行帯における開発事業の実施は許可されている。本事業ではマングローブの植林が実施され、再植林されたマングローブは再植林後から供用後 3 年目まで定期的（年 1 回）にモニタリングが実施される予定である。No. 35 ケニア・オルカリア V 地熱発電所は、工事が既に開始されており、動物を巻き込む事故や景観等に関するモニタリングが実施されている。他の 2 案件についてはいずれも工事着工前であり、保全措置の計画及びモニタリング計画は準備されている。

表 2-9 対象地域に「自然保護や文化遺産保護のために特に指定した地域」が入る案件の詳細

No	案件名	自然保護や文化遺産保護のために特に指定した地域に該当する根拠	審査時の対処結果
5	インド国 デリー高速輸 送システム建 設事業フェ ーズ 3	IUCN のウェブサイトに掲載されている情報に基づくと、オクラ野鳥保護区の区域は Sociable Lapwing (CR:Vanellus gregarius) のインドにおける生息域の北限に近い位置にある。また一部の文献（「The birds of Okhla barrage bird sanctuary」(FORKTAIL 19 (2003): 39-50, ABDUL JAMIL URFI) によると Sociable Lapwing は渡り鳥であり、保	供用時のバードストライク等の影響を緩和するため、DMRC は、列車が Yamuna 川を渡河する際に、橋梁上で警笛を鳴らすように車両の運転手を指導し、バードストライクの数を定期的にモニタリングすることとしている。また、野鳥保護区と計画路線の間には Okhla 堰があり、堰の上部は道路として利用さ

No	案件名	自然保護や文化遺産保護のために特に指定した地域に該当する根拠	審査時の対処結果
		護区周辺地域に冬季に飛来するとされている。同文献ではその他にも保護区周辺で約300種が過去に確認された旨の記載がある。	れており、既に開発は進んでいると考えられ累積的影響を考慮した上でも、野鳥の生態への影響は大きくないと考えられる。
18	カンボジア国 国道5号線改修事業（プレックダムー スレアマアム間）（I）	対象事業用地の東側にトンレサップ生物圏保存地域が存在するため。（トンレサップ生物圏保存地域はすべて完全に保護されているコアエリアとなる Zone 3 と農業活動等が許可されている Zone 2 及び Zone 1 がその外側に設定されている。）	<ul style="list-style-type: none"> ・事業対象地域は Zone 1 境界線に隣接するため、工事中は樹木伐採を必要最小限にとどめ、事業地周辺の生態系については供用後5年間モニタリングが実施される予定。 ・事業対象地域は国立公園等の影響を受けやすい地域内には該当しないため、自然環境への望ましくない影響は最小限であると想定される。
21	カンボジア国 国道5号線改修事業（スレアマアムーバタンバン間及びシソポナーポイペト間）（第一期）	事業対象地北側にトレンサップ生物圏類区（TSBR）があり、国道5号はインフラ建設が可能であるゾーン1に隣接するため。Tonle Sap 湖は東南アジアで最大の淡水湖であり、周辺の浸水林は世界的にも野生生物保全やリサーチ対象として重要な存在である。国道5号線の Right of Way（ROW）は既に農業や居住地として土地利用が進んでおり、本事業が保護区を通過することはない。	MOE と JICA 調査団の協議の中で、国道5号線の ROW は TSBR を通過しないと確認された。Pursat Bypass は TSBR の Zone1（transition zone）を通過するが、開発行為は禁止されていない。水資源・気象省（MOWRAM）、既存の灌漑施設や水質への影響に配慮して本事業をすすめること、とする Official Letter が発行された。本事業のために ESIA 以外に追加で許認可を取る必要はない。工事中は施工管理コンサルタント及び工事コントラクターが、供用後5年間は PMU が関係機関と協力してモニタリングを行う。
24	ベトナム国 南北高速道路建設事業（ベンルックローンタイン間）	本事業地は UNESCO 認定の国立保護林であるカンゾーマングローブ保護林から約12km北に位置し、本事業は同保護林周辺の移行帯を通過するが、当該地域は開発における許可がなされている。	移行帯における開発は許可されているが、緩和策として、再植されたマングローブについては、再植後から供用後3年目まで定期的にモニタリングを実施する計画となっている。
35	ケニア国 オルカリア V 地熱発電所	本事業は事業実施予定地域がヘルズゲート国立公園に隣接している。また、ヘルズゲート国立公園における地熱資源開発ライセンスの関連性について確認し、オルカリア V の	車両の速度規制やパイプラインのデザインにより野生動物の生息への影響を緩和する。近隣の国立公園管理者の策定する Ecosystem Management Plan に

No	案件名	自然保護や文化遺産保護のために特に指定した地域に該当する根拠	審査時の対処結果
		地熱開発に問題がないことが確認済みである。	沿った緩和策・モニタリングの実施。

出典：JICA 調査団にて作成

(9) コンサルテーション・ステークホルダー分析のグッドプラクティス

現地ステークホルダーとの協議にかかる JICA GL の記載は、表 2-10 に示すとおりである。

表 2-10 現地ステークホルダーとの協議にかかる JICA GL 規定

No	2.4 現地ステークホルダーとの協議
1.	より現場に即した環境社会配慮の実施及び適切な合意形成に資するため、合理的な範囲内でできるだけ幅広く、現地ステークホルダーとの協議を相手国等が主体的に行うことを原則とし、必要に応じ、JICA は協力事業によって相手国等を支援する。
2.	JICA は、協力事業の初期段階において、現地ステークホルダーとの協議を行うための枠組みについて、相手国等と協議し合意する。
3.	JICA は、意味ある協議とするために、プロジェクトの影響を直接受けると想定される住民に対して特に留意しつつ協議を行う旨を、事前の広報により周知するよう相手国等に働きかける。
4.	JICA は、カテゴリ A については、開発ニーズの把握、環境社会面での問題の所在の把握及び代替案の検討について早い段階から相手国等が現地ステークホルダーとの協議を行うよう働きかけるとともに、必要な支援を行う。
5.	JICA は、カテゴリ B についても、必要に応じ、現地ステークホルダーとの協議を行うよう相手国等に働きかける。
6.	現地ステークホルダーとの協議を行った場合は協議記録を作成するよう、JICA は相手国等に働きかける。

出典：JICA GL、p.7

レビュー対象のカテゴリ A 案件のうち、JICA の支援を通じて EIA が作成されている案件については、基本的にスコーピング段階および EIA の DFR 段階で協議が実施されている。No. 24 ベトナム・南北高速道路建設事業（ベンルックーロンタイン間）および No. 28 カメルーン・バチエンガーレナ間道路整備事業の協調融資では、JICA 支援が開始する以前に EIA が作成済みであり、ADB や AfDB 支援で適切なコンサルテーションが実施されたことを審査時に確認している。また、同じく EIA が事前に作成、承認済みであった No. 16 バヌアツ・ポートビラ港ラペタシ国際多目的埠頭整備事業では、EIA 作成時のステークホルダー協議の出席者が援助機関（AusAID、JICA）、政府機関、自治体に限定されていたため、協力準備調査の実施中に二回のステークホルダー協議を実施している。

また、今回レビュー対象とした 38 案件のうち、2 案件がカテゴリ B であるが、そのうちの No. 36 ミャンマー・ティラワ地区インフラ開発事業（フェーズ 1）（第二期）においては、相手国で住民協議を義務付ける EIA 法が成立する前であったが、EIA や RAP にかかる住民協議が実施されている。特に、同案件のサブプロジェクトである港湾拡張事業につい

ては、スコーピング段階でのステークホルダー協議は実施されていないものの、JICA の働きかけにより、調査団の支援のもと、RAP にかかる協議が開催された経緯がある。レビュー対象の 38 案件から、コンサルテーションの好事例が確認できた案件を整理した結果は表 2-11 に示すとおりである。これらは全て、計画段階における住民協議の実施状況から抽出したものである。コンサルテーションの好事例として、ステークホルダーが可能な限りステークホルダー協議（Stakeholder Meeting、以下“SHM”）に参加できるように、開催回数や開催場所を多く設定しきめ細やかに SHM を実施している事例や、開催日時・場所等を事前協議している事例があった。また、SHM で意見を効果的に把握するために、住民協議に加えてフォーカスグループディスカッション（Focus Group Discussion、以下“FGD”）等の実施や専門集団の参画を求めている事例も確認された。

表 2-11 コンサルテーションの好事例概要

No	案件名	分類	内容
1	ウズベキスタンナボイ火力発電所近代化事業	SHM の追加実施	当初計画の SHM を実施した結果、情報が不十分であると判断し、追加インタビュー及び追加 SHM を実施
17	ハノイ市環状 3 号線整備事業（マイジックータンロン南間）		住民からの要望に答えて説明会の開催回数を追加
32	北東州道路網連結性改善事業（フェーズ 1）（第一期）		住民からの要望に答えて説明会の開催回数を追加
5	デリー高速輸送システム建設事業フェーズ 3	開催日時、場所等の事前協議	開催日時、場所等について、該当地区の住民福祉協会、商店主協会と事前協議を実施
23	ジャムナ鉄道専用橋建設事業（ES）	きめ細やかな SHM の実施	2017 年 6 月から 83 回のコンサルテーション（住民協議、FGD、一対一の面談）を実施
29	レンガリ灌漑事業（フェーズ 2）		2012 年 10 月～2013 年 11 月の間に 507 村を対象に 132 地点において開催
32	北東州道路網連結性改善事業（フェーズ 1）（第一期）		非正規住民が多いベンガリコミュニティを対象にした協議を別途開催
2	ケラニ河新橋建設事業	住民意見の計画への反映	EIA や RAP 作成過程において様々な手段によるステークホルダー協議を複数回実施し、日雇い労働や零細自営業者に対する支援を生計回復計画に盛り込む、工法の再検討により 25 件の家屋移転を回避、などが実現
4	ティラワ経済特別区(Class A 区域) 開発事業		DFR 段階のステークホルダー協議で、悪臭等に対する緩和策の実施等についての要望を DFR に反映
32	北東州道路網連結性改善事業（フェーズ 1）（第一期）		住宅密集地での大規模住民移転を避けるため、主要な 4 村落については既存道路の拡幅

No	案件名	分類	内容
			ではなくバイパス新設で対応
2	ケラニ河新橋建設事業	多様な会議形態	住民協議に加え、個別訪問によるインタビューや内職で線香を作っている人々、ケラニ川で入浴している人々、三輪タクシー運転手、学校の児童等のグループを対象としたFGDも実施
5	デリー高速輸送システム建設事業フェーズ3		アライメント沿いでの非公式説明会、住民グループ、商店、スラム居住者などとのFGDなどを実施
7	カチプール、メグナ、グムティ第2橋建設及び既存橋改修事業		PAPsの要求事項の詳細把握や補償費、補償過程や補償費算出のために様々なステークホルダーと複数回のコンサルテーションを実施
9	マタバリ超々臨界圧石炭火力発電事業(I)		FGDの実施
23	ジャムナ鉄道専用橋建設事業(ES)		広範囲のステークホルダーからの要望を効果的に把握するために、集会形式だけではなく、FGDや個別の聞き取りを実施
24	南北高速道路建設事業(ベンルックーロントイン間)		女性世帯や障害者世帯など社会的弱者を含む世帯に対しては別途協議を設けて特別支援の説明を実施
26	ムンバイメトロ3号線建設事業		非公式の説明会、公衆説明会、FGD、個別面談を実施
30	南北通勤線鉄道事業(マロロス-ツツバン)		FGDの実施
31	アーメダバード・メトロ事業(第一期)		市レベルでの説明会の開催に向けて、戸別訪問から居住区毎の説明会、FGD等を段階的に経て実施
33	ムンバイ湾横断道路建設事業(第一期)		RAPに関して非公式なグループ説明会、ステークホルダーミーティング、FGD(住民、商業者、スラム住民を含む)、社会経済調査を通じた個別面談、主要な情報提供者との議論の手順で実施
40	ヤシレタダム湖隣接地域総合開発調査プロジェクト		公聴会の開催、協議、個々面談が実施
11	パッシング-マリキナ川河川改修事業(III)	多様な主体(専門集団等)の参画	パッシング川再生委員会などの関係機関やNGOなどから27名が参加
16	ポートビラ港ラペタシ国際		関連する政府機関、自治体、部族長、海運業

No	案件名	分類	内容
	多目的埠頭整備事業		者、湾の利用者（漁業関係者、石油会社、リゾート、ホテル・観光業者）、NGOを特定し、招待

出典：JICA 調査団にて作成

レビュー対象案件 38 案件のうち EIA や RAP が作成されている案件について、それぞれ EIA/RAP/EIA・RAP 共同開催のステークホルダー協議の 1 回当たりにおける参加者人数の割合を確認した。

- EIA に関するステークホルダー協議では、10 人以上 50 人未満が最も多く、約 50%であり、100 人未満の参加者は全体の約 78%を占める。
 - RAP に関するステークホルダー協議では、100 人以上 200 人未満が最も多く、約 34%であった。100 人未満の参加者は全体の約 47%、200 人未満は 81%を占める。
 - EIA・RAP 共同開催のステークホルダー協議では、50 人以上 100 人未満が最も多く、約 34%であり、100 人未満の参加者は全体の約 60%を占める。
 - いずれのステークホルダー協議においても、10 人未満と非常に少数の参加が確認され、RAP に関するステークホルダー協議では、1000 人以上と非常に多くの参加者も確認された。
- ・ 被影響住民の数は案件によって異なり、また、被影響住民の地理的分布も案件の性質によって大きく異なるため、一概に 1 回当たりの適切な参加人数の目安を設定することは難しい。特に線形インフラ案件では、工業団地開発等に比べて被影響住民が広範囲に存在するため、一回の人数が少なくなったとしても、住民がアクセスしやすい場所で複数回の協議を開催することが望ましいと考えられる。また、一箇所に被影響住民が集中している事例においても、被影響住民が多い場合は複数回に分けて開催する、あるいは広い会場で開催する場合には、プロジェクターが参加者全員に見えない場合も考えられるので、資料を配布することや、実施スタッフの増員等を講じるなどの工夫が見られた。また、質疑応答の時間にも限りがあることから、参加者の意見を吸い上げるための、フォローアップが必要である。

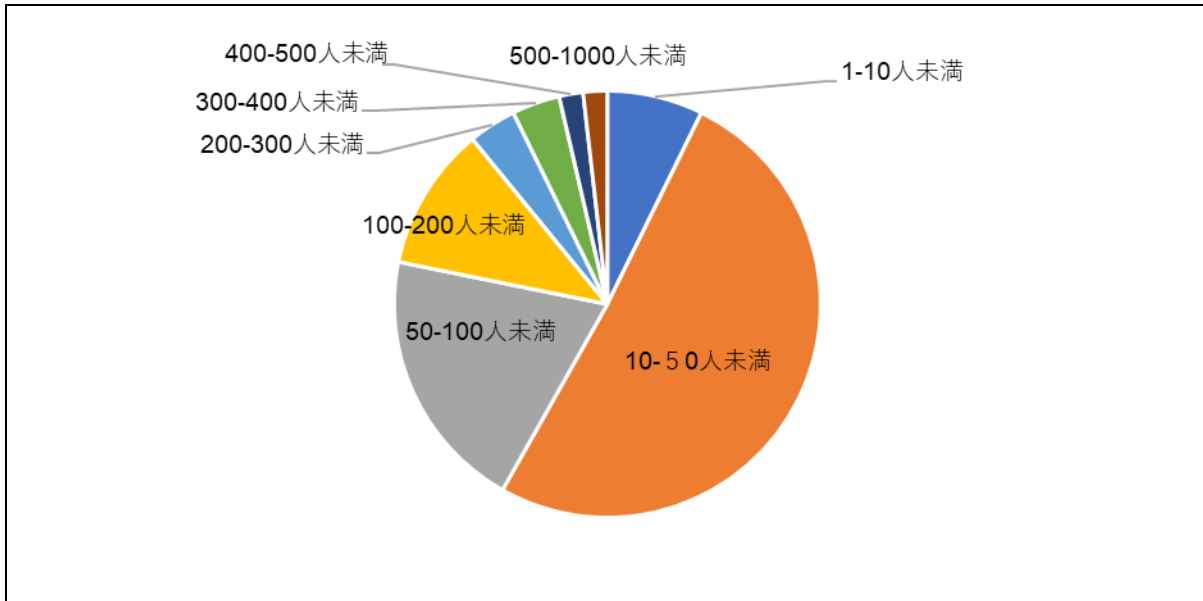


図 2-4 レビュー対象案件で確認された EIA に関するステークホルダー協議参加者人数の割合

出典：JICA 調査団にて作成

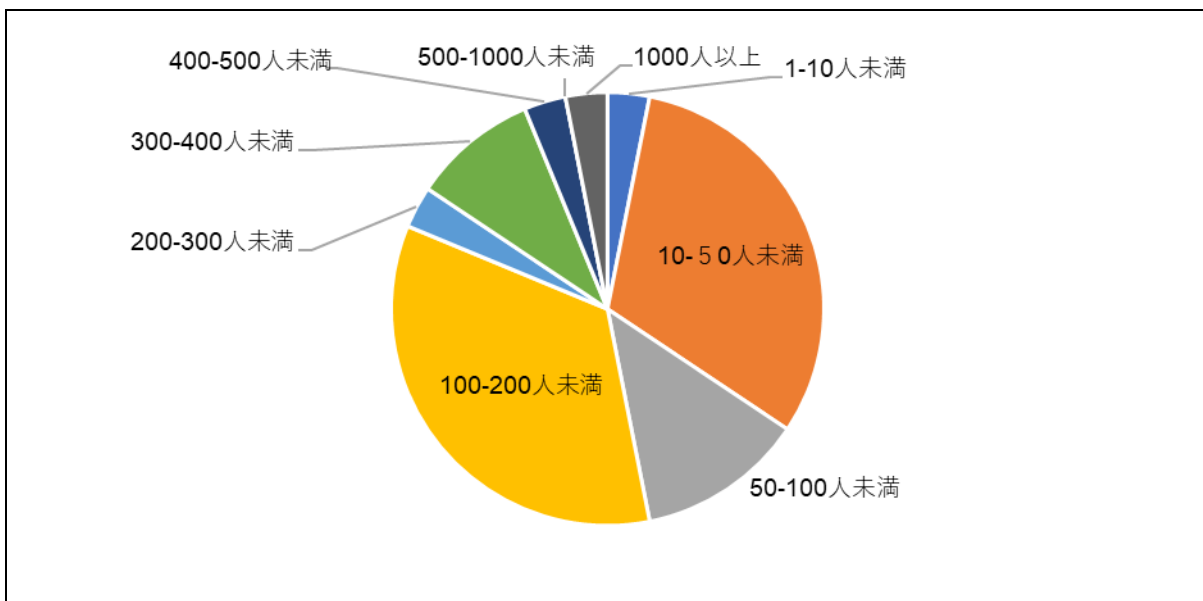
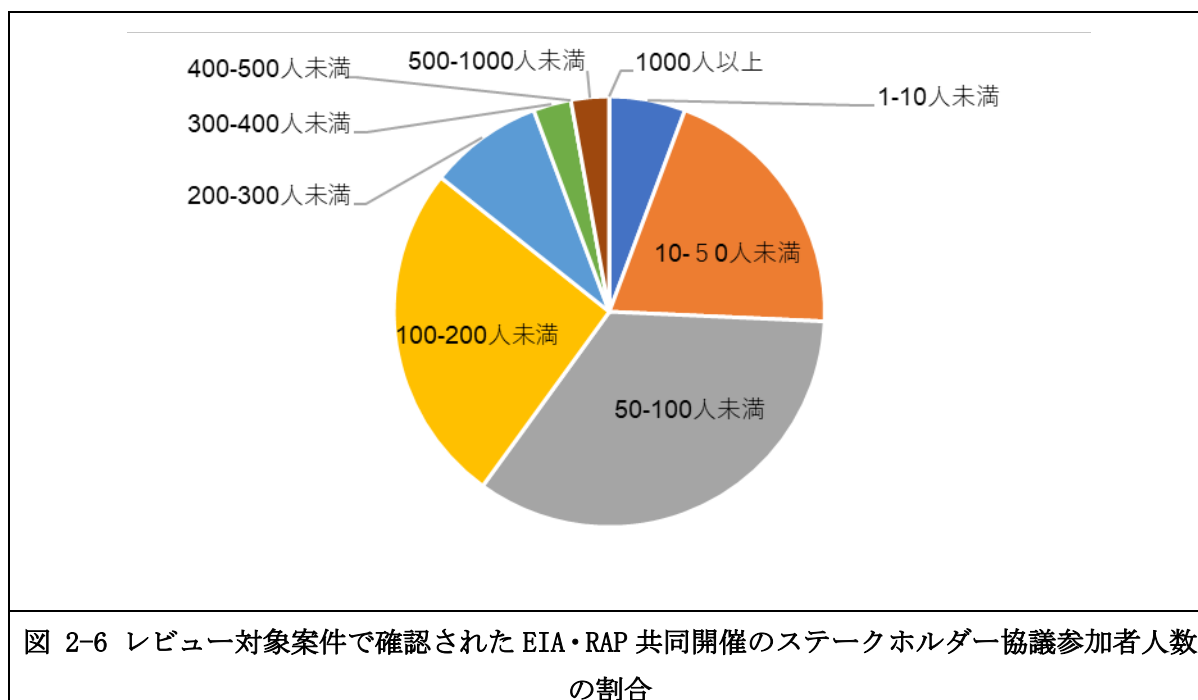


図 2-5 レビュー対象案件で確認された RAP に関するステークホルダー協議参加者人数の割合

出典：JICA 調査団にて作成



出典：JICA 調査団にて作成

- ステークホルダー分析の手法としては、マトリックス、ダイヤグラム、ブレインストーミング等、様々な手法を適用している事例が見られた。例えば、プロジェクトの早期段階において、関係者でブレインストーミングを行い、①プロジェクトに影響を与える、もしくは権限を持った人、②プロジェクトの成功・失敗に関心・興味があるもしくは影響がある人の観点から事業のステークホルダーを洗い出す作業が実施された案件がある。マトリックスやダイヤグラムなども、こうして洗い出されたステークホルダー同士の力関係や利害関係を整理して理解するのに役立つ手法である。ステークホルダー分析の実施が確認されたのは 38 件中 13 件であり、そのうち 8 件についてはステークホルダー分析の手法が確認された。これらの事例は表 2-12 に示すとおりである。なお、No.1 ウズベキスタン・ナボイ火力発電所近代化事業及び No.3 同国トゥラルガン火力発電所建設事業については、ステークホルダーの特定のために環境影響範囲に係る数値計算結果を活用した事例が見られた。ステークホルダー分析の段階で環境影響範囲の推定に必要なデータ（気象条件等の環境情報）が得られる場合には、有効な検討手法と考えられる。

表 2-12 ステークホルダー分析の事例

No	案件名	分類	内容
7	カチプール、メグナ、グムティ第 2 橋建設及び既存橋改修事業	多様な手法の適用	マトリックス、ダイヤグラム、ブレインストーミング、FGD、パブリックコンサルテーションを実施
9	マタバリ超々臨界圧石炭火力発電事業(I)		同上
15	カイロ地下鉄四号線第一期整備事業		ブレインストーミングを実施

No	案件名	分類	内容
26	ムンバイ Metro 3 号線建設事業		非公式の説明会、公衆説明会、FGD、個別面談等
29	レンガリ灌漑事業（フェーズ2）		PRA、マッピング、マトリックス、ダイヤグラム、FGD、村での会合、個別議論
31	アーメダバード・Metro 事業（第一期）		直接影響及び間接影響を考慮し、個別面談、公衆説明、FGD、関係機関との協議
4	ティラワ経済特別区（Class A 区域）開発事業	複数機関との協議	関連政府機関、地方自治体、コミュニティとの相談
40	ヤシレタダム湖隣接地域総合開発調査プロジェクト		農牧省農業普及局（DEAg）事務所、地方自治体、地方自治体の調査、地方住民との相談

出典：JICA 調査団にて作成

(10) 外部からの指摘事項への対応

外部から指摘があった事項については表 2-14 に示すとおりである。外部からの指摘については、異議申立が3案件（No. 4, 12, 26）に対し4件、環境影響にかかる指摘が2件（No. 6, 19）、事業内容や影響についての質問が3件（No. 31, 36, 38）の合計8案件が確認された。4件の異議申立のうちの3件（No. 12, 26）については、表 2-14 に示した理由により却下された。1件（No. 4）については異議申立審査役が調査を行い、その結果、GL 違反は確認されなかったが、審査役が GL の理念等を踏まえた対応を促進するために問題解決に向けた助言を行った。

表 2-14 外部からの指摘の概要

No	案件名	事例
4	ティラワ経済特別区（Class A 区域）開発事業、及びティラワ経済特別区（2000ha）開発事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2014年6月2日付の異議申立を同年6月6日に受領 i. 申立人が主張した被害：住民移転による、農地又は農地へのアクセスの喪失、生計手段の喪失、貧困化、教育機会の喪失、並びに移転先における基準を満たさない住宅及び基本インフラ、十分な量の清潔な水へのアクセスの喪失。 ii. 申立人が主張したガイドライン違反：移転に関するJICAガイドラインの基準や、国際基準やベスト・プラクティス（JICAガイドラインの2.6.3）が満たされていない。 iii. 検討結果：2014年7月4日に手続開始を決定。 iv. 調査結果：ガイドライン不遵守の事実は確認されなかったが、異議申立審査役より、状況の改善及び問題の再発防止に向けて11点の提言や要求がなされた¹。詳細については2014年11月4日付報告書²を参照のこと。 ・ NGO（FoE Japan, メコンウォッチ等）から住民移転地における農地不足等にかかる指摘があったが、実施機関がコミュニティで使用できる土地を提供するなどして対応を行っている。

¹ 異議申立審査役年次活動報告書（2014年度）、ミャンマー連邦共和国「ティラワSEZ開発事業」への異議申立に係る検討結果（2014年7月4日）

² 「ミャンマー連邦共和国ティラワSEZ開発事業環境社会配慮ガイドラインに基づく異議申立に係る調査報告書」
https://www.jica.go.jp/environment/ku57pq00001mzeq1-att/report_mya01_141105.pdf

No	案件名	事例
6	ダッカ都市交通整備事業 (I)	<ul style="list-style-type: none"> ・EIA 段階では想定されていなかった water logging (地下水水位の上昇による湛水化) の問題が、北側のデポの周辺住民から指摘された。実施機関がコンサルタントを現地に派遣し、排水のための水路を設置したことにより問題は解決した。
12	新ボホール空港建設及び持続可能型環境保全事業	<ul style="list-style-type: none"> ・2015年5月25日に異議申立を受領 i. 申立人が主張した被害：サンゴ礁や魚等の自然環境に損害を与える。またそれによって水産業や観光業に悪影響を与える。 ii. 申立人が主張したガイドライン違反：適切なコンサルテーション、EIA、EMPの実施及びフィリピンの法規制の遵守が無いままにスコープが拡大されている。 iii. 検討結果：2015年6月26日に異議申立を却下 iv. 却下理由：異議申立の対象と考えられる仮設棧橋は、フィリピン運輸通信省 (DOTC) の認可が得られなかったために建設されないことが確認された。¹
19	ラデス・コンバインド・サイクル発電施設建設事業	<ul style="list-style-type: none"> ・大気汚染物質 (NOx、SOx) の発生が外部から指摘された。
26	ムンバイメトロ 3 号線建設事業	<ul style="list-style-type: none"> ・2015年1月26日付の異議申立を同年2月3日に受領。 i. 申立人が主張した被害：車両基地の建設のための樹木の伐採と移植により、地域の生物多様性と生態系に悪影響を及ぼす。 ii. 申立人が主張したガイドラインの違反項目：2.1、2.3、2.4、2.5、2.6。 iii. 検討結果：2015年3月10日に異議申立を却下 iv. 却下の理由：①公共用地である緑地の工事開始につき、森林局の許認可が未了となっており、インド国内の手續中に何らかの意思決定を行うことは適切ではないこと、②申立人と事業実施機関や当事者との対話が初期の段階で現在進行中であり、論点の明確化と解決を見出すための対話が十分でないことより、異議申立手續の開始は時期尚早²と判断された。 ・2015年8月30日付の異議申立を同年9月7日に受領 i. 申立人が主張した被害：駅建設のための樹木の伐採と移植により、地域の生物多様性と生態系に悪影響を及ぼす。 ii. 申立人が主張したガイドラインの違反項目：2.1、2.3、2.4、2.5、2.6。 iii. 検討結果：2015年10月6日に異議申立を却下 iv. 却下理由：住民からの申し出を受けて、実施機関が、関係者と協議の上、当初計画を変更し、地下鉄駅の建設予定地が公園とは重ならなくなっており、申立人が主張するような公園の樹木の伐採は一切なされない。³
31	アーメダバード・メトロ事業	<ul style="list-style-type: none"> ・PAH や一般住民からモニタリングプロセスや結果について質問があり、実施機関からデータの提供が行われた。

¹ フィリピン共和国「新ボホール空港建設及び持続可能型環境保全事業」への異議申立に係る却下通知及び検討結果 (2015年6月26日)

² インド国「ムンバイメトロ3号線建設事業」への異議申立に係る却下通知及び検討結果 (2015年3月10日)

³ インド国「ムンバイメトロ3号線建設事業」への異議申立に係る却下通知及び検討結果 (2015年10月6日)

No	案件名	事例
	(第一期)	
36	ティラワ地区 インフラ開発 事業（フェーズ1）	メコンウォッチから2017/8/28付でJICA宛の要請書が提出されており、ティラワSEZ開発を本件の不可分一体の事業と理解し、ティラワSEZ開発の影響を含めたカテゴリ分類について指摘があった。JICAは、周辺インフラ整備はヤンゴン市を含むSEZ周辺にも裨益するものであり、SEZ本体と不可分一体事業ではないと回答した。
38	ナイル架橋建設計画	土砂廃棄物が発生した際の投棄場所に関して問い合わせがあった。これを受け、実施機関は投棄場所を住民の居住地から離れた遠隔地にすることを決定した。

出典：JICA調査団にて作成

(11) レビュー対象案件の社会的弱者への配慮の整理

38案件中36案件において、社会的弱者への配慮にかかる計画が確認された。既存の下水処理場内での案件実施等社会的弱者が確認されなかったために配慮が計画されていない案件等が2案件であった。

社会的弱者に対する配慮の計画について、全般的には所得、食費、医療費等に係る金銭面の補助が多くみられた。その他、特徴的な配慮が見られた事例を表2-13に示す。社会的弱者への配慮の計画として、就業訓練・技能訓練機会の提供、雇用支援、雇用機会の提供、移転先住居への配慮が見られた。配慮の対象の視点からは、女性の優先雇用、女性への銀行口座の付与（女性が補償費を受け取れるための配慮）、身体障害者を移転先住居の1階に優先的に割り当てる等の配慮事例が見られた。

表 2-13 社会的弱者への配慮の計画の事例（金銭補償のみの事例を除く）

No	案件名	事例
1	ウズベキスタンナボイ火力 発電所近代化事業	公的生計回復プログラム受講支援、職業訓練・雇用機会の提供
4	ティラワ経済特別区（Class A区域）開発事業	生計回復支援プログラムの実施
5	デリー高速輸送システム建 設事業フェーズ3	FGDの実施
7	カチプール、メグナ、グム ティ第2橋建設及び既存橋 改修事業	工事の優先雇用、技能訓練
8	国道5号線改修事業（バッ タンバンーシソボン間）	生計回復支援プログラムの実施、土地の無償譲渡等
9	マタバリ超々臨界圧石炭火 力発電事業(I)	優先雇用
10	中部ルソン接続高速道路建 設事業	職業訓練
11	パッシング - マリキナ川河川	マイクロバスによる交通の補助、身体的・医療的に特別なケアを必要と

No	案件名	事例
	改修事業 (III)	する人への看護師やソーシャルワーカーの派遣
14	マンディンバーリシガ間道路改善事業	性別(女性)に配慮した優先雇用
15	カイロ地下鉄四号線第一期整備事業	職業訓練、雇用支援、公的機関が提供するサービスの受給支援
18	国道5号線改修事業(プレッククダムースレアマアム間)(I)	生計回復支援プログラムの実施
20	サンミゲル市バイパス建設事業	家屋の建設・提供
21	国道5号線改修事業(スレアマアムーバツタンバン間及びシソボンーポイペト間)(第一期)	生計回復支援プログラムの実施
23	ジャムナ鉄道専用橋建設事業(ES)	感染症や人身売買に関する意識啓発
24	南北高速道路建設事業(ベンルックーロンタイン間)	家屋建設
26	電力セクター能力強化事業(ES 借款)ムンバイメトロ3号線建設事業	職業訓練
27	洪水リスク管理事業(カガヤン・デ・オロ川)	職業訓練、雇用支援
28	バチェンガーレナ間道路整備事業	補償手続支援、家屋再建設の資材及び建設等の支援、医療支援、異議申し立て支援、女性の雇用支援等
29	レンガリ灌漑事業(フェーズ2)	FGDの実施、指定カースト向けに一般的に実施されている「The Tribal Sub-Plan Approach」の実施
30	南北通勤線鉄道事業(マロロス-ツツバン)	医療サービス提供
31	アーメダバード・メトロ事業(第一期)	職業訓練、移転先住居の優先選択権(身体障害者は1階、隔離された集落は隣人を選択可)、文盲者への視覚情報提供
32	北東州道路網連結性改善事業(フェーズ1)(第一期)	女性のIDカード及び銀行口座の所有により女性本人が補償受け取りを可とする、女性の生計回復支援、女性の雇用機会の提供、宿舎を含む工事現場における女性への配慮
33	ムンバイ湾横断道路建設事業(第一期)	地域運用ファンドの優先融資権の付与
34	ジャカルタ都市高速鉄道東西線事業(ES)	移転先住居・キオスクの提供

出典：JICA 調査団にて作成

(12) 「重要な自然生息地」に該当する事例

レビュー対象案件 38 案件中、事業実施区域に重要な自然生息地¹に該当する事業が 5 案件確認された。これらは表 2-14 に示すとおりである。いずれの案件についても、著しい転換・劣化を伴うものではなく、保全計画策やモニタリング等の対策が計画されている。環境モニタリングが実施されている、No. 12 フィリピン・新ボホール空港建設及び持続可能型環境保全事業では、生物多様性保全計画が 2018 年 6 月より実施されることが質問票より確認された。No. 29 インド・レンガリ灌漑事業フェーズ 2 では、Phase 1 時に作成された Wildlife Management Plan に基づき、Phase 2 用計画を現在作成中であり、同プランによる緩和策の実施が予定されていることを確認された。他 3 件の事業はいずれも環境モニタリング実施前であるが、保全措置の計画及びモニタリング計画の準備が行われている。

表 2-14 重要な自然生息地に該当すると考えられる根拠

No.	国名及び案件名	重要な自然生息地に該当する根拠	審査時の対処結果
12	フィリピン国 新ボホール空港建設及び持続可能型環境保全事業	事業実施区域には自然植生が残存しており、同区域にはフィリピン国法令により貴重種に指定されている保護種が 2 種生育している。また、事業地内には法令で保護されているココナツや実のなる樹木も存在していると考えられるため。	生物多様性調査結果や各種法令の許可の状況を踏まえ、植栽樹木の種類や植栽の位置、スケジュールや予算につき実施機関が生物多様性保全計画を策定し、同計画を実施する。
20	エルサルバドル国 サンミゲル市 バイパス建設事業	事業サイトにおいて確認された 61 科目 147 種の植物のうち、1 種 (Lonchocarpus phaseolifolius) が IUCN Red List of Threatened Species (2011) for El Salvador による「critically endangered」(絶滅危惧 IA 類) に分類されているため、重要な自然生息地に該当する。	本事業対象地及びその周辺に絶滅の危機にある樹木が存在するが、可能な限りそれらは避けるとともに、回避不可の場合には同種の植林や移転等必要な措置を行う。その他の植物相、動物相に重大な影響は生じない見込み。
33	インド国 ムンバイ湾横断道路建設事業	本事業の一部が、バードライフ・インターナショナルが指定する Important Bird Area に当たる干潟 (Mahul-Sewri Creek) を通過	・当該生息地の生物多様性の価値を損なわないこと (工事中に一時的にフラミンゴ等の鳥類は別の場所 (Thane Creek の

¹ JICA GL FAQ によると、世界銀行のセーフガードポリシー、ならびに国際金融公社 (IFC) のパフォーマンススタンダードの定義を参考に、重要な自然生息地の例としては以下のようなものがあり得ると考えられる。また、重要な森林は、重要な自然生息地と認められた森林地域を言うものとの認識がある。重要な自然生息地とは、

1. 生物多様性保全に極めて適するとされる地域並びに希少種、危急種、移動種及び絶滅危惧種にとって重要な地域。
(1) 国際自然保護連合 (International Union for the Conservation of Nature: IUCN) のレッドリストにおける「絶滅危惧 IA 類 (CR)」及び「絶滅危惧 IB 類 (EN)」に該当する種にとって特に重要な生息地 (2) 地域固有種及び/または生息地域限定種にとって特に重要な生息地 (3) 回遊性種及び/または群れを成す種の世界的に重要な集合体を支える生息地 (4) きわめて危機的な及び/または独特な生態系 (5) 重要な進化のプロセスに関連している地域
2. 上記 1 項で規定する地域以外の類例として、例えば、伝統的地域コミュニティーによって保護されるべき存在として定義される地域。

No.	国名及び案件名	重要な自然生息地に該当する根拠	審査時の対処結果
	業（第一期）	するが、本事業はフラミンゴ等鳥類の生息地に著しい影響を与えるものではなく、また鳥類に配慮した橋梁形式や遮音壁等の緩和策を実施することより、自然環境への望ましくない影響は重大でない想定される。	サンクチュアリや、周辺の干潟等が想定される）へ移動すると考えられる。工事終了後、餌場等の生息環境に変化がなければ、再びセウリに戻ってくると考えられる。） ・長期的で効果的なモニタリングと評価を実施する。
16	バヌアツ国 ポートビラ港 ラペタシ国際 多目的埠頭整備事業	本案件は、埋立予定地には塊状サンゴ 127 群体、枝状サンゴ約 20m ² が確認されているが、当該地域が重要な自然生息地に該当するかどうかは確定できないため、部分的に該当とした。	・ユビエダハマサンゴの高被度群生は、浅所が限られているポートビラ湾域では稀少な存在で生育条件が限られるため、塊状ハマサンゴにあわせて適切な海域へ移設する。 ・モニタリングを実施する。
40	パラグアイ国 ヤシレタダム 湖隣接地域総合 開発調査プロジェクト	調査対象地の一部は湿地帯や氾濫原であり、IUCN 上の絶滅危惧第二種（VU 種）等が生息する。同地域は保護区域となっているが、その後パラグアイ政府と JICA との協議において、F/S 対象地域外として整理された。 *なおその後の協議の結果、保護区が JICA 協力による FS 対象地域から外れる可能性が高い。	・F/S において EIA に係る検討が実施されるため、その中で明らかにされると考えられる。

出典：JICA 調査団にて作成

(13) 環境レビュー段階の想定被影響住民数とモニタリング段階における被影響住民数の変化状況

レビュー対象案件 38 件中、被影響住民数が増加しているのが 7 案件、減少しているものが 3 案件であった。被影響住民数が増加した理由としては、主に詳細設計による事業デザインの変更、影響を与える範囲の明確化等である。

(14) 土地補償の再取得価格について言及がされている案件

非自発的住民移転が生じる全案件で、RAP 及び審査時の協議により、再取得価格による補償方針、及び具体的な算出方法を確認している。

(15) 苦情処理メカニズムが設立されている案件

レビュー対象案件で苦情処理メカニズムが計画されている案件数は 38 件中 32 件である。苦情処理メカニズムが計画されていない案件は開発計画調査型技術協力のように個別事業の検討段階ではない案件である。

苦情処理メカニズムは住民がアクセスしやすい村落レベルから地方自治体レベル、さらにその上位の県や省レベルと、様々な段階での窓口が設置され、解決しなければより上位の

メカニズムを活用できる仕組みが一般的である。また、多くの案件では、苦情処理メカニズムの裁定に不服の場合、住民は司法プロセスでの解決を求めることも認められている（苦情処理メカニズムへの参加は、他の手段での問題解決を試みることを妨げない）。その他、特徴的な配慮が見られた事例を抽出、整理した結果を表 2-15 に示す。当該国の既存の司法プロセスとは別の事業独自の苦情処理メカニズムの設立（既存の司法プロセスが手続きに時間を要し、必ずしも現地住民に信頼されているとは限らない等の理由による）、苦情処理委員会への被影響住民や女性、部族代表、NGO 等の参画、苦情処理メカニズムの利用性の向上が確認された。

表 2-15 苦情処理メカニズムで特徴的な配慮が見られた事例

No	案件名	分類	内容
4	ティラワ経済特別区 (Class A 区域) 開発事業	事業独自の苦情処理メカニズムの策定	当初は RWP で計画されていたとおり、地方政府 (village tract, township) 経由で Relocation Implementation Sub-committee/Income Restoration Program Implementation Sub-committee 実施機関 Thilawa SEZ Management Committee (TSMC)、Yangon Region Government、または裁判所で解決する仕組みになっていたが、2017 年 11 月頃以降は Thilawa Complaints Management Procedure (TCMP) で TSMC 及び Myanmar Japan Thilawa Development Limited が窓口を担当しており、住民移転、補償、生計回復、その他社会影響など様々な苦情について取りまとめられている。苦情の記録データベース化、一般的な返答期間も設定されており、苦情対応進捗についてもウェブサイトで公開されている。
6	ダッカ都市交通整備事業 (I)		苦情に迅速に対処するため、バングラデシュの司法プロセスに基づかない、地域コミュニティーベースの苦情処理委員会が、事業対象地のワード毎に設置される。
7	カチプール、メグナ、グムティ第 2 橋建設及び既存橋改修事業		苦情に迅速に対応するため、司法プロセスとは別の地域コミュニティーベースの苦情処理委員会事業対象地の村評議会 (Union/Word) 毎に設置される。
9	マタバリ超々臨界圧石炭火力発電事業 (I)		現地国で定められている GRM に加えて、事業者でもプロジェクトレベルの GRM を確立
15	カイロ地下鉄四号線第一期整備事業		国内法での苦情処理体制は補償費支払いや移転完了まで存続しないため、事業者が窓口となり体制を補完 国内法に基づかない補償や支援等については事業実施機関が対応
20	サンミゲル市バイパス建設事業		事業アライメントの主要箇所にコンサルタントが開く事務所で苦情の受付・処理・記録が実施される
33	ムンバイ湾横断道		漁業補償のために新規の苦情処理メカニズムを設置

No	案件名	分類	内容
	路建設事業（第一期）		
2	ケラニ河新橋建設事業	苦情処理委員会のメンバー構成の配慮	苦情処理委員会は NGO、Community-Based Organization (CBO) 等の外部人材を含めて構成されている。
6	ダッカ都市交通整備事業（I）		苦情処理委員は非影響住民代表男女各1名、移転実施補助 NGO が含まれる。
7	カチプール、メグナ、グムティ第2橋建設及び既存橋改修事業		苦情処理委員は非影響住民代表（女性が苦情申し立て者の場合は女性の住民代表）が含まれる。
26	ムンバイメトロ3号線建設事業		苦情処理委員は NGO が含まれる。
27	洪水リスク管理事業（カガヤン・デ・オロ川）		苦情処理を担当する移転実施委員は NGO、PAP が含まれる。
29	レンガリ灌漑事業（フェーズ2）		苦情処理委員会の委員構成の配慮（住民女性・指定カースト・NGO の代表者を含める）
31	アーメダバード・メトロ事業（第一期）		苦情処理委員は PAP 代表、女性代表、NGO が含まれる。
32	北東州道路網連結性改善事業（フェーズ1）（第一期）		苦情処理委員は住民代表である Village council を含む
38	ナイル架橋建設計画		苦情処理委員は移転住民の部族代表が含まれる。
6	ダッカ都市交通整備事業（I）		苦情処理メカニズムの利用性の向上
15	カイロ地下鉄四号線第一期整備事業		非識字者等への申請手続の支援
27	洪水リスク管理事業（カガヤン・デ・オロ川）		窓口はバンガライ地区長であるが、直接移転実施委員会に苦情を申し立てることも可能
32	北東州道路網連結性改善事業（フェーズ1）（第一期）		口頭・現地語での苦情申し立てを可能とし手続とする
33	ムンバイ湾横断道路建設事業（第一期）		事業者が PAPs の日頃の苦情に対処する係官を配置 ムンバイ側（セウリ区間）、ナビ・ムンバイ側で適用する用地取得・住民移転にかかる法的枠組みが異なるが、PAPs が両者

No	案件名	分類	内容
			の間をたらい回しにされないように事業者が申し入れを実施
33	ムンバイ湾横断道路建設事業（第一期）		事業者のワンストップサービスが窓口を担当

出典：JICA 調査団にて作成

(16) IPP の作成状況

JICA 案件では IPP の作成が未だ少なく、主に森林案件で作成された実績が比較的多い。今回のレビュー対象案件では、先住民族の存在が確認されたのは38件中1件であったが、IPP は作成されていなかった。先住民族の存在が確認されたのは No. 32 インド・北東州道路網連結性改善事業（フェーズ1）（第一期）で、事業対象地域には世銀 OP4. 10 の「先住民族」の定義に該当する Scheduled Tribe (ST) が存在する。JICA GL では、先住民族への対策を要する案件の場合、先住民計画案を作成する必要があるが、世銀の OP4. 10 は、先住民族は他から区別された、脆弱な、社会的・文化的な集団一般を指し、以下のような特徴をさまざまな度合いで有するものと定義されている (World Bank OP4. 10 July 2005)。

- a. 他から区別される一つの先住文化集団の成員であるというアイデンティティの自認と、このアイデンティティの他からの認識。
- b. 対象プロジェクトのエリア内の、地理的に区画された居住地、あるいは祖先伝来のテリトリーとの、加えて該当の居住地あるいはテリトリー内の天然資源との、集団としての結びつき。
- c. 主流な社会および文化とは異なった、慣習的な文化、経済、社会、また政治的な制度、及び、
- d. 国または地域の公式の言語とはしばしば異なる、土着の言語。

インド北東州事業の対象地域の被影響住民は、ミゾ族（国道 54 号線）・ガロ族（国道 51 号線）としてのアイデンティティや固有の言語を所持するという点で、上記定義を一部満たしている一方、ミゾ・ガロ族住民が大多数である事業実施地域においては、「主流な社会および文化とは異なった制度」の下に生活しているとはいえない。インド国内の手続き上、ミゾ族やガロ族を含む指定部族は先住民族として扱われているが、本事業においては、被影響住民のほぼ全員がミゾ族であること、また彼らが一般住民と同じ生活様式や生活水準を維持していることが社会経済調査にて確認されていることを鑑み、IPP を別途作成するのではなく、住民移転計画の中に先住民族計画の要素を含めることとし、協議において Free, Prior, Informed Consultation を通じた配慮を行っている (ADB や世銀が同州にて行っている事業においても、IPP の要素を反映した RAP が作成されている)。

他方、第一期のレビュー対象案件ではないが、NO. 42 ケニア・タンザニア連携送電線事業では IPP が作成されている。作成の背景は、プロジェクトサイトに先住民族である Barbaig 族が生活する 3 村が含まれるため、先住民族計画相当として Vulnerable People's Plan

が作成されている。同計画では、文化的価値観や慣習の保全、無形遺産の確認・記録等がIPPに沿って進められることになっている。

(17) 大規模住民移転を理由にカテゴリ A と判断された案件における EIA 実施状況

JICA GL では、例えば、JICA GL でカテゴリ A に適用される大規模なセクターに該当しない場合 (= カテゴリ B に該当) でも、大規模な非自発的住民移転が発生する場合にはカテゴリ A に分類され、JICA GL の別紙 2 に示すカテゴリ A 案件に必要な環境アセスメント報告書の作成が求められる。

レビュー対象案件 38 件中、このような判定に該当する案件は 6 件確認された。これら 5 案件について、JICA 情報公開サイトでのカテゴリ A 分類根拠はいずれも『「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」(2010年4月公布)に掲げる影響を及ぼしやすい特性に該当する』と示されており、セクターの規模による分類ではないことは把握できるが、影響を及ぼしやすい特性については明確に記載されていない。6 案件のセクター及び土木工事に係る事業概要は表 2-16 に示すとおりである。道路・橋梁セクターが 4 件、河川・砂防セクターが 2 件であり、土木工事が大規模に行われるものは少ない。また、住民移転の規模が大きいという理由でカテゴリ A に分類されたために、環境影響は小さいにもかかわらず、EIA を作成しなければならないケースも散見された。

表 2-16 大規模住民移転を理由にカテゴリ A に分類された案件のセクター、事業概要

No	案件名	セクター	事業概要 (土木工事関連)
2	スリランカ国 ケラニ河新橋建設事業	道路・橋梁	主橋梁 (380m) 及び高架道路 (1,050m) 等
7	バングラデシュ国 カチプール、メグナ、 グムティ第 2 橋建設及 び既存橋改修事業	道路・橋梁	カチプール橋 (全長約 0.4km)、メグナ橋 (全長約 0.9km)、グムティ橋 (全長約 1.4km) の改修 第 2 カチプール橋、第 2 メグナ橋、第 2 グムティ橋及び各取り付け道路の新設
11	フィリピン国 パッシング-マリキナ川 河川改修事業 (III)	河川・砂防	パッシング川の護岸建設・改修、マリキナ川下流部の浚渫・堤防建設・護岸改修等
27	フィリピン国 洪水リスク管理事業 (カガヤン・デ・オロ 川)	河川・砂防	堤防及び洪水擁壁の建設 (国際競争入札)、橋梁の改良 (国際競争入札)、避難道路のかさ上げ (国際競争入札)
28	カメルーン国 バチェンガーレナ間道 路整備事業	道路・橋梁	バチェンガーレナ間 (263.6km) は 4 区間に分けられており、JICA はこのうち第 3 区間であるマンキン-ヨコ間 (82.1km、以下「JICA 融資区間」) の道路舗装・建設をアフリカ開発銀行 (以下「AfDB」) との協調融資 (ジョイント型) で実施
38	南スーダン国 ナイル架橋建設計画	道路・橋梁	橋梁建設 (560m、主径間鋼製ランガー橋、片側歩行)、取付道路 (両側 50m、コンクリート舗装)

(18) 影響を及ぼしやすいセクターの妥当性の確認

JICA GL でカテゴリ A の基準に規定されている影響を及ぼしやすいセクターのうち、「大規模なもの」以外に、「送電線・配電」、「上水道及び下水・廃水処理」及び「農業」の 3 セクターについては括弧に示す構成要素についての付加条件が示されている。

- ・送電線・配電（大規模非自発的住民移転、大規模森林伐採、海底送電線を伴うもの）
- ・上水道及び下水・廃水処理（影響を及ぼしやすい構成要素を含むかもしくは影響を受けやすい地域に立地するもの）
- ・農業（大規模な開墾、灌漑を伴うもの）

レビュー対象案件 38 案件（いずれもカテゴリ A）中、「送電線・配電」、「上水道及び下水・廃水処理」は 1 件、「農業」は 2 件が該当する。No. 29 インド・レンガリ灌漑事業フェーズ 2 は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2010 年 4 月公布）に掲げる農業セクター及び影響を及ぼしやすい特性及び影響を受けやすい地域に該当する。No. 40 パラグアイ・ヤシレタダム湖隣接地域総合開発調査プロジェクトは「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2010 年 4 月公布）に掲げる農業セクター該当し、環境や社会への重大で望ましくない影響があることが想定される。いずれも、カテゴリ A 相応の影響が確認／想定されている。[案件番号 22] ウクライナ・：ウクライナボルトニッチ下水処理場改修事業は、「廃棄物処理・処分セクター」「下水・廃水処理セクター」に該当する。「下水・廃水処理セクター」については、影響を及ぼしやすい構成要素を含まず、影響を受けやすい地域に立地しないため、カテゴリ B 相当であるが、汚泥焼却施設の新設を伴うため、「廃棄物・処理・処分」セクターの観点からカテゴリ A に分類されている。

表 2-17 農業セクター及び下水・廃水処理セクターの案件から想定される影響等

No.	案件名	想定される影響 (開発調査の場合は想定される成果物)
29	インド国 レンガリ灌漑事業 (フェーズ 2)	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業においては 516ha の森林伐採が行われるが、伐採面積が小さくなるようルート選定がなされており、また別途再植林が行われる計画となっている。さらに、州政府森林局、NGO、研究機関等も参加したプロジェクトレベルの環境管理委員会が組織されている。また、事業実施地区における生態系、野生動物保護のための具体的行動計画を策定し実施することになっており、環境影響を緩和するように配慮されている。 ・計 1, 283ha の用地を取得済みであり、残り 534ha の取得手続きが行われている。住民移転は発生しない。なお、本事業で影響を受ける世帯については、オリッサ州の移転補償実施方針に基づき補償がなされる。
40	パラグアイ国 ヤシレタダム湖 隣接地域総合開 発調査プロジェ クト	ヤシレタダム湖隣接地域総合開発マスタープラン、灌漑排水施設整備に係るフィージビリティ・スタディ、環境影響評価報告書案
22	ウクライナ国 ウクライナボル	<ul style="list-style-type: none"> ・同国国内の排出基準もしくは環境基準を満たすよう、工事中の大気質、騒音、廃棄物等については、散水、夜間の建設機器の稼働禁止、廃棄物の適切な保管・

トニッチ下水処理場改修事業	<p>処分等の対策が施工業者によって行われ、事業開始後の大気質、廃棄物、悪臭については、排ガス処理設備の導入、廃棄物の適切な保管・処分および汚泥焼却灰の再利用、汚泥処理施設の覆蓋化及び脱臭設備の導入等の対策がキエフ市上下水道公社によって行われる予定である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業対象地域は国立公園等の影響を受けやすい地域またはその周辺に該当せず、自然環境への望ましくない影響は最小限であると想定される。 ・本事業は既存の下水処理場内での新設・改修事業であり、用地取得および住民移転を伴わない。
---------------	--

出典：JICA 調査団にて作成

(19) 生計回復がモニタリングされている案件

レビュー調査対象案件で、生計回復モニタリングが計画されているのは、38件中25件であるが、計画が策定されている25件中、モニタリングが実施されているのは15件であり、まだモニタリングの実施段階に至っていないのが10件であった。

現地調査を実施した案件では、生計回復のモニタリングの実施状況の詳細について聞き取りを行った。実施状況を整理した結果は**エラー！参照元が見つかりません**。に示すとおりである。

現地調査対象案件である下記の4案件における調査結果は下記のとおり。

- ① No. 5 デリー高速輸送システム建設事業フェーズ3：生計回復支援策の実施については合意され、計画されている。現地調査時点ではまだ実施されていなかったが、今後実施される見込みである。被影響住民からの生計回復にかかる苦情はこれまでのところ確認されていない。
- ② No. 24 南北高速道路建設事業（ベンルックーロンタイン間）：生計回復支援策は合意され、実施されている（中間報告書案2.2.4(19)参照）。これまでのところ、特段の苦情は出ていない。
- ③ No. 36 ティラワ地区インフラ開発事業：審査時にRAPがあった港湾案件でPAHから希望が挙げられれば工事前、工事後に生計回復策としての雇用斡旋が行われる計画であったが、補償支払い後、結果として希望が挙げられなかったことから、生計回復策はとられていない。
- ④ No. 37 中小企業・小規模事業者向けレンタル工業団地開発事業：住民移転がないため、対象外。

(19) レビュー対象案件での労働安全に関する取り組み事例の整理

現地調査を実施した案件について、労働安全にかかる取り組み事例について聞き取り、現地踏査を行った。検討結果は2-18に示すとおりである。傾向としては、日系コントラクターや施工監理コンサルタントがかかわっている案件については比較的良い取り組みが行われていた。また、実施機関が過去にJICAや他のドナーの実施段階の案件を経験している場合は、比較的体系的に対応がされていた。

2-18 労働安全に関する実施状況

No	現地調査対象 案件名	内容
----	---------------	----

No	現地調査対象 案件名	内容
5	デリー高速輸送システム 建設事業フェーズ3	<p>本件はフェーズ3であり、過去のフェーズ1、2の蓄積が実施機関にあるため、聞き取り調査では下記のグッドプラクティスが特定された。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 1.5-2時間に及ぶマネージメント層を巻き込んだWeekly safety walkの実施。 2. Project Manager から全ワーカーへの合計96時間の安全教育。 3. 10年以上経過した重機の使用禁止。 4. コントラクター企業レベルではなく、契約パッケージベースでのOHSAS 18001・ISO 14001認証の導入。 5. 労働安全にかかる訓練マテリアルの充実
24	ベトナム南北高速道路建設事業(ベンルックローン インターン間)	<ol style="list-style-type: none"> 1. External Environmental Monitoring Report (Sept 2017、約160ページ)では、環境だけではなく、一部労働安全面(HIV/AIDS対策も含む)も含まれている。 2. 同レポートではJICA区間では概ねEMPの要件は遵守されている。JICA区間のコントラクターが日本企業であることが高い遵守レベルの理由のひとつであると考えられる。 3. 外部モニタリングレポートの最終ページにはADBからのコメント、外部モニタリングコンサルタントからの回答が含まれており、ドナーの直接的なコメントにより、外部モニタリングレポートの質の向上につながっている。
36	ティラワ地区インフラ開 発事業(フェーズ1)	<p>港湾サブプロジェクト： 現地調査で下記の取り組みが特定された。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 局所的な工事現場であり、バリケード・工事現場の人の出入りは管理されていた。 2. コントラクターが日本企業であることが高い遵守レベルの理由のひとつであると考えられる。 3. 下記の取り組みについてコンサルタントから説明があった。 <ol style="list-style-type: none"> a. 2022年以降、高さ5m以上の作業は安全帯ではなくフルハーネスに変更する必要があるが、既にフルハーネス着用を開始。 b. 熱中症の対策も重要であり、対策の徹底はミャンマー人同士でも話し合いをさせている。 c. 直近の事故として、強風時にテントが飛びそうになったのを抑えようとして骨折した作業員がいた。この事故を受けて、作業員には安全が最優先であることを徹底。 d. 契約パッケージ毎のコントラクター、サブコントラクターごとに作業特性が異なるため、安全教育はこれらのグループごとに実施。

No	現地調査対象 案件名	内容
		<p>e. 安全パトロールは週に1回の頻度で実施。月に1回の単位で確認事項などを文書化。</p> <p>f. 消火訓練や酸素ボンベの設置場所の周知等も定期的実施。</p> <p>g. 呼気アルコールチェックの抜き打ち実施や、地下作業にあたっての酸素濃度測定を実施。</p> <p>h. 作業員に誤って解釈されたことがあったので英語サインボードにミャンマー語を併記し改善。</p> <p>電力開発サブプロジェクト：ほぼ完工・供用後につき対象外。</p>

出典：JICA 調査団にて現地調査結果を基に作成

第3章 外部環境の変化と動向

1.1 外部環境変化の経緯と理由

1.1.1 開発協力大綱との関係

(1) ODA が対峙する開発課題の多様化、複雑化、広範囲化、(2) 途上国の開発にとっての ODA 以外の資金・活動の役割の増大、(3) グローバル化を受けて、ODA 大綱（1992 年閣議決定、2003 年改定）が 2015 年 2 月に開発協力大綱として改定された。開発協力大綱のポイントは下表のとおり。大きな流れとして、開発課題の多様化、複雑化、広範囲化に対応するため、官民連携や国際機関、他ドナー・新興国との連携を強化する方針が示されている。実施上の原則として、適正性確保のため、開発に伴う様々な環境への影響や気候変動対策に十分注意を払い、環境に十分配慮した開発協力を行うこと、及び格差是正、子ども、障害者、高齢者、少数民族・先住民族等の社会的弱者への配慮等の観点から、社会面への影響に十分注意を払い、あらゆる場面における多様な参加者の参画に努めつつ開発協力を行うことが述べられている。

表 3-1 開発協力大綱の骨子

項目	概要
1. 理念	
(1) 開発協力の目的	<ul style="list-style-type: none"> • 国際社会の平和と安定及び繁栄の確保により一層積極的に貢献することを目的として開発協力を推進する。 • こうした協力を通じて、我が国の平和と安全の維持、更なる繁栄の実現、安定性及び透明性が高く見通しがつきやすい国際環境の実現、普遍的価値に基づく国際秩序の維持・擁護といった国益の確保に貢献する。 • ODA は、開発に資する様々な活動の中核として、多様な資金・主体と連携しつつ、様々な力を動員するための触媒、ひいては国際社会の平和と安定及び繁栄に資する様々な取組を推進するための原動力。
(2) 基本方針	<p><u>ア. 非軍事的協力による平和と繁栄への貢献</u></p> <ul style="list-style-type: none"> - 非軍事的協力による世界の平和と繁栄への貢献は、平和国家としての我が国の在り方を体現するものとして高い評価を得ている。 - 今後も、開発協力の軍事的用途及び国際紛争助長への使用を回避するとの原則を遵守しつつ、国際社会の平和と安定及び繁栄の確保に積極的に貢献。 <p><u>イ. 人間の安全保障の推進</u></p> <ul style="list-style-type: none"> - 人間の安全保障の考え方は、我が国の開発協力の根本にある指導理念。 - 脆弱な立場に置かれやすい人々に焦点を当て、その保護と能力強化を通じて、人間の安全保障の実現に向けた協力を行う。 - 女性の権利を含む基本的人権の推進に積極的に貢献。 <p><u>ウ. 自助努力支援と日本の経験と知見を踏まえた対話・協働による自立的発展に向けた協力</u></p>

項目	概要
	<ul style="list-style-type: none"> - 開発途上国自身の自発性と自助努力を重視。自立的発展に向けた協力を実施。 - 人づくりや経済社会インフラ整備、法・制度構築等、自助努力、自立的発展の基礎の構築を重視。 - 相手国からの要請を待つだけでなく、我が国から積極的に提案を行うことも含め、相手国等との対話・協働を重視。
2. 重点政策	
(1) 重点課題	<p><u>ア. 「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅</u></p> <ul style="list-style-type: none"> - 脆弱国等には人道的観点からの支援、脆弱性からの脱却のための支援を実施。 - 貧困問題の解決には、人づくり、インフラ整備、法・制度構築、これらによる民間部門の成長等を通じた経済成長の実現が不可欠。経済成長は、「質の高い成長」（包摂性、持続可能性、強靱性）でなければならず、日本の経験・知見・技術を活かして支援。 - 経済成長の基礎及び原動力の確保並びに基礎的生活を支える人間中心の開発の推進のための支援等を実施。 <p><u>イ. 普遍的価値の共有、平和で安全な社会の実現</u></p> <ul style="list-style-type: none"> - 「質の高い成長」による安定的発展の実現のためには、一人ひとりの権利が保障され、人々が安心して経済社会活動に従事し、社会が公正かつ安定的に運営されることが不可欠。 - このような発展の前提となる基盤を強化する観点から、普遍的価値の共有や平和で安定し、安全な社会の実現のための支援を実施。 <ul style="list-style-type: none"> ■ 普遍的価値の共有：法の支配の確立、グッドガバナンスの実現、民主化の促進・定着、女性の権利を含む基本的人権の尊重等 ■ 平和・安定・安全な社会：平和構築、緊急支援（災害救援等）、安定・安全への脅威への対応（海保、テロ、治安維持、国際公共財等） <p><u>ウ. 地球規模課題への取組を通じた持続可能で強靱な国際社会の構築</u></p> <ul style="list-style-type: none"> - 地球規模課題は一国のみでは解決し得ない問題であり、ミレニアム開発目標（MDGs）・ポスト2015年開発アジェンダ等の議論を十分に踏まえ、国際社会全体として、持続可能かつ強靱な社会の構築を目指す。
(2) 地域別重点方針	<ul style="list-style-type: none"> - 世界各地域（ASEAN、南アジア、中央アジア・コーカサス、アフリカ、中東、中・東欧、中南米、大洋州・カリブ）に対し、その必要性と特性に応じた協力を戦略的、効果的かつ機動的に実施。 - 地域統合、地域レベルでの取組、広域開発、連結性強化等の動きを踏まえる。 - 開発の進展が見られても様々な開発課題を抱える国々や、一人当たり所得が一定の水準にあっても小島嶼国等の特別な脆弱性を抱える国々等に対しては、各国の開発ニーズの実態や負担能力に応じて必要な協力を行う。
3. 実施	
(1) 実施上の原則	<p><u>ア. 効果的・効率的な開発協力推進のための原則</u></p> <p>(ア) 戦略性の強化</p>

項目	概要
	<ul style="list-style-type: none"> - 外交政策に基づき、戦略的かつ効果的な開発協力方針の策定・目標設定を行う。 - ODAとODA以外の資金・協力との連携を図ることで相乗効果を高める。 - 政策や事業レベルでの評価を実施。結果を政策決定過程に適切にフィードバック。 <p>(イ) 日本の持つ強みを活かした協力</p> <ul style="list-style-type: none"> - 民間等からの提案を積極的に取り入れる。インフラ建設等のハード面のみならず、システム、人づくり、制度づくり等のソフト面の両面で日本の知見と経験を総合的・積極的に活用。 <p>(ウ) 国際的議論への積極的貢献</p> <p><u>イ. 開発協力の適正性確保のための原則</u></p> <p>(ア) 民主化の定着、法の支配及び基本的人権の保障に係る状況</p> <p>(イ) 軍事的用途及び国際紛争助長への使用の回避</p> <p>(ウ) 軍事支出、大量破壊兵器・ミサイルの開発製造、武器の輸出入等の状況 (エ) 開発に伴う環境・気候変動への影響</p> <p>(オ) 公正性の確保・社会的弱者への配慮</p> <p>(カ) 女性の参画の促進</p> <p>(キ) 不正腐敗の防止</p> <p>(ク) 開発協力関係者の安全配慮</p>
(2) 実施体制	<p><u>ア. 政府・実施機関の実施体制整備</u></p> <p><u>イ. 連携の強化</u></p> <p>(ア) 官民連携、自治体連携</p> <ul style="list-style-type: none"> - 民間部門や地方自治体の資源の取込み、民間部門主導の成長促進により、開発途上国の経済発展を一層力強く、効果的に推進。日本自身の力強い成長にもつなげる。 - 官民連携の推進に当たっては、開発協力が、民間部門が優れた技術・ノウハウや豊富な資金を開発途上国の課題解決に役立てつつ経済活動を拡大するための触媒としての機能を果たすよう努める - 中小企業を含む企業や地方自治体、大学・研究機関等との連携を強化。 <p>(イ) 緊急人道支援、国際平和協力における連携</p> <ul style="list-style-type: none"> - 緊急人道支援のための国際機関やNGO等との連携、PKOとの連携推進に引き続き取り組む。 <p>(ウ) 国際機関、地域機関等との連携 (エ) 他ドナー・新興国等との連携 (オ) 市民社会との連携</p> <p><u>ウ. 実施基盤の強化</u></p> <ul style="list-style-type: none"> - 資金的・人的資源等、持続的に開発協力を実施するために必要な基盤を強化すべく、必要な努力を行う。 <p>(ア) 情報公開、国民及び国際社会の理解促進 (イ) 開発教育の推進 (ウ) 開発協力人材・知的基盤の強化</p>
(3) 開発協力大綱の実施状	<p>実施状況については、毎年閣議報告される「開発協力白書」において明らかにする。</p>

項目	概要
況に関する報告	

出典：「開発協力大綱について」<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/files/000072774.pdf>、「開発協力大綱の決定」<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/files/000072775.pdf>、外務省, H27.2 に基づき作成

1.1.2 日本政府のインフラシステム輸出の促進

新興国を中心とした世界のインフラ需要は膨大であり、急速な都市化と経済成長により、今後の更なる市場の拡大が見込まれる。そのため、我が国に優位性のある技術及び知見・ノウハウを活用し、質の高いインフラ投資の推進を通じて官民一体となって海外におけるインフラ需要に対応し、我が国の経済成長を実現するとともに国際社会の抱える課題の解決に積極的に貢献することを目的としている。インフラシステム輸出戦略（平成30年度改訂版）の概要を表3-2に示す。

表 3-2 インフラシステム輸出戦略の概要

区分	具体的施策	
1. 官民一体となった競争力強化	(1) 多彩で強力なトップセールス及び戦略的対外広報の推進	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 総理・閣僚の外国訪問に民間企業トップも同行してトップセールス ✓ 政府間協議の機会を活用し相手国との契約条件の改善や制度改正等のトップクレーム ✓ 外国要人が訪日した際にインフラシステムの視察や試乗 ✓ 我が国の技術優位性を、CM等の映像等でわかりやすく視覚的にPR
	(2) 経済協力の戦略的展開（政策支援ツールの有効活用）	<ul style="list-style-type: none"> ✓ F/Sや実証事業の充実及びコンサルティング機能等の強化 ✓ 技術協力・無償資金協力の活用 ✓ さらなる迅速化と制度改善等による円借款の魅力向上 <p>早い段階での「プレ・プレッジ」の実施の促進、F/Sを担当したコンサルタントとの随意契約による詳細設計の実施、OECD 通報の前倒しの着実な実施により、円借款の政府関係手続期間を重要案件について最短で1年半まで短縮</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 公的金融による支援強化 <p>JICAにおいて審査可能と判断される案件について、海外投融資の民間企業等からの申請から原則1ヶ月以内の審査の開始。また、JBICに案件照会があった場合の標準回答期間2週間の徹底。</p> <p>(p. 14, インフラシステム輸出戦略 H30 改定版、首相官邸、https://www.kantei.go.jp/jp/singi/keikyou/dai37/gijisidai.html)</p>
	(3) 競争力の向上に向けた官民連携	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 中堅・中小企業及び地方自治体のインフラ海外展開の促進（医療、廃棄物処理・リサイクル、水分野等特定分野） <p>医療：アジアを中心に医療サービス提供、基盤の構築・医薬品の自給・物</p>

区分	具体的施策	
		<p>流基盤・ICT 基盤、人材交流（介護人材）。</p> <p>廃棄物処理：省エネインフラによるスマートシティ構築、JCM 等を通じた再エネ・省エネ等緩和技術、環境配慮型 CSS（CO2 回収・貯留）・CCU（CO2 利用）、冷凍空調技術の展開、アジア太平洋地域の途上国と気候変動適応策で連携（防災・農業分野）。</p> <p>リサイクル：アジアをターゲットとした日本の自治体との連携、現地企業とのマッチング、現地に適したリサイクル技術の開発の誘導、法整備を目指したリサイクル制度にかかる政策対話、人材育成。</p> <p>水分野：世界でもトップレベルの水質と低い無収率・漏水率の技術とノウハウ。河川管理・治水、農業用水、工業用水、上水道、配管・導水、海水淡水化、下水道、浄化槽、産業排水、事業運営、防災における優位技術のビジネス展開¹。大都市の自治体からの技術協力、水分野での世界最大のドナーである強みの活用。</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 現地市場や競合国の情報収集・発信、共有の促進 ✓ 増加する PPP 案件への対応
	(4) インフラ案件の川上から川下までの一貫した取組への支援	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 案件発掘・形成等（川上）、「機器」の売り込みや建設・プラント事業の受注（川中）、施設の運営・維持管理やサービスの対価徴収、インフラメンテナンスといった「川下」での受注支援
	(5) 分野別戦略を通じた競争力強化	<p>有望分野については分野別戦略を策定。</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 電力、鉄道、情報通信（海外展開戦略（電力・鉄道・情報通信）の策定について、METI 平成 29 年 10 月） http://www.meti.go.jp/policy/external_economy/cooperation/oda/seisaku.html ✓ 宇宙（「インフラシステムの輸出戦略（平成 29 年改訂版）」（平成 29 年 5 月 29 日経済インフラ戦略会議決定）に基づく宇宙分野の海外展開戦略、内閣府） http://www8.cao.go.jp/space/vision/vision.html ✓ 農業・食品（海外展開戦略（農業・食品）（第 36 回）経協インフラ戦略会議（平成 30 年 4 月 10 日）報告資料、農林水産省） http://www.maff.go.jp/j/kokusai/kokkyo/food_value_chain/infra.html ✓ 環境、リサイクル（海外展開戦略（環境分野及びリサイクル分野）の策定について、環境省、平成 30 年 6 月 7 日） ✓ http://www.env.go.jp/press/105573.html

¹ 水分野の詳細技術は、第 38 回 経協インフラ戦略会議 議事次第
(<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/keikyoku/dai38/siryou1.pdf>)

区分	具体的施策	
		<ul style="list-style-type: none"> ✓ 医療（官邸、平成30年6月） https://www.kantei.go.jp/jp/singi/keikyoku/pdf/180607iryuu_honbun.pdf ✓ 港湾（海外展開戦略（港湾）、国土交通省、平成30年6月） http://www.mlit.go.jp/policy/kowan_tk4_000036.html ✓ 空港（海外展開戦略（空港）、国土交通省、平成30年6月） http://www.mlit.go.jp/koku/koku_tk19_000026.html ✓ 都市開発・不動産開発（海外展開戦略（都市開発・不動産開発）、国土交通省、平成30年6月） http://www.mlit.go.jp/kokusai/kokusai_tk3_000196.html
2. 質の高いインフラの推進による国際貢献	(6) 外国企業との連携による競争力強化	<ul style="list-style-type: none"> ✓ コスト競争力、市場へのアクセスや政治リスクを含む長期的なリスクの分散という国内の官民連携だけでは乗り越えられない課題に対応すべく外国企業と連携した売り込み、案件形成等の取組促進
	(1) 質の高いインフラの国際スタンダード化	<ul style="list-style-type: none"> ✓ G7伊勢志摩サミットで合意された「質の高いインフラ投資の推進のためのG7伊勢志摩原則」を基礎とした質の高いインフラの必要性を積極的に発信 ✓ G7伊勢志摩原則で掲げられている質の高いインフラの普及促進（ライフサイクルコストから見た経済性及び安全性、現地雇用及び技術移転、社会・環境面への配慮、被援助国の財政健全性をはじめとする経済・開発戦略との整合性、民間部門を含む効果的な資金動員の確保に加え、開放性の確保や連結性の強化等のインフラ投資にあたって重視すべき考え方のアジア太平洋地域への普及・浸透を促進）
	(2) 国際枠組における質の高いインフラを通じた貢献	<p>国連で採択された持続可能な開発目標（SDGs）の達成、TICAD等でも我が国が提唱しているユニバーサルヘルスカバレッジ(UHC)の推進やパリ宣言における目標達成等、国際枠組みや国際協力に対し、質の高いインフラを通じて貢献</p>
	(3) 「自由で開かれたインド太平洋戦略」 ¹ 等での第三国における関係国との連携	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 関係国と連携し、質の高いインフラ整備等を通じた連結性強化により、第三国の経済社会基盤強化や地域の安定と繁栄に貢献
3. 我が国の技術・知見を活かしたインフラ投資の拡大	(1) ソフトインフラ（法制度整備や医療・保健・衛生、防災、食育、教育等）	<ul style="list-style-type: none"> ✓ インフラ海外展開のためのビジネス環境整備 ✓ 国際標準の獲得と認証基盤の強化 ✓ グローバル人材の育成及び人的ネットワーク構築

区分	具体的施策	
	(2) 先進的な技術・知見の展開、実証や研究開発等を通じた貢献	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 先進的な低炭素技術の海外展開支援 高効率火力発電、原子力発電、次世代自動車や低炭素都市づくり等我が国の先進的な低炭素技術、途上国支援とイノベーションから「美しい星へ行動2.0(Actions for Cool Earth (ACE2.0))」を着実に実施し、途上国の経済成長と温室効果ガスの削減に貢献、我が国が比較優位を有するインフラの海外展開を促進、地球温暖化対策における国際標準を獲得 ✓ IoT、AI など高度な ICT 利活用によるインフラの競争力強化 地デジや防災 ICT、医療 ICT、衛星、セキュリティ、無線システム、鉄道での情報通信技術の進展やビッグデータの活用、海運での i-Shipping、港湾での AI ターミナル、建設現場での i-Construction 等 ✓ インフラ案件の面的・広域的な取組への支援 ✓ 防災先進国としての経験・技術を活用した防災主流化の指導、気候変動対応
	(3) 事業投資拡大に向けた支援	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 現地中核人材の育成を支援 ✓ セミナー等を開催し、ベストプラクティスの紹介や海外展開に係る知見を共有し我が国企業のグローバル化を支援 ✓ 民間企業の参画のための適切な事業スキーム、官民の適切なリスクシェアリング等について、相手国の理解を醸成 ✓ 我が国インフラ海外展開の強みとなる高い技術力やプロジェクトマネジメント力、施工時の環境・安全面への配慮、人材育成・技術支援力、制度構築支援力、総合的なファイナンス力の更なる強化 など
4. 幅広いインフラ分野への取組	(1) 新たなインフラ分野への展開	医療分野、農業・食品分野、上下水道分野、廃棄物分野・リサイクル分野、物流分野、都市開発・不動産開発分野、その他（防災、気象、海洋インフラ、エコシティ、超電導リニア、郵便等）など
	(2) エネルギー・資源分野との連携	エネルギー・資源の多くを海外から輸入する我が国としては安定的かつ安価な資源確保のため、インフラ輸出や経済協力と連携

注釈：1. 東アジアを起点として、南アジア～中東～アフリカへと至るまで、インフラ整備、貿易・投資、ビジネス環境整備、開発、人材育成等を面的に展開するとともに、アフリカ諸国に対し、開発面に加えて政治面・ガバナンス面でも、押しつけや介入ではなく、オーナーシップを尊重した国造りを支援（「外交青書（2017年度）」外務省）

出典：「インフラシステム輸出戦略（平成30年度改訂版）」首相官邸（平成30年6月7日）に基づき JICA 調査団にて作成

1.1.3 日本政府による質の高いインフラ投資の推進

日本政府が提唱する質の高いインフラ投資の推進のため、2016年に開催された G7 伊勢志摩サミットで、首脳宣言の付属文書として「質の高いインフラ投資の推進のための G7 伊

勢志摩原則」が発出された。同原則は、「強固で、持続可能な、かつ、均衡ある成長を促進し、我々の社会における強じん性を向上させるとともに、持続可能な開発目標達成のための世界的な取組に貢献するため、ステークホルダーが、質の高いインフラ投資の推進を通じてインフラ投資の現存する世界的な需給ギャップを埋めるために一貫して取り組むことが極めて重要であることを再確認しつつ、我々自身のインフラ投資を、以下の原則に沿ったものとするよう努める。」と述べており、その原則3に「質の高いインフラ投資は、インフラプロジェクトの社会・環境面での影響について配慮しなければならない、また、既存のMDBsの基準を含む最も重要な基準に反映されている国際的なベストプラクティスに沿った社会・環境面でのセーフガードを適用すること等により、こうした影響に適切に対応しなければならない」と社会・環境面での影響への対応を述べている。

1.1.4 SDG との関係（JICA、世銀、ADB）

2015年9月の国連サミットにて2001年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals: SDGs）が採択された。SDGsは「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2016年から2030年までの国際目標であり、持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、特に普遍性（先進国を含めて全ての国が行動）、包括性（人間の安全保障の理念を反映し「誰一人取り残さない」）、参画型（全てのステークホルダーが役割を）、統合性（社会・経済・環境に統合的に取り組む）、透明性（定期的にフォローアップ）の5つを特徴としている。

各機関の全体的なSDGsへの取り組み

2016年9月12日付のJICA SDGs ポジション・ペーパーでは、JICAの協力の3本の柱として、(1)SDGsは国際社会の平和、安定、繁栄を目指し、人間の安全保障と質の高い成長の実現するというJICAの理念を加速、推進するものであるため、リーダーシップを発揮し、ゴールの達成に積極的に取り組む、(2)我が国と開発協力の経験を活かし、SDGsの10のゴール（飢餓・栄養、健康、教育、水・衛生、エネルギー、経済成長・雇用、インフラ・産業、都市、気候変動、森林・生物多様性）について中心的な役割を果たす、(3)SDGs達成の加速のため、国内の知見の活用、国内外のパートナーとの連携、イノベーションを図り、SDGs達成に向けてインパクトを確保することが謳われている。

世銀はSDGsの策定にも強く参加しており、世銀グループの2つのゴールである「貧困の撲滅」と「繁栄の共有の促進」とも合致していると述べている。特に、世銀は2030年までの「極度の貧困の撲滅」を掲げており、またSDGs達成のためにファイナンス、データ、国レベルでの実施支援の3分野に注力している¹。「Implementing the 2030 Agenda - 2018 Update」²では、ファイナンスについては、世銀は資金の増加のために内部財源の活用、

¹ Sustainable Development Goals (SDGs) and The 2030 Agenda, <http://www.worldbank.org/en/programs/sdgs-2030-agenda#1>

² “Implementing the 2030 Agenda - 2018 Update (WB, 201)”, <http://pubdocs.worldbank.org/en/893311531748303554/2030Agenda-2018Update-July-19.pdf>

民間財源の活用、グローバルパブリックグッズの課題（疫病、強制退去、気候変動を含む）解決ツールの開発を行っている。データについては、世銀は開発、モニタリング、SDGsをレビューするためのデータの構築を担当しており、SDGs アトラスの作成や Inter-Agency Expert Group on SDG Indicators にて 17 のモニタリング指標にかかる報告を担当している。国レベルでの実施支援は、SDGs と財務枠組みの統合的な分析を支援するために「Trajectories for Sustainable Development Goals: Framework and Country Applications」を出版し、政策と財務面の計画を支援している。

ADB の SDGs への取り組みについては、2016 年から ADB のオペレーションを SDGs とリンクさせ、SDGs への貢献のモニタリングを向上させており、2017 年 11 月には SDGs に沿った「ADB's Transitional Results Framework, 2017-2020」を策定している。また、相手国の SDGs 達成のために投資案件の特定も行っており、国連システム、国際開発金融機関（MDBs）、市民社会、有識者、民間セクター等のパートナーとの協働があげられる¹。

SDGs と環境社会セーフガードポリシーの関係

世銀及び ADB のセーフガードポリシー中には、SDGs に対する言及はない。世銀に関しては、Environmental and Social Framework（以下、ESF）策定の過程で、「Review and Update of the WB's Safeguard Policies Environmental and Social Framework (Proposed Third Draft)（世銀, August 4, 2016）」の Annex 1 The Proposed ESF's Contribution to achieving SDGs にて、ESF 中の借入人と実施されるプロジェクトが満たすべき要件を示した Environmental and Social Standards（以下、ESS）1、2、3、4、6、8、10、及びセーフガードポリシーの調和（harmonization）による開発協力の増進、キャパシティビルディングによって 17 の全ての SDGs に貢献することが想定されるという見解が示されている。

1.1.5 その他国際的援助潮流について

セーフガードポリシーに関連する国際的援助潮流として、パリ協定について下記のとおりまとめる。

(1) パリ協定

2015 年 11 月 30 日から 12 月 13 日までフランス・パリで開催された COP21 においてパリ協定が採択され、歴史上初めて全ての国が地球温暖化の原因となる温室効果ガスの削減に取り組むことを約束した枠組みとして注目を集めた。

世界共通の長期削減目標として、産業革命前からの気温上昇を 2°C 未満に抑制することを規定するとともに、1.5°C までへの抑制に向けた努力の継続に言及している。

主要排出国・途上国（米国、中国、インド等）を含む全ての国が、(1)削減目標を策定し国内措置を遂行、5年ごとに同目標を提出し、(2)自国の取組状況を定期的に報告、レビューを受け、(3)世界全体としての実施状況の検討を5年ごとに行うことになっている。

日本政府は、途上国への気候変動対策支援を 2020 年に官民合わせて約 1 兆 3,000 億円に

¹ 「ADB and the Sustainable Development Goals」, <https://www.adb.org/site/sdg/main>

することを含む「美しい星への行動 2.0(ACE 2.0)」を表明している。

JICAは、2016年9月に気候変動対策分野ポジションペーパーを発表し、パリ協定を踏まえ途上国への気候変動対策支援を今後一層拡充し、積極的な国内外への発信を行うとの方針を示している。

1.1.6 JICAの責務

JICAの民間案件への出資における責務の検討資料として世銀、ADB、IFCの出資案件の責務について下表のとおり取りまとめ、原文も別途併記した。個別のセーフガードポリシーの規定・不遵守の場合の手続きについてもまとめた。

1) 出資案件における責務

世銀ESFはInternational Bank for Reconstruction and Development (IBRD)とInternational Development Association (IDA)を通じて提供されるLoanおよびGuaranteeから成るInvestment Project Financingに対して適用される(ESF, World Bank Environmental and Social Policy for Investment Project Financing, Footnote 3, OP 10.00)。世銀グループのprivate sector optionはMIGAとIFCを通じて行うため世銀では行っていない。

ADB: セーフガードポリシー (Safeguard Policy Statement, 2009, 以下SPS) は、融資、贈与、出資、保証等の全ての投資プロジェクトに適用される。(SPS, para48)

48. This safeguard policy statement applies to all ADB-financed and/or ADB-administered sovereign and non-sovereign projects, and their components regardless of the source of financing, including investment projects funded by a loan; and/or a grant; and/or other means, such as equity and/or guarantees (hereafter broadly referred to as projects).

p. 15, Para 48, V. SAFEGUARD POLICY STATEMENT

A. Overarching Statement on ADB's Commitment and Policy Principles

ADB SPS (2009)

IFC: 事業への融資やFIへの融資、事業会社への出資など、さまざまな投資を行っているが、その種類にかかわらず、中程度あるいは高い環境社会リスクを有するもの、また、環境社会影響が想定されるものについては、Performance Standard (以下、PS) の要件が適用される。(Policy on Environmental and Social Sustainability, 2012, 以下SP, para3)

3. Activities supported and financed by IFC include a wide range of investment and advisory products. Investment products with longer tenor include (i) direct lending to private sector companies (including corporate and project finance); (ii) lending to various types of FIs as well as through funds and facilities; **(iii) minority equity stakes in companies, including in financial institutions;** and (iv) guarantee facilities, municipal finance, as well as investments managed by IFC's Asset Management Company or any other IFC subsidiary. Investment products with shorter tenor include short-term loans, guarantees, and trade finance products, with maturities of up to three years. **Proposed investments that are determined to have moderate to high levels of environmental and/or social risk, or the potential for adverse environmental and/or social impacts will be carried out in accordance with the requirements of the Performance Standards.**

para 3, IFC Policy on Environmental and Social Sustainability
(太字は調査団による)

2) 不遵守・違反があった場合の規定

ADB: SPS, para72には、「借入人/クライアントによる SPS 不遵守が確認された場合、是正の働きかけによっても改善されない場合はプロジェクトの停止も含む法的措置を検討する」と規定されているが、出資についてその他と区別されておらず、かつ出資に限定して課されている責務も確認されない

C. Roles and Responsibilities

72. If a borrower/client fails to comply with legal agreements on safeguard requirements, including those described in the safeguard plans and frameworks, ADB will seek **corrective measures and work with the borrower/client to bring it back into compliance.** If the borrower/client fails to reestablish compliance, then ADB **may exercise legal remedies, including suspension, cancellation, or acceleration of maturity, that are available under ADB legal agreements.** Before resorting to such measures, ADB uses other available means to rectify the situation satisfactory to all parties to the legal agreements, including initiating dialogue with the parties concerned to achieve compliance with legal agreements.

p. 26, ADB SPS (2009)
(太字は調査団による)

IFC: SP para 24には、「クライアントによる PS 不遵守が確認された場合、是正の働きかけによっても改善されない場合は、法的措置を含む対応策をとる」と規定されているが、

出資についてその他と区別されておらず、かつ出資に限定して課されている責務も確認されない。

24. IFC's agreements pertaining to the financing of clients' activities include specific provisions with which clients undertake to comply. These include complying with the applicable requirements of the Performance Standards and specific conditions included in action plans, as well as relevant provisions for environmental and social reporting, and supervision visits by IFC staff or representatives, as appropriate. If the client fails to comply with its environmental and social commitments as expressed in the legal agreements and associated documents, IFC will work with the client to bring it back into compliance, and if the client fails to reestablish compliance, IFC will exercise its rights and remedies, as appropriate.

Para 24, IFC Policy on Environmental and Social Sustainability

1.1.7 JICA の新規支援スキーム

現行 GL 施行後に追加された協力事業として、海外投融資、中小企業・SDGs ビジネス支援事業が挙げられる。海外投融資は有償資金協力に含まれるため、GL 1.7 対象とする協力事業のとおり、GL が適用されている。中小企業・SDGs ビジネス支援事業は、GL 上の「対象とする協力事業」に含まれていないが、運用上は GL が適用されている。

各事業の概要・実績を下表にまとめた。

表 3-3 現行 GL 制定後に新規に追加された支援スキーム

種別	目的	事業規模
海外投融資	開発効果の高い事業を行う民間企業などへ出資・融資を提供	融資割合：原則、総事業費の70%まで（最大80%） 出資比率25%以下 ファンドを通じた支援も可
中小企業・SDGs ビジネス支援 事業	基礎調査	基礎情報の収集・分析（1年程度） 850、980万円
	案件化調査	技術・製品・ノウハウなどの活用可能性を検討し、ビジネスモデルの素案を策定（数ヶ月～1年程度） 中小企業支援型：3、5千万円 SDGs ビジネス支援型：850万円
	普及・実証・ビジネス化事業	技術・製品やビジネスモデルの検証。普及活動を通じ、事業計画案を策定（1年～3年程度） 中小企業支援型：1、1.5億円 SDGs ビジネス支援型：5千万円

出典：下記に基づき JICA 調査団にて作成

民間連携事業 支援メニュー一覧

(https://www.jica.go.jp/priv_partner/activities/index.html)

海外投融資の対象分野は、インフラ・成長加速、SDGs・貧困削減、気候変動対策の3つとなっており、案件事例は下記のとおりである。投融資案件は2011年から2018年で24案件が調印されており、産業人材育成事業、マイクロファイナンス事業、コーヒーバリューチェーン強化事業、アジア気候変動対策ファンド等と小規模な非インフラ案件から工業団地、港湾整備、効率化ガス火力発電事業まで規模の異なるインフラ案件を含み、その環境カテゴリもAからC、FIまで幅広く扱っている。なお、海外投融資は、環境ガイドラインが対象とする有償資金協力に該当するため、環境ガイドラインが適用されている。

表 3-4 2018年12月現在の投融資案件の一覧

No.	調印年月	対象国	案件名	環境カテゴリ
1.	2018年9月	ブラジル	農業サプライチェーン強化事業	FI
2.	2018年7月	バングラデシュ	イーストウエスト医科大学病院	C
3.	2018年3月	ベトナム	コーヒーバリューチェーン強化事業	B
4.	2017年12月	ヨルダン	ムワッカル太陽光発電事業	B
5.	2017年12月	インドネシア	再生可能エネルギー・インフラ促進ファシリテ イ	FI
6.	2017年8月	ミャンマー	ティラワ経済特別区 (ZoneB 区域フェーズ1) 開 発事業	A
7.	2017年6月	バングラデシュ	モヘシュカリ浮体式 LNG 貯蔵再ガス化設備運営 事業	B
8.	2017年6月	フィリピン	マニラ首都圏西地区上水道無収水対策事業	B
9.	2017年3月	カンボジア	シハヌークビル港整備・運営事業	B
10.	2017年3月	バングラデシュ	シラジガンジ高効率ガス火力発電事業	A
11.	2016年10月	タンザニア	サブサハラオフグリッド太陽光事業	C
12.	2016年9月	モンゴル	ツェツィー風力発電所建設事業	B
13.	2016年9月	東南アジア	日本 ASEAN 女性エンパワーメントファンド	C
14.	2016年4月	中東・北アフリカ	中東・北アフリカ支援ファンド	FI
15.	2016年3月	アジア	インフラパートナーシップ信託基金	FI
16.	2015年12月	アジア	アジア気候変動対策ファンド	FI
17.	2015年8月	ベトナム	中小企業・小規模事業者向けレンタル工業団地 開発事業	B
18.	2015年6月	カンボジア	救急救命医療整備事業	C
19.	2014年11月	中南米	中南米省エネ・再生可能エネルギー事業	FI
20.	2014年4月	ミャンマー	ティラワ経済特別区 (ClassA) 開発事業	A

No.	調印年月	対象国	案件名	環境 カテゴリ
21.	2014年3月	インドネシア	産業人材育成事業	C
22.	2013年1月	ベトナム	ロンアン省環境配慮型工業団地関連事業	B
23.	2012年3月	パキスタン	貧困層向けマイクロファイナンス事業	C
24.	2011年11月	ベトナム	産業人材育成事業	C

出典：下記に基づき JICA 調査団にて作成

1. 民間連携事業 海外投融資 再開後の出融資案件

(https://www.jica.go.jp/activities/schemes/finance_co/loan/resumption.html)

中小企業・SDGs ビジネス支援事業には、原則中小企業及び中堅を対象とした「中小企業支援型」と、原則大企業を対象とした「SDGs ビジネス支援型」の二つがある。「中小企業支援型」には、基礎調査、案件化調査、普及・実証・ビジネス化事業の3つの支援メニューがある。「SDGs ビジネス支援型」には、案件化調査、普及・実証・ビジネス化事業の2つの支援メニューがある。「中小企業支援型」の3メニューは、期間は3ヶ月～3年、支援業務の上限金額は850万円～1.5億円と幅があるが、規模、金額は通常小規模である。運用上、基礎調査を除き、GLが適用されている。主な製品・技術分野は、環境・エネルギー、廃棄物、水浄化・水処理、職業訓練・産業育成、福祉、農業、保健・医療、教育、防災・災害対策となっている。

「中小企業支援型」の3つの支援メニューの採択事例及び環境カテゴリは以下のとおり。

(a) 基礎調査については、ここ数年の案件の採択件数は年間17～26案件と多いため、2018年度の事例を下表にまとめた。本スキームは情報収集を対象としており、フィージビリティ調査は実施しないため、運用上、JICA GLは適用していない。

表 3-5 中小企業・SDG ビジネス支援事業 (1) 基礎調査 (中小企業支援型) の一覧
(2018年4月16日公示分)

No.	対象国	提案法人名 (代表)	案件名
1.	インドネシア	北海道パラコン株式会社	膨張性粘土によるインフラ施設被害への多孔質(ポーラス)コンクリート製品導入に関する基礎調査
2.	フィリピン	株式会社繕 日本プロロング株式会社	漏水を防ぐコンクリート補修材の販売に関する基礎調査
3.	フィリピン	ベルグアース株式会社	現地環境に適した高品質・高収量野菜接木苗の生産販売事業のための基礎調査
4.	カンボジア	株式会社ウエスト・マネージメント	建設インフラを支える日本製中古小型建設機械の流通及び活用に関する基礎調査

No.	対象国	提案法人名（代表）	案件名
5.	ベトナム	株式会社グランソール免疫研究所	がん治療のための医療サービスの質向上にかかる基礎調査
6.	ベトナム	株式会社グリーンテックノ21	廃棄卵殻を活用した有機石灰肥料事業に係る基礎調査
7.	ベトナム	壽環境機材株式会社	ベトナム国 湖沼水浄化システム事業に関わる基礎調査
8.	ミャンマー	中島特殊鋼株式会社	高機能特殊鋼を利用する特殊金型の現地展開に関する基礎調査
9.	モンゴル	山口産業株式会社	ラセッター（RUSSETY）なめし技法を活用したモンゴル・レザーのブランド化に関する基礎調査
10.	タンザニア	株式会社スタジオキヤンビー	タンザニア国 モバイルアプリによる都市公共交通（バス）サービス改善にかかる基礎調査
11.	ザンビア	アルファ工業株式会社	ザンビア国内の橋梁補修に関する基礎調査
12.	ブルキナファソ	鉦研工業株式会社	難水地域における地下水開発のための基礎調査
13.	セネガル	株式会社ステラ環境	医療廃棄物の分散処理体制構築に向けた小型焼却炉導入による保健衛生向上に係る基礎調査

出典：下記に基づき JICA 調査団にて作成

1. 民間連携事業 基礎調査（中小企業支援型）

(https://www.jica.go.jp/priv_partner/activities/fs/index.html)

(b)「中小企業支援型」の案件化調査については、GLの対象とする協力事業でないものの、運用上、適用されてきた。ここ数年の案件の採択件数は年間20～36案件と多いため、最新の2018年度前期の事例を下表にまとめた。大半の案件で環境カテゴリはCとなっている。一部の案件では相手方企業と契約交渉中であり、環境カテゴリは今後公開される予定である（下記表で環境カテゴリ欄に「-」と表示）。

表 3-6 中小企業・SDG ビジネス支援事業（2）案件化調査（中小企支援型）の一覧
(2018年4月16日公示分)

No.	対象国	提案法人名（代表）	案件名	環境カテゴリ
1.	インドネシア	中里建設株式会社	都市給水の水質および供給力を向上するための送配水管内洗浄案件化調査	C
2.	インドネシア	株式会社石橋	有機性廃棄物の再資源化サプライチェーン事業案件化調査	C
3.	マレーシア	株式会社北菱	下水道維持管理ロボットによる下水道管路の維持管理案件化調査	C
4.	フィリピン	株式会社たから	イロコスノルテ州におけるニンニクの増産と黒ニンニク加工による生計向上のための案件化調査	C

No.	対象国	提案法人名（代表）	案件名	環境 カテゴリ
5.	タイ	三木理研工業株式会社	微生物による染色排水の脱色事業案件化調査【途上国発イノベーション枠】	C
6.	タイ	株式会社ナカムラ 消防化学	タイ王国での深刻化するヘイズ・森林火災対策に係る多機能消防ポンプの導入にかかる案件化調査	C
7.	カンボジア	タキイ種苗株式会社	高品質種子と接ぎ木育苗技術による野菜の高付加価値化と生産性向上事業案件化調査	C
8.	ラオス	株式会社三幸工務店 岡山コンクリート工業株式会社	耐久性の高い道路整備を可能にするコンクリート二次製品の導入に向けた案件化調査	—
9.	ラオス	根来産業株式会社	使用済みPETボトル再生製品原料化事業案件化調査	C
10.	ベトナム	鈴健興業株式会社	建設廃棄物の安全で効率的な分別・選別処理システムによる埋め立て処分量削減のための案件化調査	C
11.	ベトナム	中島物産株式会社	自然調和型養殖技術を通じたエビ養殖生産性向上の案件化調査	—
12.	ベトナム	株式会社ポラリス	機能回復を目的としたリハビリサービス導入事業案件化調査【中堅企業枠】	—
13.	ミャンマー	株式会社 OKAMURA	南部デルタ貧困地域の水衛生問題改善のための病院・市場等への高度浄化槽導入に関する案件化調査	C
14.	ミャンマー	株式会社春江	ヤンゴン市の医療廃棄物適正処理のための民間受託に向けた最適な回収・運搬・処分システム構築に係る案件化調査	—
15.	ミャンマー	株式会社メリータイムフーズ 株式会社ヒガシマル	ミャンマー国における稚エビ生産技術及び養殖農家支援の案件化調査【中堅企業枠(共同企業体)】	—
16.	メキシコ	株式会社朝田商会	南バハカリフォルニア州における高性能小型焼却炉導入による廃棄貝殻の焼成・減容化及び残渣の再資源化に向けた案件化調査	—
17.	メキシコ	株式会社黒田工業 株式会社パンテック	農業用フィルムおよびプラスチックのリサイクル技術及び適正処理技術に関する案件化調査	C
18.	ニカラグア	株式会社 Bace	カカオの高付加価値化とバリューチェーン構築のための案件化調査	C
19.	ペルー	レキオスソフト株	日本式早期地震検知システムによる防災対策のための	C

No.	対象国	提案法人名（代表）	案件名	環境 カテゴリ
		株式会社	案件化調査【途上国発イノベーション枠】	
20.	ケニア	トミタテクノロジー株式会社	施設園芸での養液栽培を活用した北部回廊の産地化にかかると見られる案件化調査	C

出典：下記に基づき JICA 調査団にて作成

1. 民間連携事業 案件化調査（中小企業支援型）

(https://www.jica.go.jp/priv_partner/activities/smebmf/index.html)

(c) 「中小企業支援型」の普及・実証・ビジネス化事業については、GLの対象とする協力事業でないものの、運用上、適用されてきた。ここ数年の案件の採択件数は年間 16～19 案件と多いため、最新の 2018 年度前期の事例を下表にまとめた。一部の案件は相手方企業と契約交渉中であり、環境カテゴリは今後公開される予定であるが（下記表で環境カテゴリ欄に「－」と表示）、それ以外の案件は全てカテゴリ C となっている。

表 3-7 中小企業・SDG ビジネス支援事業 (3) 普及・実証・ビジネス化事業（中小企業支援型）
の一覧（2018年4月16日公示分）

No.	対象国	提案法人名 (代表)	案件名	環境 カテゴリ
1.	フィリピン	株式会社オーエム製作所	フィリピン国 腐敗槽汚泥(Septage)固液分離液の高度処理システムの普及実証事業【インフラ整備技術推進特別枠】	－
2.	ベトナム	株式会社なにわ花いちば	ラムドン省産切り花高付加価値化のためのバリューチェーン・コーディネート普及・実証事業	C
3.	ベトナム	株式会社ジェー・フィルズ	高濃度有機系産業排水を対象とした高性能排水処理システム普及・実証事業	－
4.	ベトナム	ワタキューセイモア株式会社	公立病院の院内衛生環境改善のためのリネンサプライサービス普及・実証事業【1.5 億円枠】	C
5.	ベトナム	株式会社エフ・イー	旭川市・クアンニン省の都市間連携による農産加工力向上のための普及・実証事業【地域産業集積海外展開推進枠】	C
6.	ミャンマー	株式会社リード技研	ミャンマー国 電動アシスト自転車普及・実証事業【1.5 億円枠】	C
7.	モンゴル	トーイツ株式会社	分娩監視装置及び集中監視システム導入を通じた周産期医療の質の改善のための普及・実証事業	C
8.	インド	魚谷鉄工株式会社	サトウキビ生産性向上及び高付加価値化を目的とした収穫機導入に関する普及・実証事業	C
9.	メキシコ	海洋建設株式会社	ジェルナースを用いた持続可能な漁業に係る普及・実証事業	C
10.	メキシコ	カネパッケージ	自動車産業の補完産業としての梱包材産業振興に向けた	C

No.	対象国	提案法人名 (代表)	案件名	環境 カテゴリ
		株式会社	普及実証事業【1.5億円枠】	
11.	エクアドル	株式会社アステム	情報弱者のテレビ放送へのアクセスを保障する安心安全のための放送・通信インフラ普及・実証事業【インフラ整備技術推進特別枠】	C
12.	モロッコ	エコステージエンジニアリング株式会社	油温減圧式乾燥機の導入によるオリーブ搾油粕の資源化のための普及・実証事業	C
13.	ケニア	株式会社教育情報サービス	教育の質向上のためのeラーニングシステム導入に係る普及・実証事業	C
14.	南アフリカ共和国	林総事株式会社	先進的軌道保全技術(座屈防止板)導入による脱線等の軌道事故を防止するための普及・実証事業【インフラ整備技術推進特別枠】	C
15.	タンザニア	辻プラスチック株式会社	自発光道路標をを活用した夜間交通安全対策のための普及・実証事業	C
16.	セネガル	テラル株式会社 株式会社エー・シー・アイ	直流及び交流駆動型ソーラーポンプシステムを活用した小規模地方給水施設整備普及・実証事業	C

出典：下記に基づき JICA 調査団にて作成

1. 民間連携事業 普及・実証・ビジネス化事業（中小企業支援型）

(https://www.jica.go.jp/priv_partner/activities/smebvs/index.html)

「SDGs ビジネス支援型」は2018年7月に新設されたスキームであり、未だ事例がない。運用上、GLが適用される。前身の制度である途上国の課題解決型ビジネス（SDGs ビジネス）調査、及び開発途上国の社会・経済開発のための民間技術普及促進事業も、GLの対象とする協力事業でないものの、運用上、適用されてきた。途上国の課題解決型ビジネス（SDGs ビジネス）調査、及び開発途上国の社会・経済開発のための民間技術普及促進事業の2018年前期の採択案件を下記にまとめた。両調査とも、環境カテゴリは全ての案件についてカテゴリCであった。

表 3-8 SDGs ビジネス支援型の前身の制度対象事業の一覧

No.	公示年月	対象国	提案法人名(代表)	案件名	環境カテゴリ	貢献を目指すSDGs
旧途上国の課題解決型ビジネス（SDGs ビジネス）調査						
1.	2018年 4月8日	インドネシア	帝人フロンティア株式会社	デング熱対策のための防蚊衣類生産・販売ビジネス（SDGs ビジネス）調査	C	3
2.	2018年 4月8日	ミャンマー	アルプス薬品工業株式会社	小規模農家の収入向上のためのセンナ栽培・加工品販売ビジネス（SDGs ビジネス）調	C	10

No.	公示年月	対象国	提案法人名(代表)	案件名	環境カテゴリー	貢献を目指すSDGs
旧途上国の課題解決型ビジネス (SDGs ビジネス) 調査						
				査		
3.	2018年 4月8日	ミャンマー	SOMPO リスクア マネジメント株式 会社	農村部の金融アクセス向上 のための融資付帯保険商品 開発・普及ビジネス (SDGs ビ ジネス) 調査	C	1, 13
4.	2018年 4月8日	バングラデ シュ	イチバンライ フ株式会社	農家の収入向上のためのモ リンガ生産・加工品販売ビジ ネス (SDGs ビジネス) 調	C	10
5.	2018年 4月8日	南アフリカ	一般財団法人 リモート・セン シング技術セ ンター	衛星データを活用した農作 物生産性向上のための農業 情報サービスビジネス (SDGs ビジネス) 調査	C	2, 13
6.	2018年 4月8日	ブルキナフ ァソ	不二製油グル ープ本社株式 会社	栄養改善及び女性の収入向 上のための大豆食品バリュ ーチェーン構築ビジネス (SDGs ビジネス) 調査	C	2, 5
開発途上国の社会・経済開発のための民間技術普及促進事業						
7.	2018年 5月14日	インドネシ ア	株式会社オブ ティム	遠隔作業支援サービス普及 促進事業	C	—
8.	2018年 5月14日	カンボジア	ニチレキ株式 会社	路上路盤再生工法普及促進 事業	C	—
9.	2018年 5月14日	ベトナム	株式会社みち のりホールデ ィングス	バス経営・運営ノウハウ普及 促進事業	C	—
10.	2018年 5月14日	ネパール	株式会社日健 総本社	土壌藻類を活用した環境配 慮型斜面復旧技術普及促進 事業	C	—
11.	2018年 5月14日	ケニア	株式会社カネ カ	PHBH系コンパウンドに よる生分解性レジ袋普及促 進事業	C	—
12.	2018年 5月14日	ケニア	株式会社ウェ ルシィ	高濁度・水質変動対応型浄水 技術普及促進事業	C	—

出典：下記に基づき JICA 調査団にて作成

1. 旧途上国の課題解決型ビジネス (SDGs ビジネス) 調査

https://www.jica.go.jp/announce/notice/bop/ku57pq000027nsw1-att/result_01_20180406.pdf

2. 旧開発途上国の社会・経済開発のための民間技術普及促進事業

https://www.jica.go.jp/announce/notice/kaihatsu/ku57pq000028izy0-att/result_20180514.pdf

1.1.8 他ドナーのコモンアプローチ適用事例の整理

GL 施行後の業務環境の変化に関連して、国際金融機関が行っている協調融資におけるコモンアプローチの採用について、他ドナー（世銀、ADB、IFC）の事例の整理を行った。

世銀 ESF の記載は以下のとおり。

9. Where the Bank is jointly financing a project with other multilateral or bilateral funding agencies, the Bank will cooperate with such agencies and the Borrower in order to agree on a common approach for the assessment and management of environmental and social risks and impacts of the project. A common approach will be acceptable to the Bank, provided that such approach will enable the project to achieve objectives materially consistent with the ESSs. The Bank will require the Borrower to apply the common approach to the project. The Bank will also coordinate with such agencies so that the Bank and the Borrower may be able to disclose one set of project-related materials for stakeholder engagement.

The World Bank Environmental and Social Policy for Investment Project Financing, p5, para 9
World Bank ESF (2018)

各 ESS を満たすことが確認できることが、世銀がコモンアプローチを採用する条件となる。コモンアプローチを適用する際、他ドナーが融資するコンポーネントも含めた事業全体のレビューやモニタリング、文書作成、情報公開といった手続きの共通化をどのように行うかについての具体的な方針は、ESF に書かれておらず、今後実施するワシントン DC の聞き取り調査で確認する。

ADB の SPS (2009) では、協調融資を実施する際には、ADB と協調融資先の双方のセーフガードの原則を満たす形で、影響評価やコンサルテーションの実施、一本化された環境社会配慮文書の作成等、共通の手続きを採用するよう努力する、と規定されている (ADB SPS, para70)。本調査の現地調査でヒアリングを行った ADB のベトナム事務所の環境配慮担当者からは、実際の運用上、ADB が AFD や AusAid 等のバイドナーと協調融資を行う際には、ADB の SPS を適用し、環境社会配慮関連業務を ADB が一元管理するのが一般的なやり方である、との説明があった。

ADB は、2008 年にイスラム開発銀行 (Islamic Development Bank, IDB) との間で協調融資にかかる枠組み合意 (Framework Cofinancing Agreement: FCA) を結んでおり、また 2016 年には、協調融資の実施ガイドライン (ADB-IDB Partnership and Cofinancing Guide, 2016) を策定している。同ガイドラインでは、「ADB とイスラム開発銀行、相手国は、コモンアプローチにかかる早期のコンサルテーションや合意形成を通じて、双方の環境社会配慮要件を満たす」との記載がある。具体的には、両者は協調融資の対象とする案件について情報共有を行い、ミッションのタイミングを合わせるなどして共同で案件形成を行っていく。ただし、セーフガードについては、上述のように ADB と IDB 双方の要件を満たすことが必要とされており、両者で手続きを共通化するところまでは踏み込んでいない。イスラム開発銀行の他、2017 年時点で、ADB は 12 機関と協調融資にかかる合意を結んでおり、JICA との間に結ばれた質の高いインフラパートナーシップに基づく業務協力の覚書も含

まれる。また、ADBは2018年5月には、韓国国際協力団との間で、協調融資の強化にかかるMOUを締結した¹。

IFCのSustainability Policy (2012) およびパフォーマンススタンダードには、コモンアプローチにかかる記載はない。

1.1.9 他ドナーポリシーにおける関連記述の整理

(1) 全般：他ドナーのセーフガードポリシー改定にかかる動向

JICA GL 2.6 参照する法令と基準に関連して、世銀、ADB、IFCのセーフガードポリシーの策定・改訂の動向、及び改訂にあたりポリシーの運用状況の評価を行っている場合はそれらを調査した。

各組織のセーフガードポリシーの策定・施行状況は下記のとおりである。ADBにおいては、現行ポリシーの運用にかかる評価が行われている。

表 3-9 他ドナーのセーフガードポリシーの策定状況

機関	セーフガードポリシーの策定状況	改定の動向
世銀	2016年8月にESFの承認 2018年10月から施行	← 現時点でなし
ADB	2009年7月に承認 承認から6ヶ月後に施行	✓ 2018年7月～2019年11月に独立評価局による運用評価「Corporate Evaluation of the Safeguard Policy Statement」が行われている。
IFC	Sustainability Frameworkは2012年1月1日に施行	✓ 公式ウェブサイトには記載されておらず

出典：各セーフガードポリシー・ウェブサイトに基づき JICA 調査団が作成

JICA GLに最も大きな影響としては、世銀のESFの策定が挙げられる。

ESFは、以下の文書から構成される包括的な文書であり、2018年10月から施行されている。

- Vision for Sustainable Development：世銀の環境・社会面の持続可能性に対するビジョンを示したもの
- The World Bank Environmental and Social Policy for Investment Project Financing (Environmental and Social Policy)：世銀が満たすべき要件を示したものの
- Environmental and Social Standards (ESS)：借入人と実施されるプロジェクトが満たすべき要件を示したもの

主要な変更点は以下のとおり、まとめられる。

- (1) セーフガードに関する既存の9つの個別規程 (Operational Policy, Bank Procedures) を一本化。ESFには10のESSが含まれ、プロジェクトには全てのESSが

¹ ADB Signs Agreements with the Republic of Korea to Strengthen Cofinancing and Technical Cooperation (3 May 2018), <https://www.adb.org/news/adb-signs-agreements-republic-korea-strengthen-cofinancing-and-technical-cooperation>

適用される。既存のセーフガード政策から基準が明確化されたのは、雇用と労働条件 (ESS 2)、コミュニティの衛生安全(ESS 4)等。

- (2) 従来のセーフガード政策では、環境社会影響の程度に基づきカテゴリ分類を行っていたが、ESF では当該事業のリスクに基づき分類を行う。その際、環境リスクと社会リスクを統合し、プロジェクトの進捗に応じて生じる課題に柔軟に対応する。
- (3) IFC を始めとする他の開発機関のポリシーや国際的なグッドプラクティスとの調和化が図られている。

その他の機関の動きとしては、ADB は、2018年7月～2019年11月にSPSの運用評価を実施することを発表している。

IFCについては現状、改訂の動きは見られない。

JICA GLの改訂に際しては、労働安全、コミュニティの安全衛生といった新規にESSが策定された影響項目への対応等を必要に応じて考慮することになる。

表 3-10 他ドナーの動向の整理

機関	現況	概要
世銀	<p>2012年10月 Phase 1 コンサルテーション開始</p> <p>2016/8/4にESFを世銀 Boardが承認</p> <p>2018年7月に補足資料 Guidance Note, Good Practice Note, template を公開</p> <p>2018年10月1日からESFを適用</p>	<p>概要は下記のとおり。変更の詳細は後述の表 3-11 JICA 環境社会配慮ガイドラインと世銀 ESF のギャップ分析を参照。</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ パリ宣言での援助の効率化、援助関係者・Borrower の Country Safeguard System の協調を踏まえてセーフガードポリシーの協調も更に注視された (p. 5, Approach Paper, 世銀, 2012) ✓ Borrower の柔軟的な対応、早急な反応、より良い開発成果を求めるため Investment Lending のプロセスの見直し、セーフガードポリシーの見直しが必要となる (p. 6, Approach Paper, 世銀, 2012)。 ✓ 過去 20 年間における PPP 案件への投資における民間セクター役割の増大 (p. 6, Approach Paper, 世銀, 2012)。 ✓ セーフガードポリシーを IFC と同様に 1 本化。これまでは当該個別 OP の要件について合意しているが、新 ESF 後は全てのセーフガード要件が対象となる。 ✓ カテゴリ分類からリスク分類へ。案件以外の要素も検討 (例：実施機関の能力) ✓ 計画から実施まで段階において、ステークホルダーエンゲージメントとモニタリングの注視 (Factsheet ESF Updated Jan 2018) ✓ Occupational Health and Safety, 労働環境、コミュニティの衛生安全、紛争・犯罪における人間の安全保障

機関	現況	概要
		<p>が追加された (Factsheet ESF Updated Jan 2018)</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ GHG 排出の予測、living natural resources の持続可能な管理、水資源管理の追加。(Factsheet ESF Updated Jan 2018) ✓ パリ宣言などで承認された Country Safeguard System の強化の認識 (Factsheet ESF Updated Jan 2018)
ADB	<p>1. 2018 - 2019 full evaluation of the Safeguard Policy Statement (予定) (Evaluation Approach Paper, Corporate Evaluation of the Safeguard Policy Statement, August 2018, https://www.adb.org/site/evaluation/ongoing-evaluations)</p>	<p>【予定されている手法】</p> <p>2018年7月 (Evaluation Approach Paper 作成) ~2019年11月予定。 60プロジェクト対象。</p> <p>I. 債権総額の分析と外部レビュー</p> <ul style="list-style-type: none"> (a) MFI セーフガードフレームワークの比較分析 (b) セーフガード運用の文献調査 (c) 債務総額の分析 (d) セーフガードにかかる構造的なレビュー <p>II. 国別ケース評価：7カ国対象 (ウズベキスタン、インド、中国、ベトナム、ネパール、インドネシア、パプアニューギニア)。詳細現地調査を含む。</p> <p>III. プロジェクトケース評価：4案件×5カ国対象 (インド、パプアニューギニア、中国、ベトナム、ウズベキスタン)、モニタリングレポート・GRM 実施レポートのレビュー、ランダム現地調査、PAP やステークホルダーとの FGD、実施機関・現地のリソースパーソン・CSO・受益者・PAP・開発パートナーとのコンサルテーション。</p> <p>III. ステークホルダーとのコンサルテーション</p> <ul style="list-style-type: none"> (a) スタッフへの聞き取り・インタビュー・FGD (b) クライアントへのインタビュー・FGD (c) ADB マネージャーとの半構造的なインタビュー

出典：下記資料に基づき JICA 調査団が作成

1. 世銀: Factsheet ESF Updated Jan 2018,
<http://pubdocs.worldbank.org/en/725431477511695716/Factsheet-ESF-Jan-2018.pdf>
2. ADB:
Real-time Evaluation of ADB's Safeguard Implementation Experience Based on Selected Case Studies, Nov. 2016,
<https://www.adb.org/documents/real-time-evaluation-ADB-s-safeguard-implementation-experience-country-case-studies>
Safeguards Operational Review: ADB Processes, Portfolio, Country Systems, and Financial Intermediaries (Evaluation Document), Oct. 2014,

<https://www.adb.org/documents/safeguards-operational-review-adb-processes-portfolio-country-systems-and-financial-interm>

3. IFC: “Improving IFC’s Approach to Environmental and Social Risk Management - Listening, Learning, and Adapting (updated April 2017),”
<https://www.ifc.org/wps/wcm/connect/77c11449-261e-484b-a885-f9d77b087386/Improving-IFCs-+Approach-to-ES-Risk-Management-Updated-April-2017.pdf?MOD=AJPERES>

(2) JICA GL と世銀 ESF のギャップ分析

JICA GL 2.6 参照する法令と基準に関連して、世銀のセーフガード政策から ESF への変更点、及び ESF と現行の JICA GL の相違点を整理した。

表 3-11 JICA 環境社会配慮ガイドラインと世銀 ESF のギャップ分析

JICA GL 項目	JICA GL 条文の記載	ESF の記載	ギャップ
GL・フレームワークの構成	<p>JICA GL は下記で構成される。</p> <p>I. 基本的事項</p> <p>1.1 理念</p> <p>1.2 目的</p> <p>1.3 定義</p> <p>1.4 環境社会配慮の基本方針</p> <p>1.5 JICA の責務</p> <p>1.6 相手国等に求める要件</p> <p>1.7 対象とする協力事業</p> <p>1.8 緊急時の措置</p> <p>1.9 普及</p> <p>1.10 環境社会配慮助言委員会</p> <p>II. 環境社会配慮のプロセス</p> <p>2.1 情報の公開</p> <p>2.2 カテゴリ分類</p> <p>2.3 環境社会配慮の項目</p>	<p>1. ESF は下記で構成される。</p> <ul style="list-style-type: none"> - Overview of the World Bank Environmental and Social Framework - A Vision for Sustainable Development - World Bank Environmental and Social Policy for Investment Project Financing (Environmental and Social Policy) - Borrower's Requirements - Environmental and Social Standards (ESS) 1-10 <p>2. Environmental and Social Policy 下での Bank Requirements の構成は下記のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> 1. Environmental and social risk classification 2. Use and strengthening of borrower's environmental and social framework 3. Environmental and social due diligence 4. Social project types 	<p>1. 特になし</p>

	<p>2.4 現地ステークホルダーとの協議 2.5 社会環境と人権への配慮 2.6 参照する法令と基準 2.7 環境社会配慮助言委員会による助言 2.8 JICA の意思決定 2.9 ガイドラインの適切な実施と遵守の確保 2.10 ガイドラインの適用と見直し</p> <p>III. 環境社会配慮の手続き</p> <p>3.1 協力準備調査 3.2 有償資金協力、無償資金協力（国際機関経由のものを除く）、技術協力プロジェクト 3.3 外務省が自ら行う無償資金協力について JICA が行う事前の調査 3.4 開発計画調査型技術協力</p> <p>別紙1 対象プロジェクトに求められる環境社会配慮 別紙2 カテゴリ A に必要な環境アセスメント報告書 別紙3 一般に影響を及ぼしやすいセクター・特性、影響を受けやすい地域の例示 別紙4 スクリーニング様式 別紙5 チェックリストにおける分類・チェック項目 別紙6 モニタリングを行う項目</p>	<p>5. Environmental and Social Commitment Plan (ESCP) 6. Information disclosure 7. Consultation and participation 8. Monitoring and implementation support 9. Grievance mechanism and accountability</p> <p>3. ESS 1-10 は下記のとおり。</p> <p>1. ESS 1: Assessment and Management of Environmental and Social Risks and impacts 2. Labor and Working Conditions 3. Resource Efficiency and Pollution Prevention and Management 4. Community Health and Safety 5. Land Acquisition, Restrictions on Land Use and Involuntary Resettlement 6. Biodiversity conservation and Sustainable Management of Living Natural Resources 7. Indigenous Peoples/Sub-Saharan African Historically Underserved Traditional Local Communities 8. Cultural Heritage 9. Financial Intermediaries 10. Stakeholder Engagement and Information Disclosure</p>	
--	--	--	--

I. 基本的事項			
1.7 対象とする協力事業	1. 1)有償資金協力、2)無償資金協力(国際機関経由のものを除く)、3)外務省が自ら行う無償資金協力について JICA が行う事前の調査、4)開発計画調査型技術協力、5)技術協力プロジェクトを対象とする。	4. Environmental and Social Policy は、世銀が実施する Investment Project Financing (IPF) を対象とする。 5. IPF は OP 10.00 で定義されているとおり International Bank for Reconstruction and Development (IBRD) と International Development Association (IDA) を通じて提供される Loan および Guarantee で構成される (Environmental and Social Policy, para1)。民間企業等への出資は IFC または MIGA を通じて行われ、Environmental and Social Policy は対象としていない。 6. 他ドナーと協調融資を行う場合には、「コモンアプローチの採用に合意するために他ドナーおよび相手国と協力する」と規定している。協調融資先のセーフガードポリシーを確認した上で、コモンアプローチをとっても世銀の ESS1- 10 を満たすことが可能と判断される場合、当該事業の環境社会影響の評価や管理に関するコモンアプローチを採用することが可能。 (Environmental and Social Policy, para9)	2. GL ではコモンアプローチにかかる記載はない。
1.8 緊急時の措置	2. 緊急を要する場合とは、自然災害の復旧や紛争後の復旧支援などで、緊急性が高くガイドラインに従った環境社会配慮の手続きを実施する時間がないことが明らかな場合をいう。JICA は、早期の段階において、カテゴリ分類、緊急の判	7. (1)相手国に、自然・人的災害や紛争による緊急なニーズ、または(2)特定の脆弱さにより能力に制限があると世銀がみなした場合は OP 10.00 が適用される。(Para 14, 世銀 Environmental and Social Policy) 8. プロジェクトの準備段階でなされるべき BP10.0 および	3. 特になし

	<p>断と実施する手続きを環境社会配慮助言委員会に報告し、その結果を公開する。必要な場合は助言を求める。</p> <p>3. JICA GL FAQ には以下のとおり記載あり。緊急時においても、原則として、環境社会配慮ガイドラインに従った手続きを行うことが望ましいと考えます。ただし、自然災害や紛争後の復旧支援などで、緊急性が高く環境社会配慮ガイドラインに従った環境社会配慮の手続きを実施する時間がないことが明らかな場合は、早期の段階において、カテゴリ分類の結果、緊急と判断した理由、そして実施する手続きの内容について環境社会配慮助言委員会に報告し、その結果を公開します。また、JICA が必要と判断した場合は助言を求めます。</p> <p>これまでの運用では、開発計画調査型技術協力において、緊急を要すると判断された案件があります。その際には、本来であれば開発計画調査型技術協力の実施前に行う環境社会配慮確認を緊急性の観点から省略しました。ただし、開発計画調査型技術協力の実施段階において、これらの環境社会配慮確認を行うことにより、適切な実施の確保に努めました。なお、開発計画調査型技術協力以外のスキームに対して、今後、緊急時</p>	<p>OP/BP11.00 で定める受託者責任および環境社会配慮にかかる要件は、プロジェクト実施段階に延期される場合がある。(Para 11, OP 10.00)</p>	
--	--	---	--

	の措置が適用される可能性も想定されます。		
II. 環境社会配慮のプロセス			
<p>2.1 情報の公開 (一部、「3.2 有償資金協力、無償資金協力(国際機関経由のものを除く)、技術協力プロジェクト」から抜粋)</p>	<p>4. プロジェクトの環境社会配慮に係る情報公開は、相手国等が主体的に行うことを原則とし、必要に応じ、JICAは、協力事業によって相手国等を支援する。</p> <p>5. JICAは、環境社会配慮に関し重要な情報を協力事業の主要な段階で、本ガイドラインに則って適切な方法で自ら情報公開する。</p> <p>6. JICAは、協力事業の初期段階において、情報公開が確実に行われることを担保するための枠組みについて、相手国等と協議し合意する。</p> <p>7. 公開すべき情報には、環境社会配慮に関する情報とともに、協力事業本体に関する情報を含む。</p> <p>8. JICAは、公開を行う情報のほか、第三者に対し、求めに応じて可能な範囲で環境社会配慮に関する情報の提供を行う。</p> <p>9. JICAは、プロジェクトの環境社会配慮に関する情報が現地ステークホルダーに対して公開・提供されるよう、相手国等に対して積極的に働きかける。</p>	<p>9. Environmental and Social Policy, F. Information disclosure での世銀の要件は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 相手国から提供され文書について、World Bank Policy on Access to Information¹が適用される(para49)。同ポリシーは、個人情報等の公開に適さない情報については公開対象外としている。 - プロジェクトのリスクや影響に関する情報は、ESS10のとおり、プロジェクトの計画や緩和策へ意味のあるインプットができるように、適切な時期に、アクセスが容易な場所で、非影響者や関係者が理解可能な言語で公開されることを世銀は要求する(para50)。 - High Risk 及び Substantial Risk 案件については、世銀は環境社会リスク・影響に係る文書(環境社会影響評価に基づくもの、ドラフトまたは最終版)をアプレイザル前に公開する。最終版、改定版は出来た時点で公開(para51)。 <p>10. ESS) 1, E. Stakeholder engagement and information disclosure,</p> <ul style="list-style-type: none"> - ESS10のとおり、相手国はプロジェクトサイクルを通してステークホルダーへの情報提供を行う(ESS 1 para51)。 - High Risk 及び Substantial Risk 案件については、プロジェクトアプレイザル前に相手国は世銀に環境社会リスク・影響に係る書類を提出し、公開する(ESS 1, para52)。 - リスク・影響を追加するプロジェクトの著しい変更がある場合は、相手国は非影響者に情報を提供、コンサルテーションを実施し、ESCP 改定版を 	<p>4. 環境レビュー前の公開対象のEIA報告書のステータス及び公開が求められる期間が、世銀とJICAでは異なる。</p> <p>7 世銀ESFにはモニタリング結果の公開にかかる規定はない。</p>

¹ <https://policies.worldbank.org/sites/ppf3/PPFDocuments/090224b083057379.pdf>

	<p>10. JICAの支援を受けて相手国等が現地ステークホルダーとの協議を行う場合において、相手国等は事前に十分な時間的余裕を持って情報公開を行う。その際、JICAは、相手国の公用語又は広く使用されている言語と地域の人々が理解できる様式による資料を相手国等が作成することを支援する。</p> <p>11. JICAは、情報公開をウェブサイトで日本語、英語または現地語により行うとともに、関連する報告書をJICA図書館、現地事務所等において閲覧に供する。</p> <p>12. JICAは、競争関係を踏まえ、相手国等の商業上等の秘密には十分配慮し、相手国等から提出される開示対象の環境関連文書には、こうした秘密が含まれないよう相手国等に促すこととともに、相手国等における情報管理に配慮し、相手国等の文書は、相手国等の了解の上で情報公開を行う。なお、合意文書上、情報開示が禁じられる情報については相手国等の同意又は法の要請により情報開示を行う。</p> <p>13. JICAでのEIA・モニタリングの公開については下記の3.2の記載を参照。</p> <p>14. 3.2.1 環境レビュー</p> <p>15. (1) カテゴリ A プロジェクト</p>	<p>公開する(ESS 1, para53)。</p> <p>11. ESS 10 Stakeholder Engagement and Information Disclosureでは、ステークホルダーがリスク・影響、潜在的な機会を理解できるように、相手国はプロジェクト、そのリスクや影響の性質や規模に応じて相応な方法や範囲、頻度で、ステークホルダーへの情報提供や協議を行うことが規定される(ESS 10, para19)。</p> <p>12. プロジェクトの計画について意味のあるコンサルテーションが出来るよう世銀のプロジェクトアプレイザル前に、そしてできる限り早期に下記の情報へのアクセスを提供する(ESS 10, para19)。</p> <p>(a) プロジェクトの目的、性質、規模</p> <p>(b) プロジェクト活動の期間</p> <p>(c) ローカルコミュニティへの想定されるリスクと影響、緩和策の提言、社会的弱者や不利な条件に置かれた人々への想定される偏在的影響の特定、そして特化した緩和策</p> <p>(d) 提案されるステークホルダーエンゲージメントプロセス</p> <p>(e) 提案される住民協議の日時と場所、通知・記録・報告方法</p> <p>(f) 苦情処理プロセス・方法。</p> <p>13. 情報は現地語で、アクセスが容易な場所、文化的に適切とされる方法で、影響を受けるグループの特定のニーズ(障害、識字、ジェンダー、移動能力、言語の違い、アクセスの可能性の違い等)を考慮の上、公開する。 (ESS10, para20)</p>	
--	---	--	--

	<p>16. JICAは、相手国等が提出する環境社会配慮に関する主要な文書の入手状況をウェブサイトに掲載するとともに、1)環境アセスメント報告書と環境許認可証明書、2)大規模非自発的住民移転が発生するプロジェクトの場合には住民移転計画、3)先住民族のための対策を要するプロジェクトの場合には先住民族計画を環境レビューに先立ち情報公開する。環境アセスメント報告書は、合意文書締結の120日以前に公開する。相手国等の了解を前提に主要な文書の翻訳版を公開する。</p> <p>17. 合意文書締結後に環境レビュー結果をウェブサイトで情報公開する。</p> <p>18. (2) カテゴリ B プロジェクト</p> <p>19. 1)環境アセスメント報告書と環境許認可証明書、2)住民移転計画、3)先住民族計画の提出があった場合は情報公開を行う。</p> <p>20. 合意文書締結後に環境レビュー結果をウェブサイトで情報公開する。</p> <p>21. (3) カテゴリ FI</p> <p>22. 対象サブプロジェクトにカテゴリ A に分類されるものが含まれることが見込まれる場合、JICAは、原則として、カテゴリ A のサブプロジェクトについて、その実施に先立ち、カテゴリ A で求められているものと同様の環境レビュー及び</p>		
--	--	--	--

	<p>情報公開を行う。</p> <p>23. 合意文書締結後に環境レビュー結果をウェブサイトにて情報公開する。</p> <p>24. 3.2.2 モニタリング及びモニタリング結果の確認</p> <p>25. JICAは、相手国等によるモニタリング結果について、相手国等で一般に公開されている範囲でウェブサイトにて公開する。また、第三者等から請求があった場合は、相手国等の了解を前提に公開する。</p>		
<p>2.2 カテゴリ分類</p>	<p>26. JICAは、プロジェクトを、その概要、規模、立地等を勘案して、以下に示すように環境・社会的影響の程度に応じて4段階のカテゴリ分類を行う。</p> <p>27. カテゴリA：環境や社会への重大で望ましくない影響のある可能性を持つようなプロジェクトはカテゴリAに分類される。また、影響が複雑であったり、先例がなく影響の予測が困難であるような場合、影響範囲が大きかったり影響が不可逆である場合もカテゴリAに分類される。影響は、物理的工事が行われるサイトや施設の領域を超えた範囲に及びうる。カテゴリAには、原則として、影響を及ぼしやすいセクターのプロジェクト、影響を及ぼしやすい特性を持つプロジェクト及び影響を受けやすい地域あるいはその近傍に立地するプロジェクトが含まれ</p>	<p>14. プロジェクトは FI 案件も含み全ての案件が下記4つのリスクに分類される。(Environmental and Social Policy, para20) 各リスク分類の定義はESF・GNには記載されていない。</p> <ul style="list-style-type: none"> - High Risk - Substantial Risk - Moderate Risk - Low Risk <p>15. 分類には下記の関連事項を考慮する。</p> <ul style="list-style-type: none"> -プロジェクトタイプ、場所、影響への脆弱性、規模 -想定される環境社会リスク・影響の性質と規模 -相手国等及び他のプロジェクト実施機関が持つ環境社会リスク・影響を管理する能力、ESSに基づく管理へのコミットメント -特定のプロジェクトの環境・社会面の影響に対する緩和策の実績と結果 	<p>5. JICA GLのカテゴリ分類はセクター、影響の特性、地域特性に基づき分類されるが、世銀は相手国のキャパシティー等を考慮しリスクを4つ (High Risk, Substantial Risk, Moderate Risk, Low Risk) に分類する。</p>

	<p>る。影響を及ぼしやすいセクター・特性や影響を受けやすい地域の例示一覧を別紙3に示す。</p> <p>28. カテゴリB：環境や社会への望ましくない影響が、カテゴリAに比して小さいと考えられる協力事業はカテゴリBに分類される。一般的に、影響はサイトそのものにしか及ばず、不可逆的影響は少なく、通常の方策で対応できると考えられる。</p> <p>29. カテゴリC：環境や社会への望ましくない影響が最小限かあるいはほとんどないと考えられる協力事業。</p> <p>30. カテゴリFI：JICAの融資等が、金融仲介者等に対して行われ、JICAの融資承諾後に、金融仲介者等が具体的なサブプロジェクトの選定や審査を実質的に行い、JICAの融資承諾（或いはプロジェクト審査）前にサブプロジェクトが特定できない場合であり、かつ、そのようなサブプロジェクトが環境への影響を持つことが想定される場合、カテゴリFIに分類される。</p> <p>31. スクリーニングの後でも、協力事業の進捗に伴い配慮すべき環境社会影響が新たに判明した場合など、必要に応じてカテゴリ分類を変更する。</p> <p>32. マスタープランは、協力事業の初期段階ではプロジェクトが明確でない場合が多いが、その場</p>	<p>-提案される緩和策と技術の性質、ガバナンス体制と法規、安定性、紛争、治安などに対する考慮 (Environmental and Social Policy, para20)</p> <p>16. 世銀はリスク分類・根拠をウェブサイト・プロジェクト文書で公開する (Environmental and Social Policy, para20)。</p> <p>17. リスク分類は定期的に見直され、情報公開される (Environmental and Social Policy, para21)。</p> <p>18. 各ESSを遵守するため、借入人に求められる要件は、プロジェクトの性質や規模に応じて、また環境・社会リスクや影響に比例して段階的に設定されている。 (Environmental and Social Policy , para 6)</p>	
--	--	---	--

	<p>合でもプロジェクトを想定してカテゴリ分類を行う。その際に、派生的・二次的な影響や累積的影響を考慮に入れる。また、複数の代替案を検討する場合は、それら代替案のなかで最も重大な環境社会影響の可能性を持つ代替案のカテゴリ分類に拠るものとする。調査の進捗に伴いプロジェクトが明確になった以降は、必要に応じてカテゴリ分類を見直すものとする。</p> <p>33. JICAは、相手国等に別紙4のスクリーニング様式の記入を求め、その情報をカテゴリ分類の際の参考にする。</p>		
<p>2.3 環境社会配慮の項目</p>	<p>34. 環境社会配慮の項目は、大気、水、土壌、廃棄物、事故、水利用、気候変動、生態系及び生物相等を通じた、人間の健康と安全及び自然環境（越境または地球規模の環境影響を含む）並びに非自発的住民移転等人口移動、雇用や生計手段等の地域経済、土地利用や地域資源利用、社会関係資本や地域の意思決定機関等社会組織、既存の社会インフラや社会サービス、貧困層や先住民族など社会的に脆弱なグループ、被害と便益の分配や開発プロセスにおける公平性、ジェンダー、子どもの権利、文化遺産、地域における利害の対立、HIV/AIDS等の感染症、労働環境（労働安全を含む）を含む。なお、個別プロジェクトの検討においてはスコーピングにより必</p>	<p>19. 世銀が影響評価を行う項目は下記のとおり（Environmental and Social Policy, para4）。具体的な項目に課せられる要件は各ESSのとおり。</p> <p>Environmental risks and impacts:</p> <ul style="list-style-type: none"> (i) those identified in the World Bank Group Environmental, Health, and Safety Guidelines (EHSGs); (ii) those related to community safety (including dam safety and safe use of pesticides); (iii) those related to climate change and other transboundary or global risks and impacts; (iv) any material threat to the protection, conservation, maintenance and restoration of natural habitats and biodiversity; (v) those related to ecosystem services and the use of living natural resources, such as fisheries and forests; <p>Social risks and impacts:</p> <ul style="list-style-type: none"> (i) threats to human security through the escalation of personal, communal or interstate conflict, crime or violence; (ii) risks that project impacts fall 	<p>6. 影響項目については、「別紙1 検討する影響スコープ」の欄を参照。</p> <p>7. JICA GLには、相手国等の環境社会配慮フレームワークの活用について規定がない。</p>

	<p>要なものに絞り込む。</p> <p>35. 調査・検討すべき影響は、プロジェクトの直接的、即時的な影響のみならず、合理的と考えられる範囲内で、派生的・二次的な影響、累積的影響、不可分一体の事業の影響も含む。また、プロジェクトのライフサイクルにわたる影響を考慮する。</p> <p>36. 環境や地域社会に対する影響を事前に把握するには関連する様々な情報が必要であるが、影響のメカニズムが十分に明らかになっていないこと、利用できる情報が限られていること等の理由から、影響予測を行うことには一定の不確実性が伴う場合がある。不確実性が大きいと判断される場合には、可能な限り予防的な措置を組み込んだ環境社会配慮を検討する。</p>	<p>disproportionately on individuals or groups who, because of their particular circumstances, may be disadvantaged or vulnerable;</p> <p>(iii) any prejudice or discrimination toward individuals or groups in providing access to development resources and project benefits, particularly in the case of those who may be disadvantaged or vulnerable;</p> <p>(iv) negative economic and social impacts relating to the involuntary taking of land or restrictions on land use;</p> <p>(v) risks or impacts associated with land and natural resource tenure and use, including (as relevant) potential project impacts on local land use patterns and tenurial arrangements, land access and availability, food security and land values, and any corresponding risks related to conflict or contestation over land and natural resources;</p> <p>(vi) impacts on the health, safety and well-being of workers and project-affected communities</p> <p>(vii) risks to cultural heritage.</p> <p>20. 相手国は、環境社会影響評価を実施し、その結果を Environmental and Social Impact Assessment (ESIA) 報告書等にまとめる (ESS 1, Annex1, para5)</p> <p>21. 相手国は、ESIA の緩和策、モニタリング計画等の重点を整理した Environmental and Social Commitment Plan (ESCP) を作成し、実施する (ESS 1, para15)</p> <p>22. 世銀が、相手国の環境社会配慮フレームワークをレビューし、ESS の各要件を満たした形でプロジェクトのリスクや影響に適切な対応がなされると判断した場合、ESS の代わりに同フレームワークを活用することも可能である (ESS 1, para19, 20)。</p>	
<p>2.4 現地ステークホルダーとの協議</p>	<p>37. より現場に即した環境社会配慮の実施及び適切な合意形成に資するため、合理的な範囲内で行えるだけ幅広く、現地ステークホルダーとの協議を相手国等が主体的に行うことを原則とし、</p>	<p>23. 相手国が行うステークホルダーエンゲージメントはプロジェクトライフサイクルを通して行われ、その内容、範囲、頻度はプロジェクトのリスクや影響に応じたものとなる (ESS 10, para 6)</p>	<p>8. JICA GL ではステークホルダー参加計画について規定されていない。</p>

	<p>必要に応じ、JICAは協力事業によって相手国等を支援する。</p> <p>38. JICAは、協力事業の初期段階において、現地ステークホルダーとの協議を行うための枠組みについて、相手国等と協議し合意する。</p> <p>39. JICAは、意味ある協議とするために、プロジェクトの影響を直接受けると想定される住民に対して特に留意しつつ協議を行う旨を、事前の広報により周知するよう相手国等に働きかける。</p> <p>40. JICAは、カテゴリAについては、開発ニーズの把握、環境社会面での問題の所在の把握及び代替案の検討について早い段階から相手国等が現地ステークホルダーとの協議を行うよう働きかけるとともに、必要な支援を行う。</p> <p>41. JICAは、カテゴリBについても、必要に応じ、現地ステークホルダーとの協議を行うよう相手国等に働きかける。</p> <p>42. 現地ステークホルダーとの協議を行った場合は協議記録を作成するよう、JICAは相手国等に働きかける。</p> <p>43. 参考：2.8 JICAの意思決定 2.8.1 有償資金協力、無償資金協力、技術協力プロジェクト 相手国等は、環境社会配慮に関する問題が生じた場合には、相手国等と当該プロジェクトに関わる現地ステークホルダーとの間での協議が行わ</p>	<p>24. 相手国はステークホルダー参加計画 (Stakeholder Engagement Plan, 以下 SEP) を作成し実施する。SEPはリスクや影響に応じて、事業の影響を受ける人々、及びその他の関心を持つステークホルダーを特定した上で、事業に当該ステークホルダーを参画させるタイミングと方法を整理したもの (ESS10, para 13, 14)。</p> <p>25. ステークホルダーの特定・分析が求められる。環境社会リスク・影響が多い案件については、independent third party specialists が雇用される場合がある (ESS 10, para12)。</p> <p>26. 意味あるコンサルテーションとは下記のとおり (ESS 10, para22)。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 2方向のプロセスであること - プロジェクト計画段階の早期に始まり、プロジェクト案への初期の意見を収集すること - ステークホルダーのフィードバックを奨励する。特にプロジェクト案を説明した上での、環境社会リスク・影響の緩和策の特定へのステークホルダーの関与。 - リスクと影響がある限り、継続的に続ける。 - 透明性があり、目的を持って、意味のある、容易にアクセス可能な情報の事前公開・共有に基づき実施され、意味のあるコンサルテーションに適したタイムフレームであり、文化的に適切な形式 	
--	---	--	--

	れるよう努力すること。	<p>で、ステークホルダーが理解する関連現地語で行われる。</p> <ul style="list-style-type: none"> - フィードバックの検討及びフィードバックへの返答 - 被影響者による積極的な、インクルーシブな関与を支援 - 外部による改ざん、干渉、強制、差別、脅迫がないこと。 - Borrower による記録、公開。 	
2.5 社会環境と人権への配慮	<p>44. 環境社会配慮の実現は、当該国の社会的・制度的条件及び協力事業が実施される地域の実情に影響を受ける。JICA は、環境社会配慮への支援・確認を行う際には、こうした条件を十分に考慮する。特に、紛争国や紛争地域、表現の自由などの基本的自由や法的救済を受ける権利が制限されている地域における協力事業では、相手国政府の理解を得た上で情報公開や現地ステークホルダーとの協議の際に特別な配慮が求められる。</p> <p>45. JICA は、協力事業の実施に当たり、国際人権規約をはじめとする国際的に確立した人権基準を尊重する。この際、女性、先住民族、障害者、マイノリティなど社会的に弱い立場にあるものの人権については、特に配慮する。人権に関する国別報告書や関連機関の情報を幅広く入手す</p>	<p>27. ESF の冒頭に A vision for Sustainable Development を掲げ、その中に開発プロセスへの全ての人の参加を促すこと、そのため平等と非差別の原則、及び社会的に脆弱な人々への配慮が重視されており、世界人権宣言 (Universal Declaration of Human Rights) を支持することが述べられている。</p>	9. 特になし

	るとともに協力事業の情報公開を行い人権の状況を把握し、意思決定に反映する。		
2.6 参照する法令と基準	<p>46. JICAは、相手国及び当該地方の政府等が定めた環境や地域社会に関する法令や基準等を遵守しているか、また、環境や地域社会に関する政策や計画に沿ったものであるかを確認する。</p> <p>47. JICAは、環境社会配慮等に関し、プロジェクトが世界銀行のセーフガードポリシーと大きな乖離がないことを確認する。また、適切と認める場合には、他の国際金融機関が定めた基準、その他の国際的に認知された基準、日本等の先進国が定めている国際基準・条約・宣言等の基準又はグッドプラクティス等をベンチマークとして参照する。環境社会配慮のあり方がそれらの基準やグッドプラクティス等と比較検討し大きな乖離がある場合には、より適切な環境社会配慮を行うよう、相手国等（地方政府を含む）に対話を通じて働きかけを行い、その背景、理由等を確認するとともに、必要に応じ対応策を確認する。</p> <p>48. JICAは、プロジェクトをとりまくガバナンスが適切な環境社会配慮がなされる上で重要であることに留意する。</p>	<p>28. 相手国は環境社会アセスメントを実施する際には、下記を参照する(ESS 1, para 26)。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 相手国の環境社会面に関連する適用される政策フレームワーク、法規、組織能力（実施面を含む）、国やプロジェクトのおかれた状況の違い、国の環境社会に関する調査結果、環境社会分野における行動計画、関連する国際条約・合意に基づきプロジェクトに適用される義務 - 各ESSにより適用される要件 - IFC EHS ガイドラインとその他の関連する Good International Industry Practice (GIIP)¹。 <p>29. 世銀は、EHS ガイドラインと相手国の基準に差異がある場合、より厳しい方の基準を適用することを相手国に要求する。ただし、借入人の技術面や財政面の制約等のプロジェクト特有の状況を考慮し、ESS等の目的を損なわず、かつ重大な影響が生じない範囲で、代わりの基準を適用することがある。(Environmental and Social Policy, para 19)。</p>	10. 特になし

¹ Good International Industry Practice (GIIP) is defined as the exercise of professional skill, diligence, prudence, and foresight that would reasonably be expected from skilled and experienced professionals engaged in the same type of undertaking under the same or similar circumstances globally or regionally. The outcome of such exercise should be that the project employs the most appropriate technologies in the project-specific circumstances.

	49. JICA は、情報公開に関し、相手国等と日本政府の関連する法律を踏まえる。		
別紙			
検討する影響スコープ	<p>50. 環境社会配慮に関して調査・検討すべき影響の範囲には、大気、水、土壌、廃棄物、事故、水利用、気候変動、生態系及び生物相等を通じた、人間の健康と安全への影響及び自然環境への影響（越境の又は地球規模の環境影響を含む）並びに以下に列挙するような事項への社会配慮を含む。非自発的住民移転等人口移動、雇用や生計手段等の地域経済、土地利用や地域資源利用、社会関係資本や地域の意思決定機関等社会組織、既存の社会インフラや社会サービス、貧困層や先住民など社会的に脆弱なグループ、被害と便益の分配や開発プロセスにおける公平性、ジェンダー、子どもの権利、文化遺産、地域における利害の対立、HIV/AIDS 等の感染症、労働環境（労働安全含む）。</p> <p>51. 調査・検討すべき影響は、プロジェクトの直接的、即時的な影響のみならず、合理的と考えられる範囲内で、派生的・二次的な影響、累積的影響、不可分一体の事業の影響も含む。また、プロジェクトのライフサイクルにわたる影響を考慮することが望ましい。</p> <p>JICA GL FAQ 上の定義 【不可分一体の事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> - JICA では、国際金融公社（IFC）Performance Standard 1 の定義*を参考に、JICA が協力を行わない関連事業のうち、①仮に JICA が協力を行う対象の事業がなければ、その関連事業は建設、あるいは、拡張されることはなく、かつ、②その関連事業がない場合には、JICA が協力を行う対象の事業は実行の可能性がない、と考えられる事業を「不可分一体の事業」と定義しています。例えば、... 送電線部分が、JICA が協力を行う対象の事業（発電所）と不可分一体の事 	<p>30. 不可分一体の事業、派生的・二次的な影響、累積的影響は ESS 1 において下記のとおり定義されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 不可分一体性の事業：For the purpose of this Policy, the term “Associated Facilities” means facilities or activities that are not funded as part of the project and, in the judgment of the Bank, are: (a) directly and significantly related to the project; and (b) carried out, or planned to be carried out, contemporaneously with the project; and (c) necessary for the project to be viable and would not have been constructed, expanded or conducted if the project did not exist. (para 11) - The Bank will require the Borrower to demonstrate the extent to which it cannot exercise control or influence over the Associated Facilities by providing details of the relevant considerations, which may include legal, regulatory and institutional factors. (Environmental and Social Policy, 	<p>11. JICA GL における不可分一体の事業の影響、派生的・二次的な影響、累積的影響は IFC PS の定義を参照しており、世銀 ESS 1 で示された定義は IFC PS の定義と一部異なっている。</p>

	<p>業である可能性があります。不可分一体事業について、JICAは、合理的な範囲で、想定される環境社会影響に応じた適切な環境社会配慮文書（住民移転計画、環境アセスメント報告書等）がJICA環境社会配慮ガイドラインに沿って作成されていることを確認し、そして必要に応じ相手国等に申し入れを行います。（JICA GL FAQ）</p> <p>【派生的・二次的な影響】</p> <ul style="list-style-type: none"> - JICAでは、国際金融公社（IFC）のPerformance Standard 1*を参考に、「JICAが協力を行う対象の事業に起因する、計画されていないが予測可能な開発により、将来もしくは異なる場所で発生する影響」を派生的・二次的影響の目安としています。例えば、生物多様性、もしくは被影響コミュニティが生計手段として依存している生態系サービスにプロジェクトが与える間接的な影響などは派生的・二次的影響として考察されるべきものです。 - これら影響の可能性がある場合には、JICAが協力を行う対象の事業において合理的と考えられる範囲内で、影響を調査・検討することとします。（JICA GL FAQ） <p>【累積的影響】</p> <ul style="list-style-type: none"> - JICAでは、国際金融公社（IFC）のPerformance Standard 1*を参考に、「リスク及び影響を特定するプロセスが実施される時点（例えばスコーピング時点）で起こっている、もしくは具体的に計画されている開発、その他合理的に認知しうる開発行為が要因となって、JICAが協力を行う対象の事業により直接的に影響を受ける地域や資源に生じる追加的な影響の累積」を累積的影響の目安としています。例えば、道路事業において、道路周辺への将来の住宅や商業施設の集積が環境に与える累積的な影響について配慮を求めた事例があります。これら影響の可能性がある場合には、JICAが協力を行う対象の事業 	<p>footnote 17)</p> <ul style="list-style-type: none"> - 派生的・二次的影響：An indirect impact is an impact which is caused by the project and is later in time or farther removed in distance than a direct impact, but is still reasonably foreseeable, and will not include induced impacts.（ESS1, Footnote 21,） - 累積的な影響：The cumulative impact of the project is the incremental impact of the project when added to impacts from other relevant past, present and reasonably foreseeable developments as well as unplanned but predictable activities enabled by the project that may occur later or at a different location. Cumulative impacts can result from individually minor but collectively significant activities taking place over a period of time. The environmental and social assessment will consider cumulative impacts that are recognized as important on the basis of scientific concerns and/or reflect the concerns of project-affected parties. The 	
--	--	--	--

	<p>において合理的と考えられる範囲内で、影響を調査・検討することとします。(JICA GL FAQ)</p>	<p>potential cumulative impacts will be determined as early as possible, ideally as part of project scoping. (ESS1, Footnote 22)</p> <p>- Cumulative Impact Assessment は、ESS 1 の Annex 1)に含まれる要素としても説明されている。含まれる内容は、下記のとおり。</p> <p>Cumulative Impact Assessment is an instrument to consider cumulative impacts of the project in combination with impacts from other relevant past, present and reasonably foreseeable developments as well as unplanned but predictable activities enabled by the project that may occur later or at a different location. (ESS 1, Annex1, para5)</p>	
<p>法令、基準、計画等との整合性</p>	<p>52. プロジェクトは、プロジェクトの実施地における政府（中央政府及び地方政府を含む）が定めている環境社会配慮に関する法令、基準を遵守しなければならない。また、実施地における政府が定めた環境社会配慮の政策、計画等に沿ったものでなければならない。</p> <p>53. プロジェクトは、原則として、政府が法令等により自然保護や文化遺産保護のために特に指定した地域の外で実施されねばならない（ただし、プロジェクトが、当該指定地区の保護の増進や回復を主たる目的とする場合はこの限りでない）。また、このような指定地域に重大な影響を及ぼすものであってはならない。</p>	<p>31. ESS6 では、生息地を ' a terrestrial, freshwater, or marine geographical unit or airway that supports assemblages of living organisms and their interactions with the nonliving environment.' と定義し、この定義に該当するエリアは、以下の3つの生息地に分類される。</p> <p>32. <u>Modified Habitat</u> : Modified habitats are areas that may contain a large proportion of plant and/or animal species</p>	<p>12. 世銀 ESS6 では3つの生息区分及び保護区の定義、リスク管理手法が定められている。法的に保護されている文化財についての要件が別途記載されている。</p>

		<p>of non-native origin, and/or where human activity has substantially modified an area's primary ecological functions and species composition¹¹. Modified habitats may include, for example, areas managed for agriculture, forest plantations, reclaimed¹² coastal zones, and reclaimed wetlands.</p> <p>33. <u>Natural Habitat</u> Natural habitats are areas composed of viable assemblages of plant and/or animal species of largely native origin, and/or where human activity has not essentially modified an area's primary ecological functions and species composition.</p> <p>34. <u>Critical Habitat</u> Critical habitat is defined as areas with high biodiversity importance or value, including: (a) habitat of significant importance to Critically Endangered or Endangered species, as listed in the IUCN Red List of threatened species or equivalent national approaches; (b) habitat of significant importance to endemic or restricted-range species; (c) habitat supporting globally or nationally significant concentrations of migratory or</p>	
--	--	---	--

		<p>congregatory species;</p> <p>(d) highly threatened or unique ecosystems;</p> <p>(e) ecological functions or characteristics that are needed to maintain the viability of the biodiversity values described above in (a) to (d).</p> <p>35. 借入人は3つのいずれかの生息地でプロジェクトを実施する場合、各々の要件を満たす必要がある。</p> <p>36. <u>Modified Habitat</u> : 生物多様性への影響を回避、最小化し、適切な緩和策を講じる。</p> <p>37. <u>Natural Habitat</u> 事業が負の影響を与えることが想定される場合、技術的、財政的な見地から他の代替案がない場合で、なおかつミチゲーションヒエラルキーに沿った配慮が難しく、その結果として生物多様性オフセットが難しい場合、このような生息域においては事業に関するいかなる活動も行わない。</p> <p>38. <u>Critical Habitat</u> 借入機関は以下の場合を除いて、いかなる活動も実施しない</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 実行可能な代替案が他に無い場合 2) 国内法制度や国際法で定められた手続きに則り採択された案件の場合 3) 想定された負の影響が生物多様性の減少や改変を伴 	
--	--	--	--

		<p>わない場合</p> <p>4) 絶滅危惧 IA 類、絶滅危惧種、生息地域限定種の個体数が長期にわたり減少するような事業でない場合</p> <p>5) 事業が重要な生息地の大幅な劣化や改変を伴わない場合</p> <p>6) 生物多様性のネットゲイン達成に必要なミチゲーションヒエラルキーが検討されている場合。</p> <p>39. 保護区について、ESS 6 Footnote 15 “A clearly defined geographical space, recognized, dedicated and managed, through legal or other effective means, to achieve the long-term conservation of nature with associated ecosystem services and cultural values.” と定義されている。(ESS6, para 26)</p> <p>40. 国際的に認知されている保護区の例示として、国際連合教育科学文化機関 (UNESCO) 世界遺産条約に基づいて作成された世界遺産リスト地域、UNESCO 生物圏保存地域、及びラムサール条約湿地に加え、生物多様性重要地域 (KBA : Key Biodiversity Areas)、重要野鳥生息地 (IBA ; Important Bird Areas)、ゼロ同盟地域 (Alliance for Zero Extinction Sites) が追加された。(ESS 6, footnote 16)</p> <p>「保護区」でプロジェクトを実施する場合やプロジェクトに影響を与える可能性がある場合、借入人は法的</p>	
--	--	---	--

		<p>ステータスと保護の目的に一致する範囲で事業を実施する。影響評価に基づき緩和策を立案し、保護区の一体性や保護目的、当該エリアの生物多様性を損なわないよう配慮する。もしプロジェクト対象地が3つの生息地区分のいずれかに該当する場合、借入人は当該生息地での事業実施要件を満たす必要があり、さらに保護区での要件を追加で満たす必要がある。(ESS 6, para 27)</p> <p>41. ESS8 Cultural Heritage では、対象は地域、国、国際レベルで認識されている有形文化財・無形文化財を含む。 法的に保護されている文化財の場合は、環境社会評価で当該文化財がリストされなくてはならない。また、国内法、国際的な文化財の規則、保護区の管理計画を遵守し、文化財のスポンサー、管理者、影響を受けるグループにコンサルテーションを行い、適宜保全のための追加プログラムを実施する。</p>	
社会的合意	54. プロジェクトは、それが計画されている国、地域において社会的に適切な方法で合意が得られるよう十分な調整が図られていなければならない。特に、環境に与える影響が大きいと考えられるプロジェクトについては、プロジェクト計画の代替案を検討するような早期の段階から、情報が公開された上で、地域住民等のステーク	42. ESS 10 では以下のとおり規定されている。 43. Borrowers will engage in meaningful consultations with all stakeholders. Borrowers will provide stakeholders with timely, relevant, understandable and accessible information, and consult with them in a culturally appropriate manner, which is free of manipulation,	13. 特になし。

	<p>ホルダーとの十分な協議を経て、その結果がプロジェクト内容に反映されていることが必要である。</p> <p>55. 女性、子ども、老人、貧困層、少数民族等社会的な弱者については、一般に様々な環境影響や社会的影響を受けやすい一方で、社会における意思決定プロセスへのアクセスが弱いことに留意し、適切な配慮がなされていなければならない。</p>	<p>interference, coercion, discrimination and intimidation. (ESS 10, para7)</p> <p>44. The Borrower will identify those project-affected parties (individuals or groups) who, because of their particular circumstances, may be disadvantaged or vulnerable². Based on this identification, the Borrower will further identify individuals or groups who may have different concerns and priorities about project impacts, mitigation mechanisms and benefits, and who may require different, or separate, forms of engagement. An adequate level of detail will be included in the stakeholder identification and analysis so as to determine the level of communication that is appropriate for the project. (ESS 10, para11)</p>	
生態系及び生物相	<p>56. プロジェクトは、重要な自然生息地または重要な森林の著しい転換または著しい劣化を伴うものであってはならない。</p> <p>57. 森林の違法伐採は回避しなければならない。違法伐採回避を確実にする一助として、プロジェクト実施主体者による、森林認証の取得が奨励される。</p>	<p>45. 法令、基準、計画等との整合性を参照</p>	<p>14. 法令、基準、計画等との整合性を参照</p>
非自発的住民移転	<p>58. 非自発的住民移転及び生計手段の喪失は、あら</p>	<p>46. ESS5 では用地取得、住民移転について以下のように規</p>	<p>15. 世銀では、ESS 5 Annex</p>

	<p>ゆる方法を検討して回避に努めねばならない。 このような検討を経ても回避が可能でない場合には、影響を最小化し、損失を補償するために、対象者との合意の上で実効性ある対策が講じられなければならない。</p> <p>59. 非自発的住民移転及び生計手段の喪失の影響を受ける者に対しては、相手国等により、十分な補償及び支援が適切な時期に与えられなければならない。補償は、可能な限り再取得価格に基づき、事前に行われなければならない。相手国等は、移転住民が以前の生活水準や収入機会、生産水準において改善又は少なくとも回復できるように努めなければならない。これには、土地や金銭による（土地や資産の損失に対する）損失補償、持続可能な代替生計手段等の支援、移転に要する費用等の支援、移転先でのコミュニティ再建のための支援等が含まれる。</p> <p>60. 非自発的住民移転及び生計手段の喪失に係る対策の立案、実施、モニタリングには、影響を受ける人々やコミュニティの適切な参加が促進されていなければならない。また、影響を受ける人々やコミュニティからの苦情に対する処理メカニズムが整備されていなければならない。</p> <p>61. 大規模非自発的住民移転が発生するプロジェクト</p>	<p>定されている。</p> <p>47. ESS は次のような恒久的または一時的な物理的移転、経済的移転に対して適用される。</p> <p>(a) Land rights or land use rights acquired or restricted through expropriation or other compulsory procedures in accordance with national law;</p> <p>(b) Land rights or land use rights acquired or restricted through negotiated settlements with property owners or those with legal rights to the land, if failure to reach settlement would have resulted in expropriation or other compulsory procedures;</p> <p>(c) Restrictions on land use and access to natural resources that cause a community or groups within a community to lose access to resource usage where they have traditional or customary tenure, or recognizable usage rights. This may include situations where legally designated protected areas, forests, biodiversity areas or buffer zones are established in connection with the project;</p> <p>(d) Relocation of people without formal, traditional, or recognizable usage rights, who are occupying or utilizing land prior to a</p>	<p>1の要件に沿って住民移転計画を作成することが求められる。</p>
--	---	---	-------------------------------------

	<p>トの場合には、住民移転計画が、作成、公開されていなければならない。住民移転計画の作成に当たり、事前に十分な情報が公開された上で、これに基づく影響を受ける人々やコミュニティとの協議が行われていなければならない。協議に際しては、影響を受ける人々が理解できる言語と様式による説明が行われていなければならない。住民移転計画には、世界銀行のセーフガードポリシーの OP4.12 Annex A に規定される内容が含まれることが望ましい。</p>	<p>project-specific cut-off date;</p> <p>(e) Displacement of people as a result of project impacts that render their land unusable or inaccessible;</p> <p>(f) Restriction on access to land or use of other resources including communal property and natural resources such as marine and aquatic resources, timber and non-timber forest products, fresh water, medicinal plants, hunting and gathering grounds and grazing and cropping areas;</p> <p>(g) Land rights or claims to land or resources relinquished by individuals or communities without full payment of compensation; and</p> <p>(h) Land acquisition or land use restrictions occurring prior to the project, but which were undertaken or initiated in anticipation of, or in preparation for, the project.</p> <p>48. 市場での売買 (voluntary, legally recorded market transactions) が成立する場合、ESS5 は適用されない。</p> <p>49. これまでの世銀セーフガード政策では、200 名以上の物理的住民移転が生じる場合は住民移転計画、200 名未満の場合は簡易住民移転計画の作成が求められていたが、ESS5 では、用地取得・住民移転が生じる場合は、基本的に、規模や影響に関わらず、住民移転計画</p>	
--	--	---	--

		<p>の作成が求められている (ESS 5, para 21)。用地取得がない一般的ではない場合、例えば、自発的取引 (“willing buyer/willing seller”)、自発的提供、エスクロー（法的な用地取得の際の供託金口座）などの対応について明確化。</p> <p>50. 住民移転計画に記載されるべき内容は、Annex 1 に整理されている。</p>	
<p>先住民族</p>	<p>62. プロジェクトが先住民族に及ぼす影響は、あらゆる方法を検討して回避に努めねばならない。このような検討を経ても回避が可能でない場合には、影響を最小化し、損失を補填するために、実効性ある先住民族のための対策が講じられなければならない。</p> <p>63. プロジェクトが先住民族に影響を及ぼす場合、先住民族に関する国際的な宣言や条約（先住民族の権利に関する国際連合宣言を含む）の考え方に沿って、土地及び資源に関する先住民族の諸権利が尊重されるとともに、十分な情報が提供された上での自由な事前の協議を通じて、当該先住民族の合意が得られるよう努めなければならない。</p> <p>64. 先住民族のための対策は、プロジェクトが実施される国の関連法令等を踏まえつつ、先住民族計画（他の環境社会配慮に関する文書の一部の場合もある）として、作成、公開されていなか</p>	<p>51. ESS7 では先住民族という名称については、「先住民族」という名称を使用しない国もあることから、それぞれの国の文脈に基づきより具体的に、該当する民族の例を明記し、「先住民族/サブサハラアフリカ地域にて歴史的に恩恵をうけていない伝統的地域コミュニティ (Indigenous People/Sub-Saharan African historically underserved traditional local communities (IP/SSAHUTLC))」に変更した。</p> <p>52. IP/SSAHUTLC の中に、少数先住民族 (indigenous ethnic minorities)、「アボリジニー (aboriginals)」、「山岳民族 (hill tribes)」、「弱小周辺集団 (vulnerable and marginalized groups)」、「少数部族 (minority nationalities)」、「指定部族 (scheduled tribes)」、「ファースト・ネーション (first nations)」や「部族集団 (tribal groups)」を対象とした。</p> <p>53. 借入人は先住民族との協議の上で事業の影響やリスクに応じた緩和策に関する計画を作成する (para 13)。</p>	<p>現行 GL では、十分な情報が提供された上での自由な事前の協議を通じて、先住民族の合意が得られるよう努めなければならないとされているが、ESS 7 は Free, prior and informed consent (FPIC) を得ることが要件となっている。</p>

	<p>ればならない。先住民族計画の作成にあたり、事前に十分な情報が公開された上で、これに基づく当該先住民族との協議が行われていなければならない。協議に際しては、当該先住民族が理解できる言語と様式による説明が行われていることが望ましい。先住民族計画には、世界銀行のセーフガードポリシーの OP4.10 Annex B に規定される内容が含まれることが望ましい。”</p>	<p>54. 旧 OP 4.10 では、相手国は、Free, prior, and informed consultation が求められたが、ESS 7 では、Free, Prior, and Informed Consent (FPIC) が求められる。</p> <p>55. FPIC の定義は次のとおり</p> <p>a) The scope of FPIC applies to project design, implementation arrangements and expected outcomes related to risks and impacts on the affected Indigenous Peoples/Sub-Saharan African Historically Underserved Traditional Local Communities;</p> <p>b) FPIC builds on and expands the process of meaningful consultation described in ESS10 and paragraph 23 above, and will be established through good faith negotiation between the Borrower and affected Indigenous Peoples/Sub-Saharan African Historically Underserved Traditional Local Communities;</p> <p>c) The Borrower will document: (i) the mutually accepted process to carry out good faith negotiations that has been agreed by the Borrower and Indigenous Peoples/Sub-Saharan African Historically Underserved Traditional Local Communities; and (ii) the outcome of the good faith negotiations between the Borrower and</p>	
--	--	---	--

		<p>Indigenous Peoples/Sub-Saharan African Historically Underserved Traditional Local Communities, including all agreements reached as well as dissenting views; and</p> <p>d) FPIC does not require unanimity and may be achieved even when individuals or groups within or among affected Indigenous Peoples/Sub-Saharan African Historically Underserved Traditional Local Communities explicitly disagree.</p>	
<p>労働及び作業状況</p>	<p>65. 別紙1 検討する影響スコープ「事故」、「人間の健康と安全」、「HIV/AIDS等の感染症」、「労働環境(労働安全を含む)」</p>	<p>56. ESS2では雇用と労働条件に関する相手国の要件を規定する。</p> <p>57. 実施機関とプロジェクト労働者との関係性によって、ESS2のうちどの要件が適用されるかが決まる。プロジェクト労働者は、直接雇用の従業員、コントラクター、下請け業者、(実施機関の)直接のサプライヤーの従業員、コミュニティ労働者が含まれる。</p> <p>58. 相手国は労務管理手順(labor management procedures)を定める。同手順は労働時間、給与の計算方法、超過勤務、年金等を含む明確な雇用条件、差別的雇用等の禁止、搾取の防止、弱者への配慮、結社・団体交渉の自由、児童労働・強制労働の禁止、苦情処理メカニズムの設置等の内容が盛り込まれる。</p> <p>59. 相手国は、関連するEHSガイドラインを踏まえて、労働者の労働安全衛生対策(Occupational Health and</p>	<p>15. ESS2では、労働者の雇用と労働条件等について具体的な要件が定められている。</p>

		<p>Safety Measures)を実施する。これらの対策は、ESCPに含まれる(ESS 2, para 9)。</p> <p>60. 労働組合などの結社の自由と団体交渉に関する労働者の権利が国内法で保証されていない場合、相手国はプロジェクト労働者の同権利を制限しない。また、結社や団体交渉に参加する労働者を差別してはいけない(ESS 2, para 16)。</p> <p>61. その他、差別禁止と機会均衡、苦情処理メカニズム設立が求められる。児童労働及び強制労働の禁止</p>	
環境汚染	66. 別紙1 検討する影響スコープ「大気、水、土壌、廃棄物、気候変動」	<p>62. ESS3ではエネルギー、水、その他の資源や物資の効率的な管理を重視。</p> <p>63. 相手国は、技術的・財政的に可能な場合、プロジェクトから生じる温室効果ガス(GHG)排出量を推計する。コミュニティ開発事業のような排出源が多様で小規模であり、重大な影響が想定されない場合は、推計は求められない。(ESS 3, para16)</p>	16. ESS 3では、技術的・財政的に可能な場合における温室効果ガス(GHG)排出量の推計が規定された。
コミュニティの衛生と安全	67. 別紙1 検討する影響スコープ「土地利用や地域資源利用、既存の社会インフラや社会サービス、HIV/AIDS等の感染症」	<p>64. ESS4では以下が規定されている。</p> <p>65. 緊急事態(人的・自然)がありうる事業ではESIAを通じてrisk hazard assessmentを実施し、コミュニティの衛生安全へのリスクを特定する。当該リスクの分析・評価を踏まえ、必要に応じて緊急事態対応計画(Emergency Response Plan、ERP)を策定する(ESS 4, para 20)。</p> <p>66. 水力発電、給水、灌漑、洪水制御等の用途のダムにつ</p>	17. ESS 4では、緊急事態対応計画、有害廃棄物管理計画、労働者の流入に伴うリスクの管理、保安員、気候変動に伴う構造物の安全性リスクの検討等が示された。

		<p>いて、GIIP (Good International Industry Practice) に従い、キャパシティのあるエンジニアによる安全対策を講じる (ESS 4, Annex 1, para 5)。</p> <p>67. 被影響コミュニティが危険物にさらされる可能性のある事業において、有害廃棄物管理計画 (Hazardous Waste/Materials Management Plan) を策定し、危険物を特定し保存、操作、使用、廃棄の実施体制と責任主体を明確にし、管理モニタリング計画及び緩和策実施を検討する。危険物の定義はEHSガイドラインに従う。(ESS 4, GN 18.4)</p> <p>68. 地域外からの労働者の流入による影響と対策：労働者の流入によるリスク (伝染病等) に配慮することが掲げられている (ESS 4, para 15)。世銀の Guidance Note on Managing Risks Related to Labor Influx によれば、「労働者の流入の削減」、「ESIA等を通じたリスクの把握と管理」、「緩和策の実施を建設工事契約の一部に含めること」の3点を対応原則とする。</p> <p>69. 相手国は、直接雇用の、もしくはコントラクターの従業員が保安員 (Security Personnel) として配置されることによって事業実施地内外のコミュニティにもたらされるリスクを評価し、仮に違法的・暴力的な行為の申し立てがあった場合にはそれをレビューする (ESS 4, para 24-27)。</p> <p>70. 気候変動に伴う急激 and/or 緩やかな気象の変化があるなか、構造物の設計、建設、供用は周辺コミュニティ</p>	
--	--	--	--

		の安全性リスクを考慮し、国内法、EHS ガイドライン、GIIP に沿って行われる (ESS 4, para 6)。	
文化財	68. 別紙1 検討する影響スコープ「文化遺産」	<p>71. ESS 8 Cultural Heritage</p> <p>72. 有形文化財は、考古学的、古生物学的、歴史的、建築的、宗教的、景観的または文化的に重要な価値を持つ動産、不動産、場所、構造物、構造物群、自然特性、景観を含む。これらは都市部/地方、地上/地下/水中の文化財を対象とする。</p> <p>73. 無形文化財は、慣習、表現、知識、技術、道具、工芸品、文化的な場所を含む。文化財は国の法律での保護の有無、過去の特長、過去の負の影響に関わらず対象となる。</p> <p>74. 相手国は文化財への影響は回避する。回避が不可能な場合は、mitigation hierarchy に従って緩和策を特定、実施する。必要な場合は実施タイムラインや各緩和策の必要なリソースの見積もりを含む Cultural Heritage Management Plan を策定する。</p> <p>75. 文化財・情報源の安全性のため、センシティブな場合は情報は内部秘となる</p> <p>76. 文化財使用者にはアクセスの提供を確保する</p> <p>77. Chance and Find Procedure の策定・その記載内容の明確化。</p> <p>78. 影響を受けるコミュニティーとコンサルテーションの強化</p>	18. ESS 8 の適用対象には無形文化財が含まれる。

		79. 必要な場合は、 Cultural Heritage Management Plan の作成。	
金融仲介者 (Financial Intermediaries)	<p>69. JICA は、金融仲介者等を通じ、プロジェクトにおいて本ガイドラインに示す適切な環境社会配慮が確保されるよう確認する。また、金融仲介者等の環境社会配慮確認実施能力を確認の上、必要に応じて実施能力強化のための適切な措置が取られることを求める。</p> <p>70. 金融仲介者等は、サブプロジェクトが環境や社会にもたらす可能性のある正及び負の影響を確認し、負の影響については、これを回避し、最小化し、緩和し、あるいは代償するために必要な方策を評価すると共に、さらに環境改善を図るための方策があれば当該方策も含めた評価を行うことを原則とする。</p> <p>71. 対象サブプロジェクトにカテゴリ A に分類されるものが含まれることが見込まれる場合、JICA は、原則として、カテゴリ A のサブプロジェクトについて、その実施に先立ち、カテゴリ A で求められているものと同様の環境レビュー及び情報公開を行う。</p> <p>72. 合意文書締結後に環境レビュー結果をウェブサイトで情報公開する。</p>	<p>80. 従来カテゴリ FI の取り扱いは、環境アセスメントについて規定した世銀 OP 4.01 中の項目のみであり、カテゴリ FI のみを取り扱った文書は存在していなかったが、現行世銀 OP でカテゴリ FI と分類される案件に対する規定が ESS 9 として設けられた。</p> <p>81. 金融仲介者は効果的な Environmental and Social Management System (ESMS) を構築し、維持しなくてはならない。ESMS を通じてサブプロジェクトのリスクや影響を評価し、対応する (ESS 9, para3)</p> <p>82. リスクや影響が小さい、もしくはほとんど発生しないサブプロジェクトに対しては相手国国内法を適用する。他方、重大なリスクが生じる事業について、ESS が適用され、金融仲介者は ESMS を通じてプロジェクトの管理を行う。</p>	19. ESS 9 には、金融仲介者による ESMS の構築といった、FI 事業に特化した要件が定められた。
モニタリング	73. 相手国等が環境社会配慮を確実に実施しているか確認するために、JICA は原則として、カテゴ	83. Environmental and Social Policy, H. Monitoring and implementation support	20. 特になし

	<p>リ A、B 及び FI のプロジェクトについては、一定期間、相手国等によるモニタリングの内重要な環境影響項目につき、相手国等を通じ、そのモニタリング結果を確認する。</p> <p>74. モニタリング結果の確認に必要な情報は、書面等の適切な方法により、相手国等より報告される必要がある。また、必要に応じ、JICA が自ら調査を実施することがある。</p> <p>75. 第三者等から、環境社会配慮が十分ではないなどの具体的な指摘があった場合には、その指摘を相手国等に伝達するとともに、必要に応じて、相手国等による適切な対応を促す。相手国等が対応するに当たっては、透明でアカウンタブルなプロセスにより、具体的な指摘事項の精査、対応策の検討、プロジェクト計画への反映がなされることを JICA は確認する。</p> <p>76. また、必要に応じ、JICA が環境社会配慮の実施状況等について確認するため、JICA は相手国等に対し、JICA が調査を行うことに対する協力を求めることがある。</p> <p>77. JICA は、環境社会配慮に関し事態の改善が必要であると JICA が判断した場合には、予め締結された合意文書に基づき、相手国等に対し、適切な対応を要求することがある。また、必要に応じ、JICA が自ら支援を実施することがある。さ</p>	<p>84. プロジェクトサイクル全体にわたるモニタリングと報告を重視されている。</p> <p>85. 世銀は ESCP 等の法的合意に従い、リスクと影響の規模に応じてモニタリングを行う。</p> <p>86. 法的合意書（ESCP を含む）に記載された対策やアクションが実施されていない場合はプロジェクトは完了したとみなされない。プロジェクト完了時の評価で、世銀は対策・アクションが実施されているか、継続して必要かを確認する。</p> <p>87. ESCP で合意された場合、世銀は相手国に、ステークホルダーや第三者（専門家、現地のコミュニティまたは NGO）とモニタリングの情報を補完もしくは確認するよう要求する（para 58）。</p> <p>88. ESS1 の規定は以下のとおり。</p> <p>89. ESCP で規定されたとおり相手国は定期報告書を提出する。</p> <p>90. モニタリングレポートは、ESCP 遵守、ESS 要件、実施段階のステークホルダーエンゲージメントについて記載する。</p> <p>91. 同レポートのレビューを踏まえて、必要な緩和策を実施し、改定 ESCP に記載する。</p> <p>92. 事故が起こった際には速やかに世銀に報告する。</p>	
--	--	---	--

	<p>らに、合意文書に基づき、JICAの要求に対する相手国等の対応が不適当な場合には、貸付実行の停止等のJICA側の措置を検討することがある。</p> <p>78. プロジェクトに重大な変更が生じた場合、改めてカテゴリ分類を行い3.2.1に従って環境レビューを行う。変更の概要と変更後のカテゴリ分類を公開し、主要な環境社会配慮文書を入手後速やかに公開する。</p> <p>79. JICAは、相手国等によるモニタリング結果について、相手国等で一般に公開されている範囲でウェブサイトで開催する。また、第三者等から請求があった場合は、相手国等の了解を前提に公開する。</p> <p>80. JICAが自ら詳細設計調査を実施する場合、その実施に先立ち、対象となるプロジェクトに関する環境レビューを実施する。必要に応じて、詳細住民移転計画をJICAは確認する。最終報告書をウェブサイトで開催する。</p> <p>81. 別紙1の記載</p> <p>82. プロジェクトの実施期間中において、予測が困難であった事態の有無や、事前に計画された緩和策の実施状況及び効果等を把握し、その結果に基づき適切な対策をとらなければならない。</p>		
--	--	--	--

	<p>83. 効果を把握しつつ緩和策を実施すべきプロジェクトなど、十分なモニタリングが適切な環境社会配慮に不可欠であると考えられる場合は、プロジェクト計画にモニタリング計画が含まれていること、及びその計画の実行可能性を確保しなければならない。</p> <p>84. モニタリング結果を、当該プロジェクトに関わる現地ステークホルダーに公表するよう努めなければならない。</p> <p>85. 第三者等から、環境社会配慮が十分でないなどの具体的な指摘があった場合には、当該プロジェクトに関わるステークホルダーが参加して対策を協議・検討するための場が十分な情報公開のもとに設けられ、問題解決に向けた手順が合意されるよう努めなければならない。</p>		
<p>別紙2 カテゴリ Aに必要な環境アセスメント報告書</p>	<p>86. カテゴリ A 案件のための環境アセスメント報告書</p>	<p>93. ESS 1, Annex 1に、ESIA と ESMP の構成要素が示されている。</p> <p>94. D. Indicative outline of ESIA は以下のとおり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ Executive Summary ・ Legal and Institutional Framework ・ Project description ・ Baseline Data ・ Environmental and Social Risks and Impacts ・ Mitigation Measures ・ Analysis of Alternatives 	<p>21.</p>

		<ul style="list-style-type: none">• Design Measures• Key Measures and Actions for the Environmental and Social Commitment Plan• Appendices 95. E. Indicative outline of ESMP は以下のとおり <ul style="list-style-type: none">• Mitigation• Monitoring• Capacity Development and Training• Implementation Schedule and Cost Estimates• Integration of ESMP with Project	
--	--	--	--

出典：JICA GL (2010), 世銀 ESF 2016)に基づき調査団が作成

(3) ADB、IFCのセーフガード政策で参照できる基準やグッドプラクティス等の整理

JICA GL 2.6 参照する法令と基準に関連して、ADB、IFCのセーフガード政策で参照できる基準やグッドプラクティス等を整理した。

ADB セーフガード別カテゴリ分類

ADBでは融資する事業に対して、その影響の程度に応じてADBのセーフガード政策に基づき、「環境政策」・「非自発的住民移転」・「先住民族」別にカテゴリ分類をしている。事業によって特に留意すべきリスクや影響が明らかになることで、当該リスクや影響に応じた効果的な環境社会配慮文書の作成及び審査が行われている。

IFCのパフォーマンス・スタンダード(PS)とガイダンス・ノート(GN)

IFCの戦略の枠組みは、「社会・環境の持続可能性に関するIFC政策(International Finance Corporation's Policy on Social and Environmental Sustainability)」と「環境と社会の持続可能性に関する以下8つのパフォーマンス・スタンダード(PS)が設けられており、分野に応じた配慮事項が整理されているため、関連事項に応じた配慮事項についてクライアントがチェックしやすい利点がある。また、これらのPSに対してその解釈を促進するためにガイダンス・ノートが公開されている。

PS1：環境・社会に対するリスクと影響の評価と管理（事業者に要求される環境・社会影響配慮の概要及び管理体制）

PS2：労働者と労働条件（プロジェクトに従事する労働者の人権への配慮）

PS3：資源効率と汚染防止（大気・水質・土壌などの汚染の回避又は最小化）

PS4：地域社会の衛生・安全・保安（プロジェクト周辺の地域社会への影響の回避または最小化）PS5：土地取得と非自発的移転（適正なプロジェクト用地取得プロセスと移転住民への社会的・経済的支援及び相応の補償）

PS6：生物多様性の保全および自然生物資源の持続的利用の管理（生物多様性の保護及び保全）

PS7：先住民族（先住民族への社会的・文化的・経済的影響の回避または最小化、及び相応の補償）

PS8：文化遺産（文化遺産の保護及び保全）

なお、世界銀行のセーフガードESFでも同様に10個のEnvironmental Social Standards (ESS)が整理されている。

世銀グループのセクター別 Environmental, Health, and Safety Guidelines (以下、EHSガイドライン)

EHSガイドラインは、一般的な環境・社会影響配慮の評価指標を含むガイドライン（一般EHSガイドライン）と、産業セクター別ガイドライン（産業セクター別EHSガイドライン）を併せて利用することが前提とされている。産業セクター別EHSガイドラインは、セクター特有に生じる潜在的影響を考慮し、環境・社会配慮の評価指標を含んでいるため、融資を受ける事業者及び審査機関が調査項目や配慮事項を著しく見落としすことはない。現

在、「農業」「化学」「林業」「製造」「インフラ」「鉱業」「石油・ガス」及び「発電」の8つのセクター別ガイドラインが公表されている。

地域別指針値の設定の考え方

WHO 大気質指針 (Air Quality Guidelines 2005) : 一般 EHS ガイドラインの大気質において、参照されている。各国の基準値は健康リスク、技術的実現可能性、経済的問題、政治的社会的要因等によって異なり得るものであり、これらの要因は大気質管理の進展レベル等に左右されるため、特に各国政府が政策目標を立てる際、WHO 大気質指針を法定基準としてそのまま採用する前に、国内独自の状況を慎重に考慮すべきであると認識している。この一例として WHO 大気質指針では、大気質指針に加えて大気汚染の段階的な改善を促進することを目的として SO₂、粒子状物質及びオゾンについては暫定目標 (interim target) が示されている。

EHS ガイドラインの火力発電セクター (排出ガス規制値) : 大気汚染が深刻な場所 (Degraded airshed : DA) それ以外 (Non-Degraded airshed : NDA) において異なる規制値を設定しており、汚染が深刻な地域での現状悪化を抑制している。

(4) 日本・他ドナーにおける環境社会配慮関連の「費用・便益の定量化方法」の取り扱い

JICA GL 別紙 1 「環境社会関連の費用・便益の定量化」に関連して、日本及び他ドナーにおける費用・便益の定量化方法の取り扱いについて確認を行った。

「環境影響評価法の規定による主務 大臣 が定めるべき指針等に関する 基本的事項」 (環境庁告示第八十七号、以下、「基本的事項」という) では、費用・便益の定量化は求められていない。

世銀 ESS 1 では、Annex 1. Environmental and social assessment, D. Indicative outline of ESIA の代替案比較について、For each of the alternatives, quantifies the environmental and social impacts to the extent possible, and attaches economic values where feasible. とされている。

ADB SPS では、The rationale for selecting the particular project location, design, technology, and components will be properly documented, including, cost-benefit analysis, taking environmental costs and benefits of the various alternatives considered into account. とされ、代替案分析の結果は、環境関連費用と便益を含む cost-benefit analysis を含めて、適切に記録されなければならないが、定量化は必ずしも求められていない (SPS Appendix 1, Safeguard Requirements 1: Environment, para 4)。

IFC Performance Standard 1 の Guidance Note, para 61 では、The client should consider economic, financial, environmental and social costs and benefits and identify to which parties these accrue. とされている。

JICA の事例では、用地取得費用や環境管理計画、モニタリングの実施等に係る費用は、事業費に含めて算定されている。

また、温室効果ガス排出量については、排出権取引価格という市場価格が存在するため、経済的価値を算出することが可能であることから、天然ガスコンバインドサイクル発電所建設事業で、同排出量を費用として含めて経済的内部収益率の算定を行った事例がある。

(5) 日本・他ドナーにおける「災害の環境影響評価」の取り扱い

JICA GL 別紙1「環境社会関連の費用・便益の定量化」に関連して、日本及び他ドナーにおける費用・便益の定量化方法の取り扱いについて確認を行った。

環境影響評価法に基づく環境アセスメントの事例

「環境影響評価法の規定による主務大臣が定めるべき指針等に関する基本的事項」（環境庁告示第87号）では、「影響要因の細区分の内容を規定し、影響要因の細区分ごとに当該影響要因によって影響を受けるおそれのある環境要素の細区分」として、下表に示す項目が示されている。

表 3-12 基本的事項に示される参考項目

<別表>

環境要素の区分		影響要因の区分		工 事	存在・供用
		細区分	細区分		
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持	大気環境	大気質	-----		
		騒 音	-----		
		振 動	-----		
		悪 臭	-----		
	水環境	水 質	-----		
		底 質	-----		
		地下水	-----		
		その他	-----		
	土壌環境 ・その他 の環境	地形・地質	-----		
		地 盤	-----		
		土 壌	-----		
		その他	-----		
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全	植 物	-----			
	動 物	-----			
人と自然との豊かな触れ合い	生態系	-----			
	景 観	-----			
環境への負荷	触れ合い活動の場	-----			
	廃棄物等	-----			
	温室効果ガス等	-----			

出典：環境省ウェブサイト (https://www.env.go.jp/policy/assess/2-2law/pdf/shikou_13.pdf)

事業セクター毎の主務大臣は、ここに示される項目の中から、事業特性に応じて標準的に選定する項目（参考項目）が定めている。結果として、この表に示されていない項目が、環境影響評価法に基づいて実施される環境アセスメントにおいて選定されることは極めて少ないことから、法に基づく環境アセスメントにおいて、災害に関連する項目が採用される例は殆ど見られない。

環境省ウェブサイト「環境影響評価情報支援ネットワーク」の検索結果によると、災害に関連した項目を選定しているのは、法に基づく環境影響評価では下表に示す2例のみである。（ここにあげた2件は環境影響評価法が施行後の事業であるが完全に適用される以前の経過措置案件であり、現在の実施されている環境影響評価法に基づく環境影響評価とは内容が異なる）

表 3-13 法に基づく環境影響評価で災害に関連する項目を選定した事業

災害に関連する項目		事業名
地形・地質	土地の安定性への影響／土砂流出量の変化／現況地形の変化	瀬戸都市計画瀬戸市南東部地区新住宅市街地開発事業環境影響評価書
地形・表層地質・土壌・特異な自然現象	地形の改変の程度／法面の安定性／表土の保全	市原都市計画事業 市東第一特定土地区画整理事業

出典：環境影響評価支援ネットワークの検索結果を基に JICA 調査団にて作成

上記2件はいずれも面開発事業であり、大規模な土地の造成により、斜面、法面の安定が損なわれ、地滑り、斜面崩壊といった災害の発生を想定して項目を選定している。

他ドナーの事例

世銀 ESS 4 では、インフラ、設備、製品、サービス、交通、危険物の設計及び安全性を通じ、Environmental and Social Impact Assessment の中で事業が周辺コミュニティの安全を損ねるリスクと影響を調査する。その際は気候変動による影響を考慮する。

(6) 国際機関、バイドナーの気候変動（GHG 排出）への対応の整理

JICA GL 別紙1「検討する影響スコープ」に関連して、世銀、IFC、ADB のセーフガードポリシーおよび赤道原則における GHG 排出にかかる規定を整理した。共通事項として、排出量が少なくなるような事業デザインの検討や、GHG 排出量の測定の実施が規定されているが、これに加えて、IFC の PS および赤道原則（2013年6月）においては、より排出量の少ない代替案の分析を行うことが求められている（赤道原則では、CO₂換算で年間10万トン超の排出が見込まれる場合）。

表 3-14 GHG 排出にかかる規定

GHG 排出にかかる規定	
世界銀行 ESF	As part of the environmental and social assessment of the project, the Borrower will

	GHG 排出にかかる規定
	<p>characterize and estimate sources of air pollution related to the project. This will include an estimate of gross GHG emissions resulting from the project, providing that such estimation is technically and financially feasible. Where the Borrower does not have the capacity to develop the estimate of GHG emissions, the Bank will provide assistance to the Borrower. For projects that have diverse and small sources of emissions (for example, community-driven development projects) or where emissions are not likely to be significant (for example, projects in education and social protection), GHG estimations will not be required. (ESS3, para 16)</p>
IFC PS	<p>In addition to the resource efficiency measures described above, the client will consider alternatives and implement technically and financially feasible and cost-effective options to reduce project-related GHG emissions during the design and operation of the project. These options may include, but are not limited to, alternative project locations, adoption of renewable or low carbon energy sources, sustainable agricultural, forestry and livestock management practices, the reduction of fugitive emissions and the reduction of gas flaring. (PS3, para 7)</p> <p>For projects that are expected to or currently produce more than 25,000 tonnes of CO₂-equivalent annually, the client will quantify direct emissions from the facilities owned or controlled within the physical project boundary, as well as indirect emissions associated with the off-site production of energy used by the project. Quantification of GHG emissions will be conducted by the client annually in accordance with internationally recognized methodologies and good practice. (PS3, para 8)</p>
ADB SPS	<p>The borrower/client will promote the reduction of project-related anthropogenic greenhouse gas emissions in a manner appropriate to the nature and scale of project operations and impacts. During the development or operation of projects that are expected to or currently produce significant quantities of greenhouse gases, the borrower/client will quantify direct emissions from the facilities within the physical project boundary and indirect emissions associated with the off-site production of power used by the project. The borrower/client will conduct quantification and monitoring of greenhouse gas emissions annually in accordance with internationally recognized methodologies. In addition, the borrower/client will evaluate technically and financially feasible and cost-effective options to reduce or offset project-related greenhouse gas emissions during project design and operation, and pursue appropriate options. (Appendix 1, para 39)</p> <p>Even though the significance of a project's contribution to greenhouse gas emissions varies between industry sectors, the significance threshold to be considered for these requirements is generally 100,000 tons of carbon dioxide equivalent per year for the aggregate emissions of direct sources and indirect sources associated with electricity purchased for own consumption. (Appendix 1, footnote 10)</p>

	GHG 排出にかかる規定
赤道原則	For all Projects, in all locations, when combined Scope 1 and Scope 2 Emissions are expected to be more than 100,000 tonnes of CO ₂ equivalent annually, an alternatives analysis will be conducted to evaluate less Greenhouse Gas (GHG) intensive alternatives. (Principle 2)

注：* スコープ 1 は、事業者が所有又は管理するものから直接排出される GHG、スコープ 2 は、電気、蒸気、熱の使用に伴い発生する GHG を指す。

出典：各文書より抜粋。注釈および強調表示は JICA 調査団

赤道原則では、温室効果ガス排出量の算定は、例えば温室効果ガスパロトコル (GHG Protocol) のような国際的に認知された方法やグッド・プラクティスに従い顧客が行う。世銀の ESS においては、相手国にそのような算定を実施する能力が無い場合は、世銀が代わりに算定を行う、あるいは算定できるような技術協力を行うことができる (ESS 3 para 16, footnote 14)。また、赤道原則による情報公開の要項は、カーボン・ディスクロージャー・プロジェクト (Carbon Disclosure Project) のようにプロジェクト単位での排出量報告を含む自主的な報告メカニズムによるものでも充足可能である。

(7) 他ドナーの不可分一体事業、派生的・二次的影響、累積的影響への対応の整理

JICA GL 別紙 1 「検討する影響スコープ」に関連して、世銀、ADB、IFC の不可分一体事業、派生的・二次的影響、累積的影響への対応を整理した。

不可分一体事業について、世銀、ADB、IFC のセーフガード文書は以下のような定義を採用している。

表 3-15 他ドナーの不可分一体事業の定義

機関	定義
世銀	For the purpose of this Policy, the term “Associated Facilities” means facilities or activities that are not funded as part of the project and, in the judgment of the Bank, are: (a) directly and significantly related to the project; and (b) carried out, or planned to be carried out, contemporaneously with the project; and (c) necessary for the project to be viable and would not have been constructed, expanded or conducted if the project did not exist. (para 11) The Bank will require the Borrower to demonstrate the extent to which it cannot exercise control or influence over the Associated Facilities by providing details of the relevant considerations, which may include legal, regulatory and institutional factors. (Environmental and Social Policy, footnote 17)
ADB	(ADB が支援する) 事業の一部としては実施されず (借入人や顧客、あるいは第三

機関	定義
	者から別個に資金提供される等)、その実現可能性や存在が完全に支援対象事業に依存しており、その資材・サービスは支援対象事業の円滑な運営のために不可欠であるような関連事業 (SPS, Appendix 1, para 6)
IFC	事業の一部として実施しない関連施設のうち、①その事業がなければ、その施設は建設、あるいは、拡張されることはなく、かつ、②その関連施設がない場合には、その事業は実行可能性がない施設 (PS1, para8)

出典：JICA 調査団にて作成

派生的・二次的な影響については下記のとおり。

表 3-16 他ドナーの派生的・二次的影響の定義

国際機関	定義
世銀	【派生的・二次的影響の定義】 An indirect impact is an impact which is caused by the project and is later in time or farther removed in distance than a direct impact, but is still reasonably foreseeable, and will not include induced impacts. (ESS1, footnote 21)
ADB	借入人や顧客は直接的、間接的、累積的、または事業により誘引されて生じる、物理的、生物的、社会経済的、文化的資源に対する環境影響やリスクを調査の早い段階で特定し、被影響住民や関心のある NGO を含む関係者との協議を通してその重大性や影響範囲を決定する。(SPS, Appendix 1, para 4)
IFC	【派生的・二次的影響の定義】 将来もしくは異なる場所で行われる可能性のあるプロジェクトに起因する、計画されていないが予測可能な開発による影響、または生物多様性、もしくは被影響コミュニティが生計手段として依存している生態系サービスに与える、間接的なプロジェクトの影響。(PS1, para8)

出典：JICA 調査団にて作成

表 3-17 他ドナーの累積的影響の定義

国際機関	定義
世銀	The cumulative impact of the project is the incremental impact of the project when added to impacts from other relevant past, present and reasonably foreseeable developments as well as unplanned but predictable activities enabled by the project that may occur later or at a different location. Cumulative impacts can result from individually minor but collectively significant activities taking place over a period of time. The environmental and social assessment will consider cumulative impacts that are recognized as important on the basis of scientific concerns and/or reflect the concerns of project-affected parties. The potential cumulative impacts will be determined as early as possible, ideally as part of project scoping. (ESS1, Footnote

国際機関	定義
	22)
ADB	プロジェクトにより影響を受ける範囲として、当該事業のさらなる開発、同地域内において同様の影響を与える要因、既存のプロジェクトや状況、そしてプロジェクトに起因する、アセスメントの実施段階において計画されているその他開発により生じる累積的影響により、潜在的に影響を受ける地域及びコミュニティ。(SPS, Appendix 1, para 6)
IFC	リスク及び影響を特定するプロセスが実施される時点で起こっている、もしくは具体的に計画されている開発、その他合理的に認知しうる開発行為が要因となって、協力を行う対象の事業により直接的に影響を受ける地域や資源に生じる追加的な影響の累積のこと。(PS1, para8)

出典：JICA 調査団にて作成

世銀、ADB、IFC の「不可分一体の事業」、「派生的・二次的影響」、「累積的影響」への対応状況について、下記のようにまとめた。

IFC の Good Practice Handbook: Cumulative Impact Assessment and Management (Aug 2013) では、スコーピングにより重要な環境社会項目 (VEC: Valued Environmental and Social Component) を絞って、累積的影響評価を行うことを推奨している。また IFC は、2018 年 1 月に、水力発電事業における累積的影響評価をテーマとしたトレーニングを実施している¹。

不可分一体事業について、ADB の Environmental Good Practice Sourcebook (draft 2012) では、詳細な影響評価を実施する必要は無いが、不可分一体事業が実施される場所や規模、潜在的な影響の重大さ、必要な許認可手続き、また、環境配慮手続きにかかる体制などについて IEE/EIA に記載すべきとしている。例えば、スリランカにおける ADB の送電線建設事業 (Green Power Development and Energy Efficiency Improvement Investment Program -Tranche 2: 220 kV Mannar Nadukuda Transmission Line Project) においては、将来接続される予定の風力発電所建設事業が、不可分一体事業とされ、その事業内容についても EIA に記載がある (EIA 6.4 Associated Facility - Wind Parks blocks, p151-154)。

JICA の事例としては、インドのミゾラム州で実施している道路拡幅事業 (No. 32 インド北東州道路網連結性改善事業) において、助言委員会ではアクセス改善による密漁の増加のリスク等についての議論がなされ、無秩序な開発による累積的影響や、周辺生態系への配慮を求める助言が出されている。

(8) 保護区、生物多様性、重要な自然生息地にかかる対応

JICA GL 別紙 1 「法令、基準、計画等との整合性」に関連して、世銀、ADB、IFC の自然生息地、及び保護区についてまとめた。

¹ Training Course on Cumulative Impacts of Hydropower Projects (January 23-23, 2018)
https://www.ifc.org/wps/wcm/connect/industry_ext_content/ifc_external_corporate_site/hydro+advisory/news/events/cumulative+impacts+of+hydropower+projects

他ドナーの自然生息地の定義

世銀 (ESS 6) では、生息地を 'a terrestrial, freshwater, or marine geographical unit or airway that supports assemblages of living organisms and their interactions with the nonliving environment.' と定義し、Modified habitat、natural habitat、critical habitat の3つに区分される。

Modified habitat: 農地、植林地、沿岸埋立地、埋め立て湿地など人為的に生態的機能や種組成が改変された土地を指す。(ESS6 para 19)

Natural habitat: 生態的機能や種組成が人為的に改変されていない原生のままの生息域を指す。(ESS6 para 21)

Critical habitat: 以下に示すような、生物多様性の重要度、価値が高い地域を指す (ESS6, para 23)

- a) IUCN のレッドリストや類似の指標により、絶滅寸前種ないし危惧種とされる生物種にとって重要な生息地
- b) 地域固有の、あるいは生息地が限られた生物種にとって重要な生息地
- c) 移動性の生物種や、集団を作る生物種にとって重要な生息地
- d) 危機に瀕した、あるいは固有の生態系
- e) 上記 a) から d) に示した生物多様性的価値の維持に必要な生態系機能や特徴

IFC と ADB は、生息地の区分を以下のとおり定義している。世銀も含めた三機関で定義はほぼ同様であるが、critical habitat について、IFC と ADB には、進化のプロセスに関するもの ("areas associated with key evolutionary processes") との文言があり、また ADB は、地元コミュニティにとっての重要性を定義に含めている。

表 3-18 IFC および ADB の生息地定義

定義	IFC (PS6)	ADB
Modified habitat	Modified habitats are areas that may contain a large proportion of plant and/or animal species of non-native origin, and/or where human activity has substantially modified an area's primary ecological functions and species composition. (para 11)	In areas of modified habitat, where the natural habitat has apparently been altered, often through the introduction of alien species of plants and animals, such as in agricultural areas (para 25)
Natural habitat	Natural habitats are areas composed of viable assemblages of plant and/or animal species of largely native	Land and water areas where the biological communities are formed largely by native plant and animal species, and where human activity

定義	IFC (PS6)	ADB
	origin, and/or where human activity has not essentially modified an area's primary ecological functions and species composition. (para 13)	has not essentially modified the area's primary ecological functions. (Glossary)
Critical habitat	Areas with high biodiversity value, including (i) habitat of significant importance to Critically Endangered and/or Endangered11 species; (ii) habitat of significant importance to endemic and/or restricted-range species; (iii) habitat supporting globally significant concentrations of migratory species and/or congregatory species; (iv) highly threatened and/or unique ecosystems; and/or (v) areas associated with key evolutionary processes. (para 16)	A subset of both natural and modified habitat that deserves particular attention. Critical habitat includes areas with high biodiversity value, including habitat required for the survival of critically endangered or endangered species; areas having special significance for endemic or restricted-range species; sites that are critical for the survival of migratory species; areas supporting globally significant concentrations or numbers of individuals of congregatory species; areas with unique assemblages of species or that are associated with key evolutionary processes or provide key ecosystem services; and areas having biodiversity of significant social, economic, or cultural importance to local communities. (Glossary)

三機関とも、Modified habitat で事業を実施する際の要件は、特にない。

Natural habitat 事業実施の要件

Natural habitat において事業を実施する要件について、下表にまとめる。

表 3-19 Natural habitat における事業実施要件

国際機関	Natural habitat における相手国に求められる要件
世銀 ESS 6	<p>If natural habitats are identified as part of the assessment, the Borrower will seek to avoid adverse impacts on them in accordance with the mitigation hierarchy. Where natural habitats have the potential to be adversely affected by the project, the Borrower will not implement any project-related activities unless:</p> <p>(a) There are no technically and financially feasible alternatives; and</p> <p>(b) Appropriate mitigation measures are put in place, in accordance with the mitigation hierarchy, to achieve no net loss and, where feasible, preferably a net gain of biodiversity over the long term. When residual impacts remain</p>

国際機関	Natural habitat における相手国に求められる要件
	<p>despite best efforts to avoid, minimize and mitigate impacts, and where appropriate and supported by relevant stakeholders, mitigation measures may include biodiversity offsets adhering to the principle of “like-for-like or better.” (para 22, ESS6)</p>
ADB SPS	<p>In areas of natural habitat, the project will not significantly convert or degrade such habitat, unless the following conditions are met:</p> <p>(i) No alternatives are available.</p> <p>(ii) A comprehensive analysis demonstrates that the overall benefits from the project will substantially outweigh the project costs, including environmental costs.</p> <p>(iii) Any conversion or degradation is appropriately mitigated.</p> <p>Mitigation measures will be designed to achieve at least no net loss of biodiversity. They may include a combination of actions, such as postproject restoration of habitats, offset of losses through the creation or effective conservation of ecologically comparable areas that are managed for biodiversity while respecting the ongoing use of such biodiversity by Indigenous Peoples or traditional communities, and compensation to direct users of biodiversity.</p> <p>(para 26, 27, ADB SPS)</p>
IFC PS6	<p>The client will not significantly convert or degrade⁷ natural habitats, unless all of the following are demonstrated:</p> <ul style="list-style-type: none"> · No other viable alternatives within the region exist for development of the project on modified habitat; · Consultation has established the views of stakeholders, including Affected Communities, with respect to the extent of conversion and degradation; and · Any conversion or degradation is mitigated according to the mitigation hierarchy. <p>In areas of natural habitat, mitigation measures will be designed to achieve no net loss of biodiversity where feasible. Appropriate actions include:</p> <ul style="list-style-type: none"> · Avoiding impacts on biodiversity through the identification and protection of set-asides; · Implementing measures to minimize habitat fragmentation, such as biological

国際機関	Natural habitat における相手国に求められる要件
	<ul style="list-style-type: none"> ・ corridors; ・ Restoring habitats during operations and/or after operations; and ・ Implementing biodiversity offsets. <p style="text-align: right;">(para 14, 15, PS6)</p>

critical habitat に影響を及ぼすような事業の実施については、以下の要件を満たすことが求められる。

国際機関	Critical habitat における相手国に求められる要件
世銀 ESS 6	<p>以下の要件が全て満たされない限り、相手国は critical habitat でプロジェクトを実施しない(para24)。</p> <ul style="list-style-type: none"> a) No other viable alternatives within the region exist for development of the project in habitats of lesser biodiversity value; b) All due process required under international obligations or national law that is a prerequisite to a country granting approval for project activities in or adjacent to a critical habitat has been complied with; c) The potential adverse impacts, or likelihood of such, on the habitat will not lead to measurable net reduction or negative change in those biodiversity values for which the critical habitat was designated; d) The project is not anticipated to lead to a net reduction in the population¹³ of any Critically Endangered, Endangered, or restricted-range species, over a reasonable time period;¹⁴ e) The project will not involve significant conversion or significant degradation of critical habitats. In circumstances where the project involves new or renewed forestry or agricultural plantations, it will not convert or degrade any critical habitat; f) The project's mitigation strategy will be designed to achieve net gains of those biodiversity values for which the critical habitat was designated; and g) A robust and appropriately designed, long-term biodiversity monitoring and evaluation program aimed at assessing the status of the critical habitat is integrated into the Borrower's management program.
ADB SPS	<p>以下の要件が満たされない限り、プロジェクトを実施しない。</p> <ul style="list-style-type: none"> (i) There are no measurable adverse impacts, or likelihood of such, on the critical habitat which could impair its high biodiversity value or the ability to function.

国際機関	Critical habitat における相手国に求められる要件
	<p>(ii) The project is not anticipated to lead to a reduction in the population of any recognized endangered or critically endangered species⁶ or a loss in area of the habitat concerned such that the persistence of a viable and representative host ecosystem be compromised.</p> <p>(iii) Any lesser impacts are mitigated in accordance with para. 27.</p> <p>※para 27. Mitigation measures will be designed to achieve at least no net loss of biodiversity. They may include a combination of actions, such as postproject restoration of habitats, offset of losses through the creation or effective conservation of ecologically comparable areas that are managed for biodiversity while respecting the ongoing use of such biodiversity by Indigenous Peoples or traditional communities, and compensation to direct users of biodiversity.</p>
IFC	<p>以下の全ての要件が満たされない限り、クライアントは Critical habitat でプロジェクトを実施しない(PS 6, para 17)。</p> <p>a) No other viable alternatives within the region exist for development of the project on modified or natural habitats that are not critical;</p> <p>b) The project does not lead to measurable adverse impacts on those biodiversity values for which the critical habitat was designated, and on the ecological processes supporting those biodiversity values;¹²</p> <p>c) The project does not lead to a net reduction in the global and/or national/regional population¹³ of any Critically Endangered or Endangered species over a reasonable period of time;¹⁴ and</p> <p>d) A robust, appropriately designed, and long-term biodiversity monitoring and evaluation program is integrated into the client' s management program.</p>

ESS 6 の要件は、IFC の PS とほぼ同様であるが、ESS 6 では、ネットゲインにつながるような緩和策を実施することが求められている。

他ドナーにおける保護区の定義

前出の生息地区分に加えて、法的な保護区に指定されている地域に該当する場合の世銀、ADB、IFC のポリシーは以下のとおり。

世銀の ESS 6 は、各国が法的に保護している地域に加えて、国際的に認知された地域も保護区に含めている (para 26)。国際的に認知されている保護区の例示として、国際連合教育科学文化機関 (UNESCO) 世界遺産条約に基づいて作成された世界遺産リスト地域、UNESCO 生物圏保存地域、及びラムサール条約湿地に加え、生物多様性重要地域 (KBA : Key Biodiversity Areas)、重要野鳥生息地 (IBA ; Important Bird Areas)、ゼロ同盟地域 (Alliance for Zero Extinction Sites) が示されている (ESS 6, footnote 16)。

ADB SPS には、保護区に関する規定はあるが、該当例は示されていない (SPS, Appendix 1, para 30)。

IFCのPS6では、各国が法的に保護している地域に加えて、政府が保護区に制定することを提案している地域や、国際的に認知された地域も保護区に含めている(PS 6, footnote 16)。国際的に認知された地域とは、UNESCOによる世界自然遺産(Natural World Heritage)や人間と生物圏(Man and the Biosphere Reserves)、Key Biodiversity Areas、ラムサール条約に登録された湿地などを指す(PS 6, footnote 17)。

国際機関	保護区における相手国に求められる要件
世銀 ESS 6	<p>para 13 から 25 の要件 (各生息地区分に応じて満たされなければならない要件) に加えて、相手国は以下を行う(para27)。</p> <ul style="list-style-type: none"> a) Demonstrate that the proposed development in such areas is legally permitted; b) Act in a manner consistent with any government recognized management plans for such areas; c) Consult and involve protected area sponsors and managers, project-affected parties including Indigenous Peoples, and other interested parties on planning, designing, implementing, monitoring, and evaluating the proposed project, as appropriate; and d) Implement additional programs, as appropriate, to promote and enhance the conservation aims and effective management of the area.
ADB SPS	<p>para 28 (critical habitat の要件) に加えて、相手国/クライアントは以下を満たす。</p> <ul style="list-style-type: none"> (i) Act in a manner consistent with defined protected area management plans. (ii) Consult protected area sponsors and managers, local communities, and other key stakeholders on the proposed project. (iii) Implement additional programs, as appropriate, to promote and enhance the conservation aims of the protected area.
IFC	<p>クライアントは、para 13 から 19 (Natural habitat または Critical habitat の要件) に加えて、以下の行う (PS 6, para 20)。</p> <ul style="list-style-type: none"> a) Demonstrate that the proposed development in such areas is legally permitted; b) Act in a manner consistent with any government recognized management plans for such areas; c) Consult protected area sponsors and managers, Affected Communities, Indigenous Peoples and other stakeholders on the proposed project, as appropriate; and d) Implement additional programs, as appropriate, to promote and enhance the conservation aims and effective management of the area.18

1.2 JICA の能力強化の実績及び課題

(1) JICA の能力強化策の実績及び課題

JICA が 2012 年から 2017 年に実施した、環境社会配慮研修関連の実績を以下の表に示す。2015 年以降、年間参加者は 1,000 人を超えており、多くの関係者が環境社会配慮にかかる研修を受けている。現地調査及び質問票では、環境社会配慮にかかる研修への参加要望が実施機関から多くあげられている。日本での研修は望ましいが、参加者が限れる場合は自国または周辺国でも良いので、より多くの実務者が受講できるように配慮してほしいという意見があった。

JICA が実施する環境社会配慮実務研修には、実施機関等の職員が 2015 年度 101 名、2016 年度 203 名、2017 年度 142 名参加している。なお、本調査対象 38 件中 16 件では、事業関係者の研修への参加が確認された。

特にミャンマーでの現地調査では、ODA の経験が少なく、環境社会配慮専門家等が多く存在しないことから切実な依頼があった。ミャンマーでは世銀、オーストラリア外務貿易省、ADB、JICA が連携しながら環境社会セーフガードのラーニングセンターの設立を支援しており、このような相手国内のラーニングセンターの活用も検討する価値があると思われる。また、世銀の E-learning 研修は全世界を対象に開始されており、誰でも受講できるようになっている¹。

上記の E-learning に追加して、世銀は相手国でのトレーニング機関と提携して現地でのトレーニングを展開しているケースが見られる（例：インド国では Administrative Staff College of India にて、パキスタンでは University of Punjab の BRAC Development Institute in Bangladesh²）。インドでは政府職員用の訓練機関で世銀の支援として用地取得・住民移転にかかる訓練が行われており、政府職員ではないものも参加可能となっている（有料）。また、上述の通り、ミャンマーでは世銀、オーストラリア外務貿易省、ADB、JICA が連携し MONREC ECD にラーニングセンターを設立し、環境社会配慮にかかるトレーニングを展開する予定である。

インドでの現地調査では、実施機関であるデリーメトロ公社がインド国内のメトロ事業でコンサルタント業務に従事していることから、他のメトロ公社の環境社会配慮担当者を対象に定期的にワークショップを開催し、自分たちの経験・課題を持ち寄り、協議することで環境社会配慮上の課題を解決したり、日本の進んだ環境対策を学ぶ場を持ちたいといった意見も出ていた。

表 3-20 環境社会配慮研修実績

参加者内訳	参加人数（人）					
	2012 年	2013 年	2014 年	2015 年	2016 年	2017 年

¹ 世銀の ESF にかかる E-learning: https://世銀.g.sabacloud.com/Saba/Web_spf/NA1PRD0002/common/leclassview/do世銀t-00033603

² プレスリリース「Launch of Centers of Excellence for the Management of Land Acquisition, Resettlement, and Rehabilitation in South Asia (April 9, 2013)」 <http://www.worldbank.org/en/news/press-release/2013/04/08/launch-centers-land-acquisition-resettlement-rehabilitation-south-asia-mlarr>

JICA 職員向け研修(導入研修等)	323	484	285	398	501	661
専門家赴任前研修	164	0	0	0	1	0
途上国関係者(研修員等)	84	100	145	101	325	348
コンサルタント能力強化	97	74	126	79	80	109
大学等教育機関	N/A	46	22	147	67	30
その他	30	226	116	458	428	150
合計	698	930	694	1,173	1,402	1,298

出典：JICA 調査団にて作成

2017年に実施した課題別研修等による本邦での協力相手国実施機関等向け説明及び JICA 審査部職員が海外出張時に実施した協力相手国実施機関等向けの説明会の詳細を以下の表に示す。

表 3-21 課題別研修等による本邦での協力相手国実施機関等向け説明 (2017年)

日時	内容	対象国	参加人数(人)
2017/4/4, 10	課題別研修「円借款における環境社会配慮実務」	ボリビア、カメルーン、インド、モザンビーク、ミャンマー、パキスタン、パプアニューギニア、フィリピン、タンザニア、チュニジア、ザンビア	19
2017/6/6	円借款案件の形成・実施監理に係る本邦招聘	エチオピア、ガーナ	16
2017/6/30	課題別研修「地熱開発と環境への影響」	不明	17
2017/8/7, 9	課題別研修「公共事業における市民参加、合意形成及び住民移転事業」	不明	12
2017/8/23	仏語圏アフリカ ODA ローン研修	不明	28
2017/9/6	MJTD ¹ (ミャンマー・ティラワ SEZ 開発事業実施機関)向けガイドラインセミナー(TV会議)	ミャンマー	8
2017/12/13	南アジア地域 ODA ローンセミナー	不明	22
2018/2/1	課題別研修「開発事業における環境社会配慮実務」	カメルーン、エチオピア、ガーナ、インドネシア、イラク、ラオス、リベリア、マダガスカル、モーリシャス、モロッコ、ミャンマー、ソロモン、スリランカ	20

¹ Myanmar Japan Thilawa Development Ltd.

出典：JICA 調査団にて作成

表 3-22 審査部職員海外出張時の協力相手国実施機関等向け説明（2017年）

日時	内容	対象国	参加人数（人）
2017/12/11	FIDIC Asia-Pacific Member Associations (ASPAC) EIA セミナー	ジャカルタ	95
2017/12/14	FIDIC Asia-Pacific Member Associations (ASPAC) EIA セミナー	ハノイ	80
2018/1/22	実施機関向けセミナー	不明	31

出典：JICA 調査団にて作成

第4章 今後の作業

第1.4節に示されているとおり、第二期の今後の作業として下記を想定している。

- 1) 中間報告書案を助言委員会で共有し、コメントを受けて中間報告書を最終化
- 2) 残り 62 案件分の個別案件シートを改定
- 3) 後半調査対象案件については該当する調査アイテムにかかる情報のギャップがある場合は質問票を送り、適宜更新
- 4) 質問票回答に基づき、調査アイテム表及び個別案件シートを追加更新
- 5) 世界銀行等に追加聞き取り
- 6) 残りの現地調査対象 4 案件（インドネシア、タンザニア、コスタリカ、マイアミ経由ボリビア）については現地調査で更なる情報収集を行い、分析
- 7) 分析結果を踏まえて、ガイドライン改定のための論点（案）の整理
- 8) 最終報告書（案）の作成
- 9) 助言委員会のコメント、パブリックコメントを受けて最終報告書を作成